

独立行政法人国際協力機構

アフリカ地域
投資促進支援業務

エチオピア
投資促進分野情報収集結果報告書

2015年12月

株式会社コーエイ総合研究所

EY 新日本サステナビリティ株式会社

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、2015年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また掲載した情報・コメントは、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイ総合研究所、EY 新日本サステナビリティ株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の損失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ独立行政法人国際協力機構、株式会社コーエイ総合研究所、EY 新日本サステナビリティ株式会社がかかる損害の可能性について知らされていても同様とします。

要約

1. 調査の概要

アフリカ地域投資促進支援業務は、アフリカ 3 カ国（ケニア、ザンビア、ガーナ）に対する専門家派遣と 4 カ国（エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、カメルーン）に対する投資促進に係る情報収集・分析を行うことを目的としている。エチオピアにおける投資促進情報収集調査においては、投資ポテンシャル、投資環境、投資促進機関組織・機能等に係る現状を把握し、投資促進に当たっての政策課題を整理する。

2. マクロ経済動向

エチオピアは、8,700 万人とサブサハラアフリカで 2 番目の人口規模と 6 番目の国内総生産（GDP）の規模（約 350 億ドル）を有している。エチオピアは、過去 10 年間 10%前後の高い経済成長を実現してきたが、その間 2004/05 年に GDP 全体の 51.9%を占めていた第 1 次産業は、年々その割合を低くし、2013/14 年には 39.9%になった。また、第二次産業と第三次産業の割合は、各々 2004/05 年の 10.6%、37.5%から 2013/14 年には 14.2%、45.9%に拡大してきた。貿易動向をみると、過去 10 年間、輸出は農産物を中心に順調に伸びているが、経済成長に伴い資本財、消費財、燃料等の輸入が急速に増加し、2013/14 年には約 100 億ドルの大幅な貿易赤字となっている。同時点における外貨準備高も輸入額の 1.8 カ月分にとどまった。

3. 投資動向分析

エチオピアの GDP に占める総資本形成の割合は 2004/05 年の約 25%から 2013/14 年には約 40%と順調に増加している。また資本収支における公共投資と民間直接投資の割合は 2013/14 年には約 65 対 35 となっており、公共投資の割合が大きいのが特徴である。民間直接投資における外国投資の割合は 2011 年以降 9 割近くを占めており、外国投資に大きく依存する構造となっている。エチオピア投資委員会（Ethiopian Investment Commission: EIC）の統計によれば、外国投資に関しては、投資流入ベースで 2005 年の約 28 億ブルから 2014 年の約 70 億ブルと緩やかに増加しており、業種別では製造業が一番高い比率を占めている。

現在、エチオピアへの外国投資は、縫製業、皮革業、製靴業を始めとする低廉な労働力を必要とする分野への投資、気候・地理的な立地の優位性を活用した花卉産業等農業、不動産投資等が見られる。また、アフリカ第 2 位の人口を有するエチオピアを市場として見据えた進出事例（例：飲料、建築資材、電機）や、医療・保健、エネルギー等エチオピアの持つ社会課題への対応を市場と捉えた進出事例もある。既進出企業では、川上から川下部門の統合を進めて原材料の確保と品質管理を強化するなかで、追加投資を行う例も見受けられる。

4. 投資ポテンシャル分析

エチオピアにおいては、労働集約型産業については優位性を有するが、製品の入れ替えが比較的短期に行われる製品や輸入原材料による組み立て加工の場合、物流に係る課題を検討する必要がある。国内市場向けの消費財等の製造についてはポテンシャルがあるが、流通面での参入障壁、外貨割当の課題等に留意する必要がある。

表 エチオピアの投資機会

	投資機会	留意事項
労働集約型産業	労働賃金に敏感な労働集約型産業（製造業：縫製、組み立て型産業、サービス業等）	<ul style="list-style-type: none"> 生産性が低いことに留意する必要がある。 物流の課題から、組み立て型の場合、原材料輸入と製品輸出に係るコスト・納品までのリードタイムにより評価が変わる可能性あり。
国内需要指向	食品、日用品、消費材製造、建設資材製造	<ul style="list-style-type: none"> 国内物流インフラの課題に留意（道路、倉庫等インフラの未整備）。 外資については、輸入貿易禁止。 電力の質に課題。 コンクリートの製造は外資参入不可。
インフラ整備	発電	<ul style="list-style-type: none"> 外資参入の法整備に留意が必要。
農産品、皮革等加工・輸出	農産加工 皮革加工	<ul style="list-style-type: none"> 良質の原材料確保に向けて、外資によっては、自社農園等による生産の動きがある。
航空貨物の活用による産業	生鮮農産品の輸出 軽量で付加価値の高い製品の輸出加工	<ul style="list-style-type: none"> 食品輸出の場合、先進国市場における食品品質・安全基準等をクリアする必要がある。 コールドチェーンの未発達による生鮮品輸出困難の可能性もあり。 電力の質の課題に留意。

出所：JICA 調査団作成。

5. 投資政策分析

エチオピア政府は 5 カ年開発計画である「第一次成長と構造改革計画（2010/2011-2014/15）」（GTP-I）、続く「第二次成長と構造改革計画（2015/16-2019/20）」（GTP-II）において、2025 年までに中所得国の仲間入りをするという目標を掲げている。外国投資はこの政策目標達成に向けて、雇用創出・外貨獲得・生産性向上等を通じた原動力となるとして、大きな期待が寄せられている。

外国及び内国投資に関する基本的な法的枠組みとしては、2012 年に公布された「投資に関する布告」（Proclamation No.769/2012）及び同年に発行された「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則」（Council of Ministers Regulation No.270/2012）が定められている。従来工業省傘下にあったエチオピア投資庁（Ethiopia Investment Agency: EIA）は、首相府の下で独立した EIC として組織改編され、政府一体となった政策形成・実施が可能となった。同機関の意志決定・監督機能を果たすエチオピア投資理事会（Ethiopian Investment Board: EIB）の議長は首相が務めている。

しかしながらエチオピアにおいては、電力・通信・銀行・保険・貿易業・運送等の分野については、政府独占の分野や外資の参入を禁止している分野もあり、こうした分野における業務の質・効率の向上、民間参入機会の二つの面から課題となっている。また、外資の参入についてはネガティブリストとポジティブリストの双方から規定している。そのため、実際には EIC はポジティブリストを基に参入可否を決定しているが、各分野の詳細が明記されておらず、一部のサービス分野についてはグレーな分野があるなど投資家の混乱を招いている。

投資促進に向けた税制インセンティブとしては、製造業、農業・農産加工、発電等、業種を限定し、所得税免税、資機材の免税輸入を認める。所得税免税は、業種によって免税期間が異なり、立地する地域によって、この期間に加えた免税期間の延長が認められる。地域によっては、更に減税期間が認められる。併せて、100%以上の規模拡大を伴う追加投資、製品の60%以上の輸出の場合にも、免税期間の延長を得られる。

このほか輸出促進を目的とした、輸出向け製品の原材料輸入に係る免税、通関手続きの簡素化に向けた関税還付制度、バウチャー制度、保税工場システム等のスキームを有している。しかし、制度の構造が複雑、手続きに時間がかかる等の理由で十分に利用されていない。

エチオピア政府は、戦略的な産業を国内外から誘致し、産業構造の改革と、輸出及び雇用の増大による経済成長を加速化させるために工業団地開発を促進する目的で、2015年4月に「工業団地に関する布告」(Proclamation No.886/2015)を公布した。工業団地開発は、同国のインフラ・物流・通関・大企業と中小企業とのリンケージ・環境保護等の問題に対処することも目的としており、今後工業団地の開発に伴い、ワンストップサービスの機能も充実させて本格的に外資を誘致する計画である。

6. 投資環境分析

エチオピアにおける投資環境上の重要な課題は以下のとおり。

(1) 会社設立及び投資関連許認可制度

エチオピアへの投資を希望する外国投資家は、EIC から投資許可 (investment permit) を取得し、商業登記 (commercial registration) を行うことで法人格を確立する必要がある。投資プロジェクトを開始し、計画した事業が開始されるまでは、投資許可を更新するが、実際に生産活動や、サービス提供を開始するためには、更にビジネス・ライセンスを取得する必要がある。その後はビジネス・ライセンスを毎年更新することが義務づけられている。投資許可、ビジネス・ライセンスの発行に向けた審査では、審査基準が明らかにされていない。中小企業、黒字転換に時間を要した企業等の投資許可やビジネス・ライセンス更新において、当局側が公式な要件以外の理由に許可に難色を示す、追加の説明を求めるなど

の事例が見られた。また、所得レベルに比して投資許可における最低資本金額が高い。事業継続に当たってのビジネス・ライセンスの更新は貿易省が管轄となるが、税務調査結果を含め、書式の準備に時間がかかるなど、煩雑である。

このような課題に対応するため、工業団地内での投資関連手続きについてワンストップサービスの機能拡充を予定している。また、上記課題の解決に向けたドナー支援として、国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）の主導で、英国・カナダ・イタリア・ノルウェー等のドナーがビジネス関連の各種許認可手続きに関する簡素化や電子化に関する包括的な支援を実施している（Multi Donor Initiative for Private Sector Development - Investment Climate Program）。

(2) 労務・人材育成

エチオピアの労務制度は核となる「労働に関する布告」（Proclamation No.377/2003）において労働者の雇用・就労・労働組合・労働争議等の内容が包括的かつ詳細に規定されている。他方、外国人駐在員の雇用・短期派遣技術者等のビザ取得については当該外国人雇用の必要性等に係る解釈が担当部署によって異なり、恣意的な運用がなされているために、外国投資企業の円滑なオペレーションに支障をきたしている。また、駐在員の労働許可・居住許可の1年毎の更新の手続が煩雑である。さらに、産業人材育成に係る職業訓練機関や産業振興機関等のトレーニングが外資系企業のニーズにマッチしておらず、企業は独自の訓練を行っているため、人材育成のコスト負担が大きい。他方、かかる産業人材育成については、企業側の求める人材の訓練ニーズと政府機関が実際に提供している訓練のミスマッチを解消するため、世界銀行（世銀）は Competitiveness and Job Creation Project において、工業団地入居企業が必要とするスキル・知識に基づき customized training を提供する体制の構築支援を行っている。

(3) 外貨割当(L/C・対外送金)

エチオピアの投資に関する布告では外国投資家はインセンティブの有無に関わらず利益・配当、借入金にかかる元本・利子、技術移転に係るフィー等を自由に送金できる制度を有している。しかしながら、エチオピアは経済成長の途上にあり、インフラ整備等大型投資が増加する局面にある。そのため、外貨の需要と供給のミスマッチが発生している。また、エチオピア政府の現在の外国為替管理体制は、資本取引が自由化されておらず、利益等の外国送金はその都度国立銀行（National Bank of Ethiopia: NBE）の事前許可が必要となっている。かかる状況は輸出業者の外貨保有に制約を課すと共に、信用状（letter of credit: L/C）開設、利益送金等に対する時間を長期化して企業の円滑なオペレーションを阻害している。

エチオピアの主な外貨収入源は、一次製品の輸出による外貨収入、国外のディアスポラ（海外居住エチオピア人）等からの送金、外国直接投資（Foreing Direct Investment: FDI）に

よる外貨収益であり、いずれも増加傾向にあるものの短期的には大幅な改善にはならない。政府はユーロ建て国債を発行するなど外貨獲得の方法を模索しているが、需給ギャップ解消のためには、政府による大型投資で整備が進む水力発電所の操業が開始され、電力輸出が実現するなど、「外貨獲得サイクル」に入ることを待つ必要がある。NBE では、外国為替管理に関する政策ペーパーを準備しており、現状維持か、方針変更か、その是非について分析調査を行っている。将来、十分な外貨収入が確保され、政府の外貨準備が改善されれば、規制緩和の方向に動くことが見込まれる。

(1) 税務・会計

エチオピアにおける税務会計制度はグローバルなビジネスプラクティスを反映する途上にある。税務に関する法律・規則等は存在するものの、エチオピア関税歳入庁 (Ethiopian Revenues and Customs Authority: ERCA) 職員の主観的・恣意的な判断の余地が大きいこと、離職率の高い ERCA 職員の能力不足等のために、損金算入、付加価値税 (value added tax: VAT) 還付、税務調査、国際課税等の点で不透明で長時間を要する手続が散見され、投資家の負担となっている。

かかる状況下において、IFC の支援により、現在の国際ビジネス環境に合致した法制度の策定や能力の向上を図るため、①新法人税に関する布告案策定、②新 VAT に関する布告案策定、③移転価格税制に係る独立した法制度策定及び ERCA 担当者へのトレーニング、④リスクベース監査の予備調査、⑤中小企業に係る税制策定等が行われている。また、英国国際開発省 (Department for International Development: DfID) の支援により税務調査能力向上のためのトレーニングも行われている。

(2) 物流・通関

物流における最大の問題は、輸入時の国際輸送におけるリードタイムの長さコスト高である。エチオピアでは、従前のジブチにおける通関を、エチオピア国内で実施できるようにした国際複合輸送システム (Multimodal Transportation System: MTS) の導入により、ジブチでの滞留時間の短縮と通関手続きの簡素化を図っている。しかし、MTS を請け負う輸送・フォワーダー業務は国営のエチオピア海運物流サービス会社 (Ethiopian Shipping and Logistics Services Enterprise: ESLSE) が独占しており、非効率的な面が大きい。

かかる状況下でエチオピア政府は国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) の支援により貿易・物流セクターの包括的振興政策である国家物流戦略 (National Logistics Strategy) を作成し、政府の中の最終調整を行っている。また、IFC 他複数のドナーにより Investment Climate Program を実施中で、シングル・ウィンドーの導入による貿易行政手続の簡素化・電子化等も推進されている。

(3) 関税・通関

関税に関しては、2014年に新しい「関税に関する布告」(Proclamation No.859/2014)が制定され、関税制度と徴税の近代化が図られているが、施行細則が整備されていないことから、事前教示等重要な制度が実施されていない。また、輸出振興に向けたインセンティブでは、免税措置など6スキームがあり、本来は関税そのものだけでなく、通関手続きの簡素化の点でも負担の軽減が期待されるが、実際の運用では、手続きや計算方法が複雑、還付等を受けるまでの時間がかかる等の課題から、十分に利用されていない。

かかる状況下、貿易・物流に伴う様々な手続きの簡素化を進めるため、前述の Investment Climate Program により、関税に関する布告に関する施行細則の策定、手続きのシングル・ウィンドー化、リスク管理に関するキャパシティビルディング、ERCAにおける施行マニュアル類の作成等を支援している。

(4) 電力

電力セクターにおける課題は、電力供給に関する課題と外国民間投資参加に関する制度課題に分けられる。電力供給については、政府主導の水力発電を始め、多くの電力開発計画を有していて、将来の需要をカバーする発電量の確保を見込んでいる。規制によって電力料金は安く抑えられているものの、電力の質に課題が指摘される。外国民間投資参加については、送配電については、政府独占と規定されているが、発電に関しては参加が可能となっている。現在地熱発電分野で民間参加の手続きが進められている。

7. 投資促進機関に係る分析

(1) エチオピア投資委員会: Ethiopian Investment Commission (EIC)

EICは、投資家に対しての一元的な窓口として投資のファシリテーションを行い、投資誘致を推進する機関となることが期待されている。しかしながら、EICは投資促進機関としての経験が短く、現状では組織としてのキャパシティ不足のため、その機能及び投資家へのサービスが十分に発揮できていない状況である。特に以下の主要課題を指摘することができる。

- ① 関連省庁・地方政府との連携不足により、投資家が投資判断に必要とする情報を関係機関から吸い上げて投資家に提供する体制が構築されていない。
- ② EICは、進出時を重視しているが進出後のオペレーション段階でのビジネス・ライセンスや外国人駐在員の労働許可の更新等のフォローアップに関して対象となっておらずアフターケアが不十分である。また、エチオピアにおける土地取得手続は複雑で長時間を要するが、EICはサポートレター等の支援にとどまっている。
- ③ EICは民間企業との対話及び政策のリサーチ等を通じて投資環境改善に係る政策提言

(アドボカシー) を行うことも期待されているが、現状ではかかる機能をほとんど果たしていない。

EIC の機能については、職掌追加を含めた機構改編を予定している。工業団地の規制・監理のように、EIC が今まで担ったことのない職務も加えられることになっているため、こうした分野への対応を視野に入れた能力向上の必要性があることが指摘される。

こうした機構改編も含めて、EIC では、一部ドナーの支援を基に次のような取り組みを予定している。地方政府や農業農村開発省から EIC への職員を派遣することにより、ワンストップサービス (one stop service: OSS) としての機能の拡充を目指す。各種許認可手続きに関しては、IFC 等複数のドナーの支援により、手続き簡素化、電子化に向けた包括的な支援が行われている。併せて、進出企業の操業環境の向上については、工業団地内について、ビジネス・ライセンス・労働許可の更新等を対象とするワンストップサービスの提供が予定されている。また、アドボカシー活動については、EIC としても今後民間投資家との対話による投資環境の改善を図るために、新たに官民対話のためのユニットを設立する予定である。

(2) 工業団地開発公社: Industrial Park Development Corporation (IPDC)

IPDC は、工業団地デベロッパーとしての組織能力強化の途上であり、依然十分な専門家の確保が終わっていない。計画、造成に向けた契約業務、維持管理、入居者サービス等、多くの技術面、業務面での能力に課題を有している。政府主導の開発では、既に開発済みの Bole-Lemi に加え、世銀等ドナーの支援を得て Hawassa、Kilinto における団地開発も進められている。工業団地開発・運営に係る許認可に係る詳細な基準、ガイドラインは、規制機関となる EIC が中心に進めている。また、工業団地に設置される OSS 機能については、EIC 及び関連省庁が管理を行う。IPDC についても、組織改編について提案がなされている。また、同じく世銀により、営業・業務計画策定支援、環境管理に関する能力向上支援が進められる予定である。

8. 結論

エチオピアでは、首相の強いリーダーシップにより首相府の下で EIC が組織改編されている。また、工業団地の規制・監理機能等を付加するための組織強化が行われると共に、IPDC の設立による工業団地開発を推進するなど投資促進において国家が強いオーナーシップを発揮している。一方で通信や運輸等の分野においては、かかる国家の強い介入は国営企業の独占によって高コストで非効率的な市場が形成される要因ともなっている。また、同国は農業中心の経済から縫製・皮革産業等の労働集約型軽工業へ移行している過程にあり、輸入超過、外貨不足、インフラ未整備等の課題が投資環境に負の影響を及ぼしてきた。さらに、産業化が緒に就いたばかりであり、製造業の立地に必要な安定的かつ質の高い原材

料の確保という点においては皮革等のように競争力があると言われる産品についても課題がある。かかる課題は、基本的には更なる経済成長や現在政府・ドナーが取り組んでいる制度改革、組織能力向上、物流・電力等インフラ整備等が進むに従って、中長期的には改善の方向に向かうものと考えられる。

他方で、エチオピアに進出済みの外資系企業からのヒアリングによれば、投資認可を得た後のオペレーション段階において各種ライセンス、外国人就労ビザの発給、税務、通関・関税等の点で行政手続が不明確である、コスト・時間がかかる等の多くの指摘があり、中にはエチオピアでの事業の存続や拡大に対して深刻な懸念を示した企業の例も複数あった。エチオピア政府として投資の拡大を目指すためには、今後新規投資を推進するのみならず、こうした既進出企業の声に耳を傾け、投資家のより強い信頼を獲得して投資の拡大・再投資に繋げていく必要がある。エチオピアにおける投資環境の改善及び投資促進機関の能力向上のために政府は以下の課題に重点的に取り組むことが必要である。

(1) 労務・人材育成

外国人駐在員や技術者派遣の労働許可・ビザの円滑化については、EICの体制強化、OSSの機能強化の中に位置づけて、対応を行うことが必要である。また、産業人材の育成においては、世銀等による支援も一部開始されているが、投資家のニーズに見合う技術をもつ人材育成サービスの充実が求められる。

(2) 外貨割当

将来的に政府の外貨準備の改善がみられれば、NBEの外貨保有口座（Retention Account）に関する規定を修正し、輸出企業が外貨の売上げを無制限に保有することが可能な Account A の比率（10%）を段階的に引き上げる（すなわち、外貨保有の制約がある Account B の比率を段階的に引き下げる）ことを検討する必要がある。また、同時にかつて輸入超過で外貨不足であり厳しい外貨割当政策を取っていた国がどのような過程で資本取引の自由化や外貨割当の緩和を行ってきたかという他国の経験を整理して教訓とすることは意義が深いと考えられる。

(3) 税務・会計監査

手続き簡素化による投資家の負担軽減だけでなく、手続きの透明性や予見性を高める施策が必要である。特に問題の大きい税務調査、VAT 還付手続、損金算入基準における基準の明確化、課税所得計算のための透明なガイドラインの策定、ERCA における担当官レベルの能力向上などが必要である。また、企業向けの税務サービスを向上させるためには、税務相談窓口等を拡充することも検討できる。

(4) 物流

国家物流戦略の承認とともに、優先順位が示されると想定されるが、サプライチェーン

に沿った物流網整備のハード整備や、関係機関、物流に係る国内民間セクターの能力向上の必要性が指摘されると考えられる。今後は鉄道を含めた形の MTS、航空貨物と道路輸送の結節点、工業地域等経済的な重要性の高い地域を結ぶハードインフラ整備と運営管理能力向上を図る必要がある。

(5) 関税・通関

通関業務の効率化では、関税に関する制度構築と改革が進められているが、経済成長によって更に増加すると考える物流量に対応するためには、今後の物流網の整備や輸出振興などの関連政策の整備と方針に沿って、通関業務の効率化に向けた対応を行う必要がある。例えば、鉄道開通においては、物流とそれに伴う通関処理の流れの構築が求められる。また輸出振興等の重要な施策の有効性を最大限に活かすための業務効率化を図る必要もある。

(6) EIC 能力強化

EIC の再編に向けた準備が進められており、工業団地の規制・監理、貿易促進等の新しい分野が職掌として含まれる予定となっている。エチオピア政府としてまだ経験が浅い分野もあり、他国の経験を学んで参考とすべきである。また、工業団地に関する規制は、現在世銀の支援により、法令や運用に向けたルールの整備を進めている。既に開発が進められている工業団地における経験を踏まえつつ、必要な団地開発の質を確保するために、綿密な調整を基にした枠組みの策定が早期に完了することが求められる。

(7) IPDC 能力強化

IPDC のデベロッパーとして、工業団地の計画、運営管理等の能力向上が求められる。前述の世銀が支援する工業団地許認可に関する詳細な法制度・ルール各種の整備状況にも合わせて、法制度・運用に向けた枠組み整備の進捗と最終的な内容、関係機関との調整に留意する必要がある。

アフリカ地域投資促進支援業務

エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書

目次

要約

第1章	業務全体及び調査の概要	1-1
1.1.	業務の背景.....	1-1
1.2.	業務の目的.....	1-1
1.3.	業務の実施体制.....	1-1
1.4.	エチオピア投資促進分野情報収集調査の実施方針.....	1-2
第2章	エチオピア国の概要とマクロ経済動向	2-1
2.1.	エチオピア国の概要	2-1
2.2.	マクロ経済動向.....	2-1
第3章	エチオピア国の投資動向分析	3-1
3.1.	投資の動向.....	3-1
3.2.	外国投資の動向.....	3-3
3.3.	代表的外国投資事例.....	3-6
第4章	エチオピア国の投資ポテンシャル分析	4-1
4.1.	分析の方法.....	4-1
4.2.	投資ポテンシャルに関する各要素の現状.....	4-1
4.3.	投資ポテンシャル産業・業態の抽出	4-8
第5章	エチオピア国の投資政策分析	5-1
5.1.	エチオピアの経済開発における投資政策の位置づけ.....	5-1
5.2.	投資関連法概要.....	5-3
5.3.	ビジネス環境に関わる法制度.....	5-8
5.4.	貿易・投資に係る国際的枠組みへの参加.....	5-9
5.5.	投資優遇策	5-10
第6章	エチオピア国の投資環境分析	6-1
6.1.	エチオピアの投資環境概観と分析手法.....	6-1
6.2.	ビジネス環境の現状.....	6-3
6.3.	インフラの概要・整備の方向性.....	6-32
第7章	エチオピア国の投資促進機関と機能等に係る分析	7-1
7.1.	投資促進に係る関係機関と役割分担.....	7-1
7.2.	エチオピア投資促進委員会(EIC)の組織・機能.....	7-2
7.3.	エチオピア投資促進委員会(EIC)による投資促進業務内容.....	7-8
7.4.	投資に係る各種許可業務内容とワンストップサービス(OSS)	7-12
7.5.	投資実績データの収集体制と現状.....	7-15
7.6.	工業団地開発に係る機関と組織・活動.....	7-19
第8章	投資促進に係るドナーの支援	8-1
8.1.	投資促進に係る援助実績.....	8-1
第9章	結論と提言	9-1
9.1.	結論	9-1
9.2.	今後重点的にエチオピア政府が取り組むべき事項	9-1

表一覧

表 2-1	エチオピアの主要指標.....	2-1
表 2-2	輸出額の推移(金額及び割合).....	2-4
表 2-3	輸入額の推移(金額及び割合).....	2-4
表 3-1	エチオピアの国際収支.....	3-1
表 3-2	業種別投資動向.....	3-3
表 3-3	業種別の外国投資額及び案件数の動向.....	3-5
表 3-4	国別の外国投資額及び案件数の動向.....	3-6
表 3-5	企業の海外進出パターン.....	3-7
表 3-6	主な外国直接投資事例.....	3-7
表 3-7	その他外国投資事例.....	3-8
表 4-1	エチオピアの家畜保有数.....	4-2
表 4-2	エチオピアにおける主な鉱物資源.....	4-2
表 4-3	東アフリカ電力プールによるエチオピアの周辺国への電力供給計画.....	4-3
表 4-4	エチオピア及びアフリカ、アジアの都市における労働賃金比較.....	4-4
表 4-5	エチオピア及びアフリカ、アジア諸国の生産性比較例.....	4-4
表 4-6	エチオピア及び各国主要都市における電力料金.....	4-5
表 4-7	エチオピア及び各国の停電に関する状況.....	4-5
表 4-8	エチオピア及びアジア・アフリカ諸国の航空物流量の推移.....	4-6
表 4-9	エチオピアの家計消費支出額と GDP に占める割合.....	4-7
表 4-10	投資ポテンシャルの決定要因.....	4-8
表 4-11	エチオピアの投資機会.....	4-9
表 5-1	GTP-II における産業別成長目標.....	5-1
表 5-2	エチオピアにおける投資ネガティブリスト.....	5-4
表 5-3	所得税が免税となる投資分野.....	5-11
表 5-4	輸出に関する税制インセンティブの概要.....	5-13
表 5-5	エチオピアにおける税制インセンティブスキームの概要.....	5-14
表 5-6	エチオピア及びアフリカ諸国の投資に係る税制インセンティブ.....	5-15
表 6-1	既存調査におけるエチオピアのビジネス環境の評価.....	6-2
表 6-2	外国企業のエチオピアにおける事業形態.....	6-3
表 6-3	投資許可の更新、ビジネス・ライセンスの取得・更新.....	6-5
表 6-4	投資許可、商業登記、ビジネス・ライセンスに係る手続きの所管官庁.....	6-6
表 6-5	投資事業の3つのフェーズ.....	6-6
表 6-6	エチオピアの創業の容易度に係るアフリカ各国との比較.....	6-8
表 6-7	アジアの労働許可有効期間の比較.....	6-11
表 6-8	NBE の規定で外貨の利用が認められている活動.....	6-13
表 6-9	L/C の開設に関する情報(CBE のケース).....	6-14
表 6-10	外国送金で NBE の事前許可取得に必要な書類.....	6-16
表 6-11	中国、ベトナム、ミャンマーの外為関連制度.....	6-18
表 6-12	土地取得(リース権の場合)の関係機関とその役割、留意事項等.....	6-20
表 6-13	輸出入ライセンスの取得手続き.....	6-22
表 6-14	CBE の銀行口座開設手続き.....	6-24
表 6-15	エチオピアにおける主要な税金の概要.....	6-26
表 6-16	法人税申告の概要.....	6-27
表 6-17	エチオピアの輸出入コスト.....	6-34
表 6-18	輸入にかかる時間.....	6-34
表 6-19	輸入通関手続きに当たっての必要書類.....	6-40

表 6-20	エチオピアにおける通関分類.....	6-41
表 6-21	エチオピアの関税に関する布告の構成.....	6-41
表 6-22	電力供給を受ける際の時間とコスト比較.....	6-46
表 7-1	投資促進機関の役割分担.....	7-1
表 7-2	工業団地開発に係る役割分担.....	7-2
表 7-3	許認可手続きに係る担当機関.....	7-2
表 7-4	EIC の課名一覧表.....	7-4
表 7-5	EIC の人員体制(2015年11月現在).....	7-7
表 7-6	主な許認可・サービスとその実態・留意事項等.....	7-14
表 7-7	投資データ取り纏め担当機関.....	7-15
表 7-8	オロミア州投資事務所のデータ収集体制.....	7-18
表 7-9	IPDC のミッション、新組織図(予定).....	7-20
表 7-10	運営中の工業団地.....	7-21
表 7-11	建設中・計画中の工業団地.....	7-21
表 8-1	エチオピアで実施中の民間セクター開発及び貿易に係る支援プログラム一覧.....	8-2
表 8-2	エチオピアにおける民間セクター開発に係る援助額の推移.....	8-3
表 8-3	日本政府の民間セクター開発に係る援助額の推移.....	8-3

図一覧

図 1-1	標準化業務のフロー.....	1-2
図 2-1	GDP 成長率.....	2-2
図 2-2	産業構造.....	2-2
図 2-3	貿易収支.....	2-3
図 3-1	GDP に占める総資本形成の割合の推移.....	3-1
図 3-2	種類別投資動向.....	3-2
図 3-3	エチオピアへの外国投資流入額及び残高の推移.....	3-4
図 3-4	外国投資の推移.....	3-4
図 4-1	エチオピア及びアジア・アフリカ諸国の生産人口の予測(2015-2100).....	4-4
図 6-1	投資事業のライフサイクル概念図と手続き.....	6-1
図 6-2	エチオピアの Doing Business 各指標の順位(2016年).....	6-2
図 6-3	外国企業が投資を行う場合の具体的な手続き(現地法人設立の場合).....	6-5
図 6-4	CBE における L/C の開設のフロー.....	6-15
図 6-5	外国送金のフロー(CBE の場合).....	6-17
図 6-6	土地取得の具体的な手続き/プロセス.....	6-21
図 6-7	VAT に係る納税フロー(国内販売の場合).....	6-28
図 6-8	ジブチを経由する海上・陸上輸送による物流と輸入に係る手続きの流れ.....	6-33
図 6-9	輸出入に係るリードタイム.....	6-44
図 7-1	EIC 組織図(2015年11月現在).....	7-3
図 7-2	EIC 新組織図(予定).....	7-6
図 7-3	投資データ入力に係る業務フロー.....	7-17
図 7-4	IPDC 組織図(2015年11月現在).....	7-19
図 7-5	IPDC 新組織図(予定).....	7-20

コラム一覧

コラム 6-1	DBE について.....	6-23
コラム 7-1	EIC 内に設置された「デスク」の概要.....	7-13

略語表

略語	英語名	和名
AEO	Authorized Economic Operator	認可事業者制度
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
AGOA	African Growth Opportunity Act	アフリカ成長機会法
ATA	Agricultural Transformation Agency	農業改革局
BPR	Business Process Reengineering	業務の根本的革新
CAD	Cash Against Documents	書類引き換え現金払い
CBE	Commercial Bank of Ethiopia	エチオピア商業銀行
CFS	Container Freight Station	コンテナ・フレイト・ステーション
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CIF	Cost, Insurance and Freight	運賃保険料込条件
COMESA	Common Market for Eastern and Southern Africa	東南部アフリカ市場共同体
DAG	Development Assistance Group	開発援助グループ
DBE	Development Bank of Ethiopia	エチオピア開発銀行
DfID	Department for International Development	英国国際開発省
DG	Director General	事務局長
EAPP	East Africa Power Pool	東アフリカ電力プール
EBA	Everything But Arms	武器以外の全て
ECAA	Ethiopian Civil Aviation Authority	エチオピア民間航空局
ECX	Ethiopia Commodity Exchange	エチオピア商品取引所
EEA	Ethiopian Energy Authority	エチオピアエネルギー局
EEP	Ethiopian Electric Power	エチオピア電力
EEPCo	Ethiopian Electric Power Corporation	エチオピア電力公社
EEU	Ethiopian Electric Utility	エチオピア電力事業
EFFSAA	Ethiopian Freight Forwarders and Shipping Agents Association	エチオピアフォワードナー・船荷取扱人協会

略語	:	英語名 和名
EIA	:	Ethiopia Investment Agency エチオピア投資庁
EIB	:	Ethiopian Investment Board エチオピア投資理事会
EIC	:	Ethiopian Investment Commission エチオピア投資委員会
EIPO	:	Ethiopian Intellectual Property Office エチオピア知的所有権庁
EMAA	:	Ethiopian Maritime Affairs Authority エチオピア海事庁
EPZ	:	Export Processing Zone 輸出加工区
ERCA	:	Ethiopian Revenues and Customs Authority エチオピア関税歳入庁
ESLSE	:	Ethiopian Shipping and Logistics Services Enterprise エチオピア海運物流サービス会社
FAO	:	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国連食糧農業機関
FDI	:	Foreign Direct Investment 外国直接投資
FEC	:	Foreign Exchange Certificate 外貨兌換券
FMHCA	:	Food Medicine Health Care Administration Authority 食品薬品衛生管理庁
FOB	:	Free on Board 本船渡し
FTZ	:	Free Trade Zone 自由貿易区域
GDP	:	Gross Domestic Product 国内総生産
GIZ	:	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit ドイツ国際協力公社
GNI	:	Gross National Income 国民総所得
GRIPS	:	National Graduate Institute for Policy Studies 政策研究大学院大学
GSP	:	Generalized System of Preference 一般特惠関税制度
GTP-I	:	Growth Transformation Plan I 「第一次成長と構造改革計画」
GTP-II	:	Growth Transformation Plan II 「第二次成長と構造改革計画」
IAS	:	International Accounting Standards 国際会計基準
ICT	:	Information and Communication Technology 情報通信技術
IDC	:	Italian Development Cooperation イタリア開発協力庁
IFC	:	International Finance Corporation 国際金融公社

略語	:	英語名 和名
IFRS	:	International Financial Reporting Standards 国際会計基準
IMF	:	International Monetary Fund 国際通貨基金
IPDC	:	Industrial Parks Development Corporation 工業団地開発公社
IPO	:	Investment Promotion Organization 投資促進機関
IPP	:	Independent Power Producer 独立系発電事業者
IPSAS	:	International Public Sector Accounting Standards 国際公会計基準
JETRO	:	Japan External Trade Organization 日本貿易振興機構
JICA	:	Japan International Cooperation Agency 国際協力機構
JV	:	Joint Venture 共同企業体
LAC	:	Loan Approval Committee 貸付承認委員会
L/C	:	Letter of Credit 信用状
LIBOR	:	London Interbank Offered Rate ロンドン銀行間取引金利
LIDI	:	Leather Industry Development Institute 皮革産業振興機関
LNG	:	Liquefied Natural Gas 液化天然ガス
MDGs	:	Millennium Development Goals ミレニアム開発目標
METEC	:	Metals and Engineering Corporation 金属エンジニアリングコーポレーション
MFEZ	:	Mixed Free Economic Zone 複合経済特区
MIGA	:	Multilateral Investment Guarantee Agency 多数国間投資保証機関
MoFEC	:	Ministry of Finance and Economic Cooperation 財務経済協力省
MoLSA	:	Ministry of Labour and Social Affairs 労働・社会問題省
MIDI	:	Metal Industry Development Institute 金属産業振興機関
MTS	:	Multimodal Transportation System 国際複合輸送
NBE	:	National Bank of Ethiopia エチオピア国立銀行
OECD	:	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
OSS	:	One Stop Service ワンストップサービス

略語	:	英語名 和名
PE	:	Permanent Establishment 恒久的施設
PFI	:	Policy Framework for Investment 投資のための政策枠組み
PPA	:	Power Purchase Agreement 電気販売契約
PPD	:	Public Private Dialogue 官民対話
PPP	:	Public Private Partnership 官民連携
RG	:	Reykjavik Geothermal Ltd レイキャビック・ジオサーマル社
SIDA	:	Swedish International Development Cooperation Agency スウェーデン国際開発協力庁
SEZ	:	Special Economic Zone 経済特別区
TCCPA	:	Trade Competition and Consumers Protection Authority 貿易競争・消費者保護庁
TICAD V	:	Tokyo International Conference on African Development V 第5回アフリカ開発会議
TIDI	:	Textile Industry Development Institute 繊維産業振興機関
TIN	:	Tax Identification Number 納税者番号
TT	:	Telegraphic transfer 電信送金
UNCTAD	:	United Nations Conference on Trade and Development 国連貿易開発会議
UNDP	:	United Nations Development Programme 国連開発計画
UNIDO	:	United Nations Industrial Development Organization 国連工業開発機関
USAID	:	United States Agency for International Development 米国国際開発庁
VAT	:	Value Added Tax 付加価値税
WDI	:	World Development Indicators 世界開発指標
WIPO	:	World Intellectual Property Organization 世界知的所有権機構
WTO	:	World Trade Organization 世界貿易機構

第1章 業務全体及び調査の概要

1.1. 業務の背景

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development V: TICAD V)においては、TICAD Vの主要テーマである「強固で持続可能な経済」「包摂的で強靱な社会」「平和と安定」に沿って、今後のアフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。今後のロードマップとして採択された横浜行動計画では、経済成長の促進の観点から民間投資の役割が強調され、資源以外の多様な分野へも投資を誘致し、雇用、地元企業と外国企業のビジネスリンク、技術移転の促進を図る重要性が掲げられた。これらの取り組み促進に向け、我が国はアフリカ10カ国への産業アドバイザー派遣等の支援を表明した。

これを受けて、国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)は、既に数カ国への個別専門家派遣を行っている。その他の国からも派遣等の要請があるが、投資促進という課題に対処するためには、投資政策・投資環境(法的側面を含む)の分析・改善という政策・制度面での知見に加え、外国投資の誘致促進に向けたビジネスに関する知見も求められ、幅広い支援を効果的に行うことが課題となっている。

このような背景から、①今後投資促進分野での取り組みを検討する国に対する投資促進分野の情報収集(以下、「投資促進分野情報収集業務」、または「情報収集業務」)②複数国への投資促進分野の個別専門家派遣業務(以下、「個別専門家派遣業務」)の2つを一括して対応することで、より包括的、効果的な取り組みを促進することが求められている。

1.2. 業務の目的

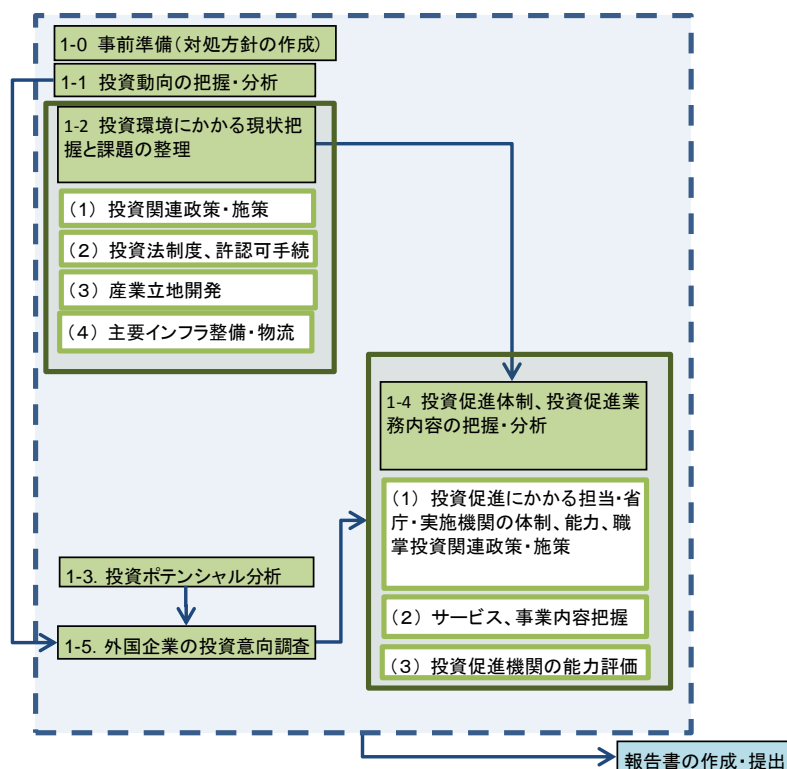
上記の背景を踏まえ、本業務の目的は以下のとおりである。

- 対象国の投資環境、投資ポテンシャル及び投資促進体制を分析し、外国企業に投資意向調査を行い、当該国の投資促進に当たっての課題を整理する。
- 個別専門家派遣業務の対象国については更に投資環境改善への助言及び投資促進に向けた投資促進機関等の能力向上支援・投資誘致支援を行う。

1.3. 業務の実施体制

上記の背景及び目的を踏まえ、調査対象国(エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、カメルーン)については下図のとおり調査を実施し、当該国の投資促進にあたっての課題を整理する。また調査実施にあたっては、標準化業務として各調査項目を有機的に連携させ、包括的なアプローチをとる。特に投資環境・投資促進機関については、情報収集項目・内容を標準化して経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-Operation and Development: OECD)の投資のための政策枠組み(Policy Framework for Investment: PFI)、世界銀行(世銀)の「ビジネス環境ランキング」(Doing Business)等の枠組みや情報を参照に

して分析することで、各国の状況を相対的に比較できるようにする。



出所：JICA 調査団作成。

図 1-1 標準化業務のフロー

個別専門家派遣業務対象国（ケニア・ザンビア・ガーナ）については、標準化業務で得られた結果を基に、実際に技術支援を行い、成果の検証を行うことで、今後の他のアフリカ諸国、ひいては、広く途上国における投資促進支援の実施手法を検討する上で参考となる教訓・知見を得ることを狙いとする。

1.4. エチオピア投資促進分野情報収集調査の実施方針

エチオピアへの外国投資は、近年低廉で豊富な労働力や経済成長を背景に徐々に増加が見られる。既に中国、インド、トルコ等の外国投資家が進出を開始し、工業団地建設等のインフラ、制度の整備が進められてきた。しかし、投資環境については、世銀グループによる「ビジネス環境ランキング 2016 年版」において、189 カ国中 146 位と、改善に向けた取り組みの必要性が指摘されている。

JICA は 2009 年より日・エチオピア両政府による産業政策対話を実施してきた。これに付随して、アジア諸国の例を踏まえた産業振興政策策定に関する「産業政策支援対話に関する調査」が実施され、経済、産業の現状と振興の方向性について考察されている。こうした取り組みを通じて、エチオピアの経済開発、産業振興における外国投資の重要性と役割が整理・確認されてきた。他方、これらの活動は、投資促進に焦点を絞ったものではなかつ

たことから、投資促進に向けた政策、投資環境、施策の実施に向けた政府機能について、現状を確認し、具体的な課題の抽出と政策の方向性、可能な支援の在り方を検討する必要があった。

そのため、本調査では、エチオピアの外国投資動向、経済政策と投資政策、外国投資ポテンシャルについて現状を確認するとともに、特に、投資環境に関する重要な分野について、制度面と運用面についての情報収集・分析を行った。具体的には、外国企業の投資、操業において直面する主要な手続きのうち、先行調査等において課題が指摘されている分野を含む、会社設立、投資許認可、税務、外貨送金、労務、貿易（輸入に係る外貨割当、物流、通関）、電力等の重要な項目に着目した。調査においては、投資家の実際に経験する手続きの詳細、他国事例との比較等により課題を浮き彫りにした。また、各分野におけるエチオピア政府及び各ドナーによる取り組みを踏まえ、改善に向けた方向性を取り纏めた。

第2章 エチオピア国の概要とマクロ経済動向

2.1. エチオピア国の概要

アフリカ大陸最古の独立国であるエチオピアは、2014年現在、日本の約3倍の面積（114万平方キロメートル）に8,700万人と、サブサハラアフリカ第2の人口を要している。年率人口増加率は2.6%であり、引き続き緩やかな上昇傾向を示している。また、首都アディスアベバには、アフリカ連合や国連アフリカ経済委員会の本部が置かれており、アフリカ地域の外交の中心の一つとなっている。

エチオピアの社会経済概況は下表のとおりである。国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）成長率も2014年現在10.3%と好調な成長を見せている。他方、教育、保健分野への公的支出割合は対GDP比で3~4%と低く、社会サービスの整備が求められている他、一人当たりGDPも377米ドル（以下「ドル」）にとどまっている。そこでエチオピア政府は、2010年に「第一次成長と構造改革計画」（Growth Transformation Plan I: GTP-I）という5カ年開発計画を打ち出し、貧困国からの脱却を目指し、農業中心から工業へと軸を移した構造へ向けて、各種政策を策定している。

表 2-1 エチオピアの主要指標

	指標項目	指標値	年
1	面積	114 万 km ²	2013/14 年
2	人口	8,700 万人	2013/14 年
3	人口成長率	2.6%	2013/14 年
4	実質 GDP (2010/11 年ベース)	6,800 億ブル (約 356 億ドル)	2013/14 年
5	実質 GDP 成長率	10.3%	2013/14 年
6	一人当たり実質 GDP (2010/11 年ベース)	USD 377	2013/14 年
7	消費者物価指数	8.1%	2013/14 年
8	教育への公的支出割合 (対 GDP 比)	4.6%	2010 年
9	保健医療への公的支出割合 (対 GDP 比)	3.1%	2013 年

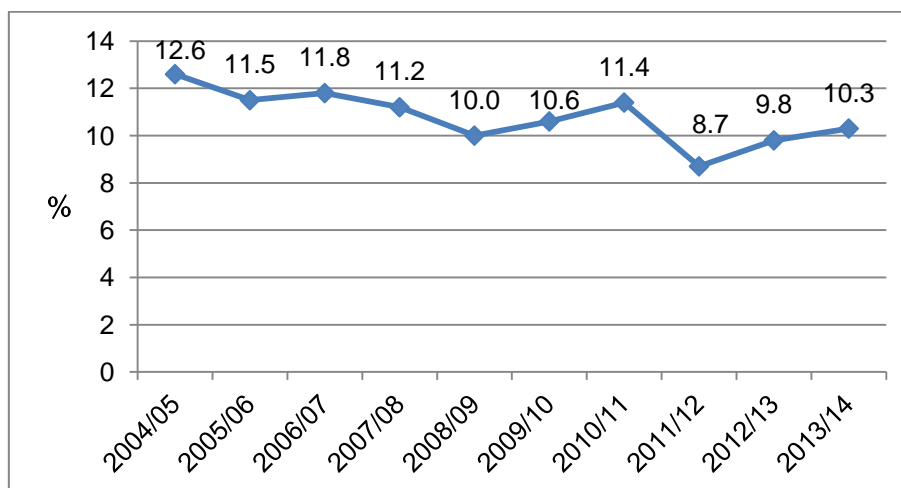
出所：1-7: National Bank of Ethiopia (NBE) (2013-14) Annual Report、8-9: 世銀 World Development Indicator (WDI)。

現在、更なる経済成長と構造改革を目指して、「第二次成長と構造改革計画」（Growth Transformation Plan II: GTP-II）を策定中である。2015年10月に最終コンサルテーションが終わり、GTP-IIの概要が公表されている。全文の発表は2016年1-2月に予定されている（GTP-IIの概要については、5.1参照）。

2.2. マクロ経済動向

2.2.1 GDP 成長率

エチオピアの過去10年間のGDP成長率を下図に示す。本図によると、過去10年にわたり、10%前後の高い経済成長率を維持していることが分かる。

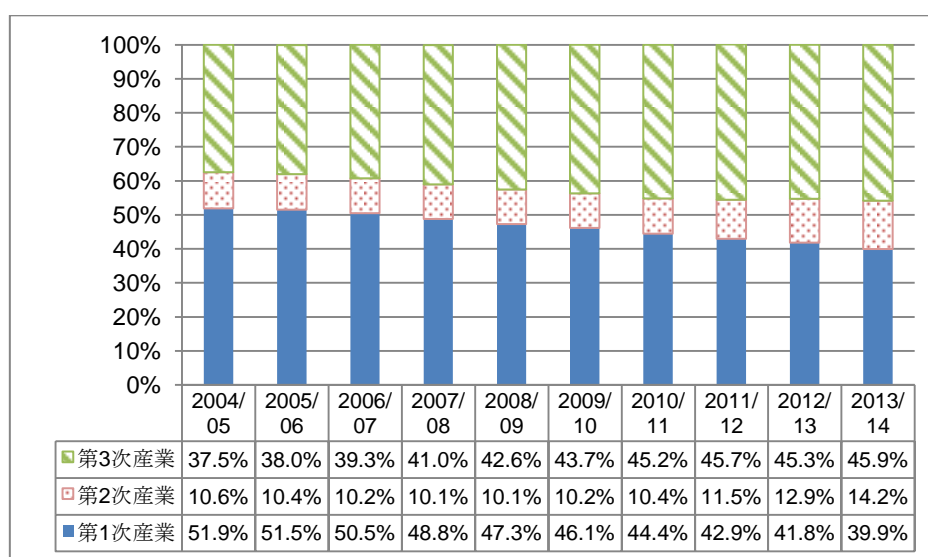


出所：NBE (2013-14) Annual Report.

図 2-1 GDP 成長率

2.2.2 産業構造

図 2-2 はエチオピアの産業構造を示している。下表によると、他の多くのアフリカ諸国と同様、GDP 全体に占める割合は、第 1 次産業と第 3 次産業を合わせて約 90%を占めており、第 2 次産業の割合が少ない。産業ごとの経年変化を比較すると、2004/05 年に GDP 全体の 51.9%を占めていた第 1 次産業は、年々その割合を低くし、2007/08 年に 48.8%と過半数を割り込んだ後、2013/14 年には 39.9%になった。他方、2004/05 年に GDP 全体に対して 37.5%だった第 3 次産業は順調にその割合を増やし、2013/14 年には 45.9%に達した。第 2 次産業は 2004/05 年から 2010/11 年まで 10%台にとどまっていたが、ここ 3 年間で 11.5%から 14.2%に増加しており、今後の第 2 次産業の拡大、特に政府が推進している製造業中心の産業構造への転換のための推進力となり得ると考えられる。

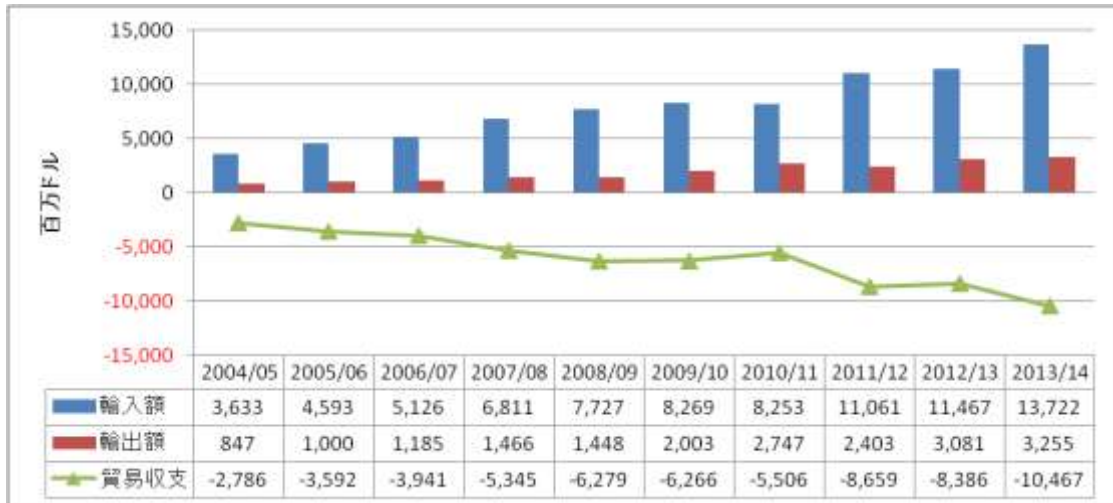


出所：NBE (2013-14) Annual Report.

図 2-2 産業構造

2.2.3 貿易動向

下図が示すとおり、エチオピアでは2004/05年から継続して貿易赤字が続いている。過去10年の全体的な傾向としては、2004/05年から2010/11年にかけて、輸入額も輸出額も緩やかな上昇を見せていた。そのため、貿易赤字額は2004/05年の-27億ドルから2010/11年に-55億ドルと、比較的緩やかな増加にとどまっていた。ところが2011/12年以降、輸入額が急激に増加したのに対し輸出額は伸び悩み、2013/14年には貿易赤字額が100億ドルを突破した。



注：輸出額はFOB、輸入額はCIF。

出所：NBE (2013-14) Annual Report。

図 2-3 貿易収支

(1) 輸出動向

下表は過去10年間の輸出額の推移を示している。下表のとおり、輸出額は増加傾向にある。2004/05年には8.4億ドルだった輸出額は、翌年10億ドルを突破し、2009/10年には、20億ドルになった。その後2011/12年には早くも30億ドルを超え、2013/14年には、32億ドルになっている。品目としては、コーヒーが主力輸出品目であり、そのあとに油料種子が続くという状況は、過去10年間変わっていない。しかしながら、過去10年間全体輸出額に占める油料種子の割合が15%から20%の間を維持しているのに対し、コーヒーの割合は2004/05年に39%だったものの、2013/14年には22%と年々減少している。代わりに2004/05年に7%だった金が、2011/12年には19%にまで増加し、2013/14年も14%を占めて輸出品目第3位に上昇してきている。

表 2-2 輸出額の推移（金額及び割合）

上段：100万ドル

下段：%

品目	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14
コーヒー	335.2	354.3	424.2	524.5	375.9	528.3	841.8	833.1	746.6	714.4
	39.6%	35.4%	35.8%	35.8%	26.0%	26.4%	30.6%	26.4%	24.2%	22.0%
油料種子	125	211.4	187.4	218.8	356.1	358.5	326.6	472.3	443.5	651.9
	14.8%	21.1%	15.8%	14.9%	24.6%	17.9%	11.9%	15.0%	14.4%	20.0%
皮・皮製品	67.6	75	89.6	99.2	75.3	56.4	103.8	109.9	121.1	129.8
	8.0%	7.5%	7.6%	6.8%	5.2%	2.8%	3.8%	3.5%	3.9%	4.0%
豆類	35.4	37	70.3	143.6	90.7	130.1	137.9	159.7	233.3	250.7
	4.2%	3.7%	5.9%	9.8%	6.3%	6.5%	5.0%	5.1%	7.6%	7.7%
食肉・食肉製品	14.6	18.5	15.5	20.9	26.6	34	63.3	78.8	74.3	74.6
	1.7%	1.8%	1.3%	1.4%	1.8%	1.7%	2.3%	2.5%	2.4%	2.3%
果物・野菜	16.1	13.2	16.2	12.8	12.1	31.5	31.5	44.9	43.9	45.9
	1.9%	1.3%	1.4%	0.9%	0.8%	1.6%	1.1%	1.4%	1.4%	1.4%
家畜動物	12.8	27.6	36.8	40.9	52.7	90.7	147.9	207.1	166.4	186.7
	1.5%	2.8%	3.1%	2.8%	3.6%	4.5%	5.4%	6.6%	5.4%	5.7%
チャット	100.2	89.1	92.8	108.3	138.7	209.5	238.3	240.3	271.3	297.3
	11.9%	8.9%	7.8%	7.4%	9.6%	10.5%	8.7%	7.6%	8.8%	9.1%
金	59.4	64.7	97	78.8	97.8	281.4	461.7	602.4	578.8	456.2
	7.0%	6.5%	8.2%	5.4%	6.8%	14.0%	16.8%	19.1%	18.8%	14.0%
花卉	7.8	21.8	63.6	111.8	130.7	170.2	175.3	197	186.7	199.7
	0.9%	2.2%	5.4%	7.6%	9.0%	8.5%	6.4%	6.2%	6.1%	6.1%
その他	73	87.8	91.8	106.3	91.3	112.5	219.1	207.1	215.4	247.4
	8.6%	8.8%	7.7%	7.3%	6.3%	5.6%	8.0%	6.6%	7.0%	7.6%
合計	847.1	1000.4	1185.2	1465.9	1447.9	2003.1	2747.2	3152.6	3081.3	3254.6
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注：金額はFOB。

出所：NBE (2013-14) Annual Report。

(2) 輸入動向

下表は過去 10 年間の輸入額の推移を示している。輸入額は 2004/05 年から急激に増加の一途をたどっており、2004/05 年には 36 億ドルだった輸入額は 2011/12 年には 100 億ドルを突破し、2013/14 年には、137 億ドルになっている。内訳としては、資本財が過去 10 年を通して 30%前後を占めており、消費財、燃料と続く。資本財のうち、工業が約 70%、交通が約 20%を占めている。また燃料はそのほぼ全てが石油製品となっている。

表 2-3 輸入額の推移（金額及び割合）

単位：100万ドル

品目	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14
原材料	49.1	77.2	148.6	257.8	354.2	212.4	183.7	199.7	145.6	165.2
半完成品	664.7	821.6	800.3	1259.7	1140.1	1226.5	1228	1957.2	1753.9	2098.1
肥料	122	135.9	140	302.1	270.7	249.4	342.4	604.6	291.8	398.9
燃料	668.7	860.4	875.1	1621.4	1256.6	1310.7	1659.3	2124.8	2163.9	2543.2
石油製品	667.4	856.5	872.3	1614.4	1246.9	1303	1648.8	2078.3	2128.2	2494.9
その他	1.4	4	2.7	7	9.7	7.7	10.5	46.4	1236.1	48.4
資本財	1199.3	1453.1	1868.5	1777.4	2474.7	2886.3	2757	2961.7	3572.6	4500.3
輸送	371.6	429.9	633.8	380.9	384.2	509.8	688.1	809.7	903.1	1084.3
農業	24.4	38.7	33	40.9	31.3	59.8	63.6	119.5	129.9	166.8
工業	803.4	984.4	1201.7	1355.5	2059.2	2316.7	2005.4	2032.5	2539.6	3249.2
消費財	986.1	1281.9	1317	1515.7	2383.5	2515.7	2294.8	3531.7	3452.4	3834.1
耐久財	337.3	415.7	520.7	459.4	674.8	865	868.5	1105.3	1089.8	1501.1
非耐久財	648.8	866.2	796.3	1056.3	1708.7	1650.7	1426.3	2426.4	2362.6	2333
その他	65.3	98.5	116.6	378.7	117.4	117.3	130.5	286.3	378.9	581
合計	3633.2	4592.7	5126.1	6810.7	7726.5	8268.9	8253.3	11061.4	11467.3	13721.9

次ページに続く

アフリカ地域投資促進支援業務
エチオピア投資促進分野情報収集結果報告書

単位：％

品目	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14
原材料	1.4%	1.7%	2.9%	3.8%	4.6%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	1.2%
半完成品	18.3%	17.9%	15.6%	18.5%	14.8%	14.8%	14.9%	17.7%	15.3%	15.3%
肥料	18.4%	16.5%	17.5%	24.0%	23.7%	20.3%	27.9%	30.9%	16.6%	19.0%
燃料	18.4%	18.7%	17.1%	23.8%	16.3%	15.9%	20.1%	19.2%	18.9%	18.5%
石油製品	99.8%	99.5%	99.7%	99.6%	99.2%	99.4%	99.4%	97.8%	98.4%	98.1%
その他	0.2%	0.5%	0.3%	0.4%	0.8%	0.6%	0.6%	2.2%	57.1%	1.9%
資本財	33.0%	31.6%	36.5%	26.1%	32.0%	34.9%	33.4%	26.8%	31.2%	32.8%
輸送	31.0%	29.6%	33.9%	21.4%	15.5%	17.7%	25.0%	27.3%	25.3%	24.1%
農業	2.0%	2.7%	1.8%	2.3%	1.3%	2.1%	2.3%	4.0%	3.6%	3.7%
工業	67.0%	67.7%	64.3%	76.3%	83.2%	80.3%	72.7%	68.6%	71.1%	72.2%
消費財	27.1%	27.9%	25.7%	22.3%	30.8%	30.4%	27.8%	31.9%	30.1%	27.9%
耐久財	34.2%	32.4%	39.5%	30.3%	28.3%	34.4%	37.8%	31.3%	31.6%	39.2%
非耐久財	65.8%	67.6%	60.5%	69.7%	71.7%	65.6%	62.2%	68.7%	68.4%	60.8%
その他	1.8%	2.1%	2.3%	5.6%	1.5%	1.4%	1.6%	2.6%	3.3%	4.2%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

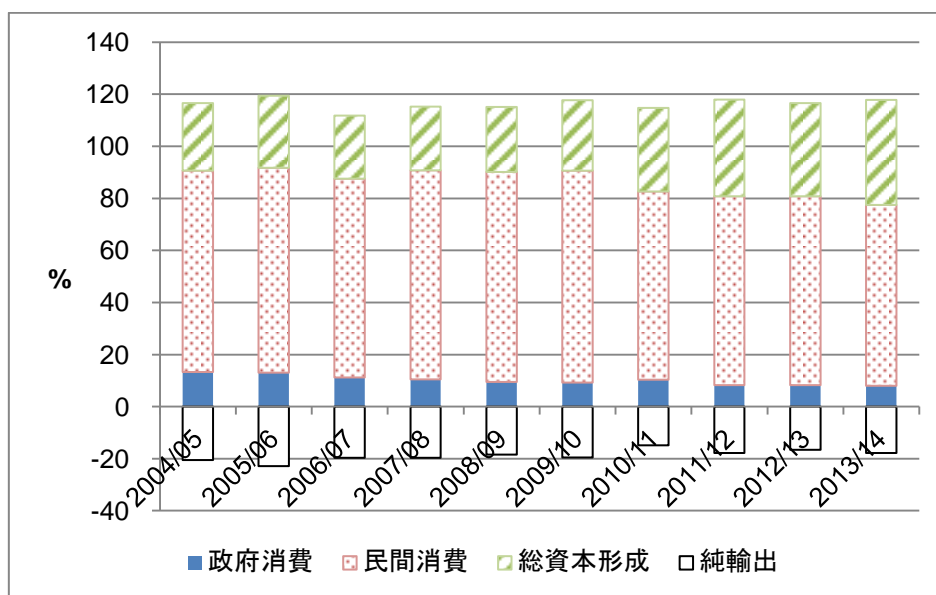
注：金額はCIF。

出所：NBE (2013-14) Annual Report。

第3章 エチオピア国の投資動向分析

3.1. 投資の動向

総資本形成が GDP に占める割合が過去 10 年間にわたって緩やかに増加していることから、エチオピアにおける設備投資が拡大していることが分かる。具体的には、2004/05 年から 2009/10 年にかけては 25% 前後を維持していたものの、2010/11 年に 30% に達したのち、2013/14 年には 40% を記録した。



出所：NBE (2013-14) Annual Report。

図 3-1 GDP に占める総資本形成の割合の推移

次に、国際収支統計における投資収支の状況を下図に示した。前述のとおり貿易収支の赤字が続いていることにより、2010/11 年を除いて経常収支も赤字を記録している。他方、資本収支は黒字額が伸びている。投資の中では特に連邦政府等による公共投資が 50% 近くを占めており、2012/13 年からは 6 割を超えている。

表 3-1 エチオピアの国際収支

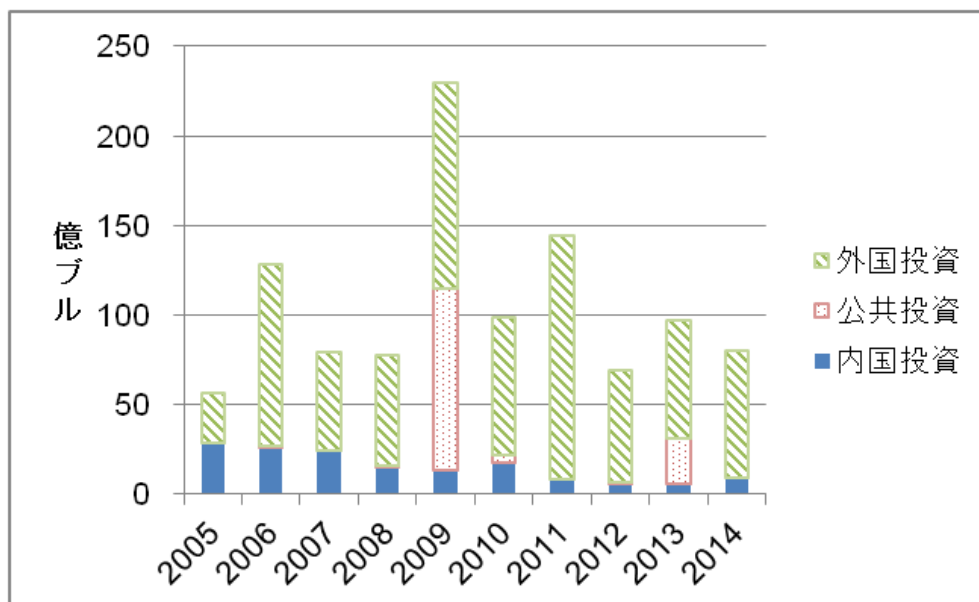
単位：百万ドル

	経常収支	資本収支			
		直接投資	公共投資	その他投資	
2009/10	-1,293	2,573	956	1,210	407
2010/11	234	2,474	1,243	1,387	-156
2011/12	-2,757	2,243	1,072	1,292	-121
2012/13	-2,821	3,227	1,232	2,087	-92
2013/14	-4,407	4,135	1,467	2,641	27

出所：国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF)、Article IV Executive Board Consultation。

図 3-2 以降は、エチオピア投資委員会（Ethiopian Investment Commission: EIC）で把握している外国及び内国投資額¹についての動向を示す。まず下図は上記投資額のうち、過去 10 年間の外国及び内国投資額の推移を示している。大型公共投資が行われた 2009 年と 2013 年を除き、内国投資（含む公共投資）と外国投資が 5 割ずつだった 2005 年以降、2006 年から 2010 年にかけて 8 割外国投資、2 割内国投資の比率になった。さらに、2011 年からは外国投資の比率が 9 割近く占めるようになり、エチオピアの外国投資重視が顕著に見てとれる。

投資金額からみると、2005 年に 50 億ブル（約 5.7 億ドル）だった外国・内国併せた投資金額は 2011 年に 150 億ブル（約 9.3 億ドル）になるまで、例外的に公共投資が増加して 200 億ブル超（約 19 億ドル）となった 2009 年を除き、緩やかな上昇傾向にあった。その後、2012 年に 70 億ブル（約 4 億ドル）まで落ち込んだ後、2013-14 年は 100 億ブル（約 5 億ドル）を下回って推移している。



出所：EIC からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

図 3-2 種類別投資動向

次に、過去 10 年間の業種別投資額（外国及び内国の合計額）の推移を下表に示す。本表によると、年によって比率にばらつきは見られるものの、全体投資額に占める製造業の割合が一番高い。また、2010 年までは製造業に続き農業の比率が高かったものの、2011 年以降は不動産・リース・コンサルティング業や井戸採掘を含む建設に対する投資額の割合が増えてきており、農業の割合は全体投資額の 5% 以下にとどまっている。

¹ エチオピアへの投資額のうち、EIC では、国内投資及び鉱業セクターを除く新規外国投資についての投資データベースを作成している（詳細は 7.5 参照）。また、公共投資に関しては、特段 EIC への投資申請は必要ないが、EIC が情報を集めている。

表 3-2 業種別投資動向

上段：百万ブル

下段：%

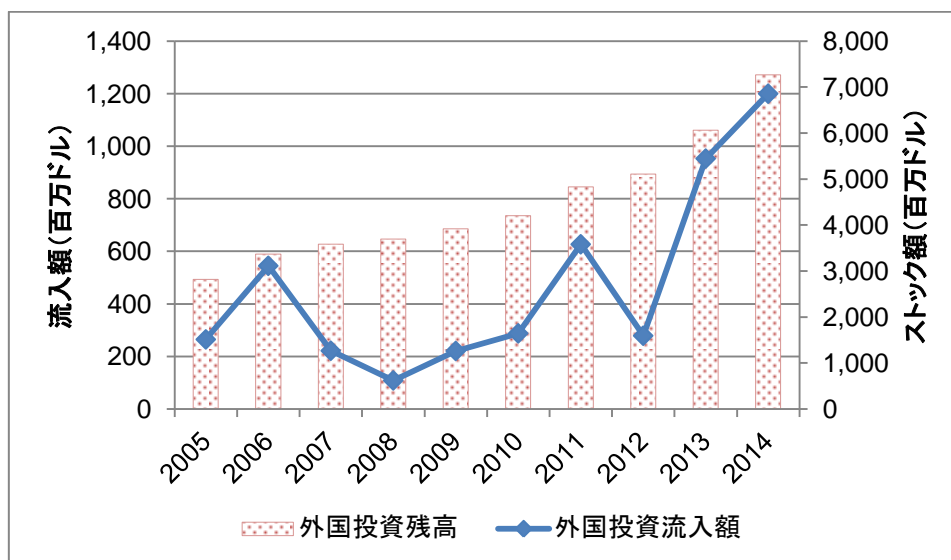
業種	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
農業	996	597	1,717	2,209	1,513	1,031	466	106	119	390
	18%	5%	22%	28%	7%	10%	3%	2%	1%	5%
製造業	1,999	8,716	3,243	3,075	17,643	6,253	11,868	5,755	5,606	4,955
	35%	68%	41%	40%	77%	63%	82%	84%	58%	62%
ホテル・レストラン	364	899	172	533	186	455	401	221	93	101
	6%	7%	2%	7%	1%	5%	3%	3%	1%	1%
不動産、リース、コンサル業	959	1,552	1,053	529	817	358	1,107	364	86	1,981
	17%	12%	13%	7%	4%	4%	8%	5%	1%	25%
井戸採掘を含む建設	132	708	1,200	876	2,297	1,044	469	316	3,408	465
	2%	6%	15%	11%	10%	11%	3%	5%	35%	6%
その他	1,222	381	549	546	484	715	160	130	365	149
	22%	3%	7%	7%	2%	7%	1%	2%	4%	2%
合計	5,672	12,853	7,934	7,768	22,940	9,856	14,471	6,892	9,677	8,041
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
対 USD	@8.65	@8.68	@8.79	@9.24	@10.42	@12.89	@16.10	@17.30	@18.30	@19.10

注：年平均為替レートを使用。

出所：EIC からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

3.2. 外国投資の動向

国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）の統計によると、過去 10 年間のエチオピアへの外国投資流入額は、2006 年から 2008 年にかけて約 6 億ドルから 1 億ドルに減少したが、その後は、2012 年の落ち込みを除いて、順調に投資流入額を伸ばし、2014 年には 12 億ドルに達した。同様に投資ストック額も増加傾向を示している。2006 年に 30 億ドル、2010 年には 40 億ドルを突破した後は、毎年 10 億ドルずつ増加しており、2014 年には 70 億ドルを超えた。

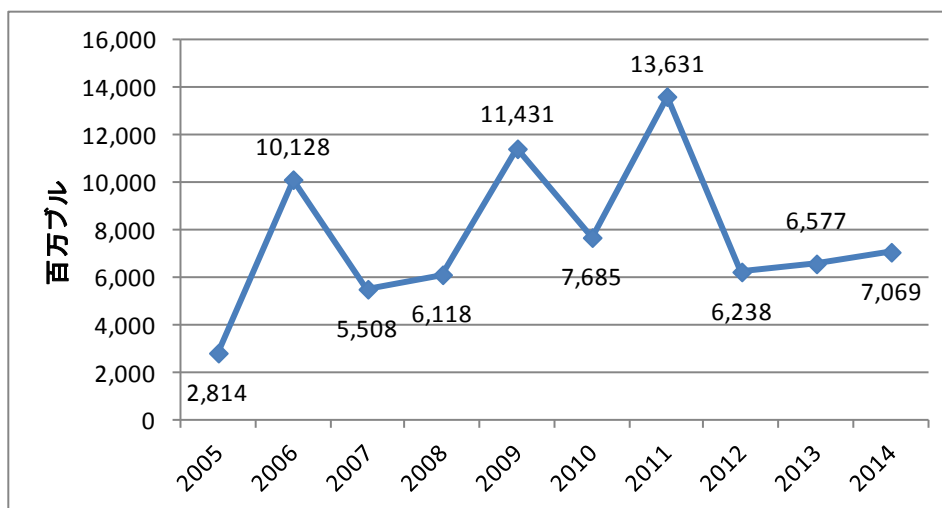


注：流入額は純流入額。

出所：UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/EN/Index.html>)。

図 3-3 エチオピアへの外国投資流入額及び残高の推移

次に、上記外国投資額のうち、EIC で把握している過去 10 年間の外国投資²の推移を下図に示す。前年比の倍になったり半分になったりと各年で投資額は増減の変動はあるが、全体としては過去 10 年で緩やかに上昇をしている。2011 年に過去 10 年間で最高額となる 136 億ブル（8.4 億ドル）を記録した後、2012 年の外国投資額は 62 億ブル（3.5 億ドル）に減少したが、ここ 3 年間の投資額は徐々に増加している。



出所：EIC からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

図 3-4 外国投資の推移

² エチオピアへの外国投資額のうち、EIC では、鉱業セクターを除く新規外国投資についての投資データベースを作成している(詳細は 7.5 参照)。

3.2.1 業種別外国投資動向

下表は過去 10 年間の業種別対内外国投資額の推移を示している。本表によると、対内外国投資の総額は年によってばらつきがあるものの、2007、2008 年を除き、製造業の割合が 50%以上となっている。2007、2008 年についても、製造業はそれぞれ 21 億ブル（2.3 億ドル、39%）、27 億ブル（2.9 億ドル、44%）となっており、業種の中で一番高い比率を占めている。

2009 年までは、製造業に引き続き農業の投資額が多かったものの、ここ 5 年間は割合が数%に減少しており、代わりに不動産・リース・コンサルティング業や井戸採掘を含む建設に対する投資額の割合が増えてきている。

表 3-3 業種別の外国投資額及び案件数の動向

上段：百万ブル
下段：案件数

業種	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
農業	584	254	975	1,839	1,190	416	385	36	65	45
	31	21	22	40	18	15	15	5	4	5
製造業	1,593	8,289	2,154	2,704	7,280	5,534	11,698	5,632	5,559	4,671
	64	88	106	105	102	74	66	78	78	47
ホテル・レストラン	228	749	44	186	40	53	62	15	35	0
	14	11	18	15	11	12	7	6	7	0
不動産 コンサル業	209	275	911	465	580	250	1,024	219	25	1,947
	51	66	89	72	63	38	41	50	9	14
井戸採掘 (建設含)	116	468	1,150	647	2,165	992	439	303	874	300
	13	11	14	19	18	14	9	8	14	3
その他	84	93	274	277	176	440	23	33	19	106
	23	16	26	39	31	23	5	14	5	8
合計	2,814	10,128	5,508	6,118	11,431	7,685	13,631	6,238	6,577	7,069
	196	213	275	290	243	176	143	161	117	77
対 USD	@8.65	@8.68	@8.79	@9.24	@10.42	@12.89	@16.10	@17.30	@18.30	@19.10

注：為替レートは年平均為替レートを使用。

出所：EIC からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

3.2.2 国別投資動向

下表は、過去 10 年間の累積額がトップ 10 の国の各年別投資額の推移を示している。参考として、日本の金額も記載した。本表によると、過去 10 年間の累積額、累積案件数ともに中国がトップとなっている。中国は、2005 年から 2008 年にかけてその投資額を増加させた後、2008 年から 2011 年には一転して減少傾向を見せていた。ところが 2013 年には、前年比約 10 倍もの金額を投資し、その額は外国投資額全体の 80%以上を占めた。累積額が第 2 位となっているサウジアラビアは、2006 年と 2011 年に合計 50 億ブル（それぞれ約 4.3 億ドル、8 億ドル）を超えた投資があった影響が大きく、それ以外の年の年平均の投資額は 2

～3億ブル（約1億ドル）にとどまっている。

全体外国投資額に占める割合が高い国は、年によって異なり、例えば2011年はサウジアラビアが約40%を占めたが、翌年はインドが約40%の投資額を占めており、特定の国が常に一位となっている傾向は見られない。

表 3-4 国別の外国投資額及び案件数の動向

上段：百万ブル
下段：案件数

国名	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
中国	124	998	1,514	2,031	1,955	1,535	783	588	5,344	3,227
	27	48	73	82	59	37	31	41	48	30
サウジアラビア	274	5,811	271	441	225	1,168	5,237	189	4	349
	6	5	7	9	4	8	4	5	1	1
トルコ	60	323	210	288	5,041	1,237	1,507	87	100	0
	3	7	9	9	25	13	11	17	7	0
インド	222	532	318	711	1,475	305	203	2,446	313	102
	23	22	22	22	25	16	16	18	14	10
英国	174	198	111	346	65	192	3,368	1,575	15	18
	10	16	18	15	14	12	8	11	3	3
チャンネル諸島	0	744	0	0	0	216	945	0	0	1,142
	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2
フランス	916	14	14	4	1	29	0	1	0	1,997
	10	3	6	3	2	6	1	1	0	3
ドイツ	116	31	1,272	88	12	32	17	2	4	6
	7	6	11	13	4	5	4	1	1	2
モーリシャス	0	0	3	0	586	0	15	301	254	75
	0	0	2	0	1	0	1	1	4	2
米国	149	128	147	262	69	61	317	46	11	30
	15	21	23	27	15	14	13	9	2	4
参考：日本	0	3	1	0	0	2	2	0	9	0
	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0
その他	779	1,346	1,645	1,947	2,003	2,908	1,235	1,003	523	123
	95	83	103	110	94	63	52	57	36	20
合計	2,814	10,128	5,508	6,118	11,431	7,685	13,631	6,238	6,577	7,069
	196	213	275	290	243	176	143	161	117	77
対 USD	@8.65	@8.68	@8.79	@9.24	@10.42	@12.89	@16.10	@17.30	@18.30	@19.10

注：為替レートは年平均為替レートを使用。

出所：EIC からの提供資料を基に JICA 調査団作成。

3.3. 代表的外国投資事例

企業の海外進出パターンは、水平的直接投資と垂直的 direct 投資の 2 つに分けることができ、また近年では、垂直的 direct 投資の拡張型として輸出基地型 direct 投資が 1 つの類型として考えられている³。水平的 direct 投資では、主に（完成品の輸出に係る）貿易コストの削減

³ 国際貿易と貿易政策研究メモ(2011年、経済産業研究所)、日本経済 2012-2013(2012年、内閣府)、企業の海

と現地市場の獲得を目的とし、販売先で最終財の生産を行う。垂直的直接投資では、主に生産コストの削減を目的とし、労働集約的な生産工程を低賃金国に移転させ国際分業を行う。また、輸出基地型直接投資では、第三国輸出を目的とし、輸出先に近接する国で最終財の現地生産を行う。下表にそれぞれの特徴を纏めた。

表 3-5 企業の海外進出パターン

	水平的直接投資	垂直的直接投資	輸出基地型直接投資
メリット	貿易コストの削減	生産コストの削減	生産・貿易コストの削減
主な進出先	市場規模の大きい国	低賃金国	市場に近い低賃金国

出所：経済産業研究所、内閣府等の文献に基づき JICA 調査団作成。

エチオピアへの外国投資は、主に低廉な労働力を必要とする縫製業、皮革業、製靴業への垂直的直接投資が多く見られるが、近年は、人口の多いエチオピアにおいて住宅建設、消費財等の需要が増えていること、また、内陸国であるエチオピアが周辺国との連結を強化するために道路・鉄道等の物流インフラ整備を積極的に行っていることを魅力と感じ、エチオピア国内市場向けの投資（水平的直接投資）も増えてきている。さらに、欧州・中東市場への近接性を狙った花卉産業への輸出基地型直接投資も始まっている。

表 3-6 主な外国直接投資事例

進出パターン	企業名	投資元国名	進出分野
垂直的直接投資	・Ayka Tekstil San. ve Tic. AS ・George Shoe plc ・ヒロキ ・H&M	トルコ 台湾 日本 スウェーデン	繊維・縫製 製靴 皮革 アパレル
水平的直接投資	・BGI Ethiopia ・Mohan Group ・Etur ・Julphar Pharmaceuticals ・Euro Cable ・Sumsong	フランス インド トルコ UAE トルコ 韓国	飲料 樹脂原料、製靴 繊維 製薬 電線製造 家電
輸出基地型直接投資	・Joytech Plc ・Herburg Roses ・Esmeralda Farms	イスラエル オランダ アメリカ	園芸作物 花卉 花卉

出所：各社からの聞き取りを基に JICA 調査団作成。

また下表のとおり、まだエチオピアの地場産業が未成熟で質の高い原材料の安定供給が期待できないため、独自に川上から川下までの統合を進めて品質管理を行っている企業など、独自の投資戦略を持って進出している企業もいる。

表 3-7 その他外国投資事例

企業名	事業内容	投資戦略
Pittards (英)	皮革製品の製造。 原料皮革の安定供給に向け、牧羊を開始する予定。	質の高い原材料を安定的に確保するために、川上(牧羊)から川下(皮革製品の製造)までの統合を進める。
Castel Winery (仏)	ワインの製造。	ブドウ栽培からワイン販売まで一貫してバリューチェーンを管理することで品質を確保。
Ayka(トルコ)	紡績、染色、ニット生地製造、その他アクセサリー製造、縫製	生地製造から縫製まで一貫して手掛ける。
GE (米)	航空機リース、航空機への部品の供給。 医療機器の組み立て工場設置予定。 電力分野への進出機会を探っている。	エチオピア航空への機体リース事業、部品供給等、収入源の確保。 社会的なニーズ、政策的課題に併せた進出分野の選定:MDG(保健分野)への貢献として、医療機器を選択。 EIC の高官を CEO として雇用し、エチオピア政府との政治的なパイプを確保。

出所：各社からの聞き取りを基に JICA 調査団作成。

なお、外国投資が制限される分野については、マネジメントコントラクトの形で参入を果たしている事例がある。例えば、電力セクターのエチオピア電力公社 (Ethiopian Electricity Power Corporation: EEP Co) が発電と送配電を分割し、送配電を担うことになったエチオピア電力事業 (Ethiopian Electric Utility: EEU) が、インド企業へマネジメントコントラクトを委託した。また、EEU は現状の体制と権限を十分に残した形で、必要と考える部分への技術者派遣については、非常に関心を持っている。しかし、契約終了後は技術者を直接雇用により切り替えており、民営化により近い形での外資・民間企業活用には、当面抵抗が残ると考えられる。

第4章 エチオピア国の投資ポテンシャル分析

4.1. 分析の方法

投資ポテンシャル分析では、エチオピアにおける産業立地のポテンシャルとなる資源・一次産業の現状、国内市場の現状、他国と比較した際の操業コスト要素の現状、現在の国内産業の集積や国際的な産業集積との関連等に関する現状を踏まえて、ポテンシャル産業を抽出する。

4.2. 投資ポテンシャルに関する各要素の現状

4.2.1 資源概要

(1) 農業・牧畜

1) 農業生産

エチオピアの総面積 1 億 1,150 万ヘクタールのうち、耕作可能面積は 7,400 万ヘクタールである。主な輸出農産品・畜産品としては、コーヒー、油糧種子、野菜、切り花、豆類、生きた家畜や食肉、なめした皮革などがある（表 2-2 参照）。輸出作物の国内での付加価値付けは限られている。

輸出される油糧種子では、ゴマが大きな割合を占め、大部分は中国に輸出される。多くは一次加工のみで、付加価値付けはあまり行われず、また、輸出される多くが搾油用でなく、食用の品種である⁴。近年伸張の大きな園芸作物では、主に花卉の輸出の伸張が著しい。表 2-2に見られるとおり、2004/05年には780万ドルであった輸出額が、2013/14年には19,970万ドルにまで拡大している。主にバラを生産しているが、その他の花卉も生産されている⁵。農業農村開発省では、コメ、園芸作物、コーヒー、茶、綿花、天然ゴム、オイルパームについて、合計で 520 万ヘクタールを投資可能地域として見積もっている⁶。他方、外国人のコーヒー、豆類、油料種子等の取引への参入は制限されている⁷。エチオピアでは、エチオピア商品取引所（Ethiopia Commodity Exchange: ECX）が設置され、商品作物の一部の取引が各産地で行われるようになった。こうした措置により、これまで以上にトレーサビリティの確保が困難となっているとの声もある⁸。

2) 畜産

エチオピアの家畜保有数はアフリカで最も多いとされる。下記は、エチオピアにおける

⁴ エチオピア豆類・油脂植物・スパイス加工・輸出業者協会（Ethiopia Pulse, Oil Seeds and Spices Processors and Exporters Association）へのヒアリングによる。

⁵ 2013年のエチオピア園芸作物生産者・輸出者協会（Ethiopian Horticulture Producers and Exporters Association）によるデータによると、バラ農園の総開発面積は 1,998.9ha に対し、その他花卉（サマーフラワー）は 188.7ha であった（出所：<http://www.ehpea.org/Floriculture.aspx#medialink>）。

⁶ EIC Invest in Ethiopia: An Investment Guide to Ethiopia 2015。

⁷ Regulation on Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors (No.270/2012)。

⁸ 企業、業界団体へのインタビューによる。

牛、羊、ヤギの保有数を纏めたものである。

表 4-1 エチオピアの家畜保有数

単位：千頭

種類	2009/10	2010/11	2011/12
牛	49,297	50,884	53,583
羊	16,962	25,980	25,509
ヤギ	21,798	53,382	22,703

出所：Statistical Abstract (2012/13), Central Statistical Agency.

表 2-2 のデータのとおり、家畜動物及びその加工品である食肉、皮革それぞれ、輸出額が過去 10 年で大きく伸びている。生育環境の特性から、エチオピアの羊皮の品質は市場において非常に高く評価されている。JICA も「ハイランド・レザー」ブランディングに向けた支援をしている⁹。他方、日系等の進出企業では製品の質を確保するために、一次加工のなめし工程等についての指導を行っている。また、外資系企業で原材料確保に向けて、畜産の開始を検討するなどの動きも見られる¹⁰。

(2) 鉱物資源

金の採掘については、長い歴史を持つ。鉱山は主に南部、西部、北部に存在し、多くの小規模な業者による採掘のほか、国営企業による採掘がなされている。また、オパールの生産にも長い歴史を持つ¹¹。このほか、各種鉱物資源の賦存を下表に纏めた。併せて GTP-II で加工や利用について言及されている場合にはその旨付記した。

表 4-2 エチオピアにおける主な鉱物資源

鉱物資源	概要	GTP-II 製造業セクター記述概要
多金属鉱床	銅、亜鉛、銀、金を含む鉱床。	
炭酸カリウム	採掘権が付与され、2017 年から生産開始予定。	
タンタル	ウランの含有量が高い鉱床。国営企業が採掘。	
セメント関連	石灰石、石膏、粘土、軽石が採掘可能。	セメント生産量ターゲット設定。
ソーダ灰	苛性ソーダ製造企業(国営含む)あり。	ソーダ灰、苛性ソーダ生産量ターゲット設定。
石材	大理石、御影石、石灰石	御影石の生産量ターゲット設定
石炭	2008～2010 年に小規模採掘。最近再度の採掘への機運が高まっている。	
ケイ砂	その他のガラス製造用素材も賦存。品質に課題。	

出所：Ministry of Mines/World Bank (2014) Strategic Assessment of the Ethiopian Mineral Sector: Final Report, Ministry of Industry, GTP II Manufacturing Industry Sector.

また、石油・ガスの探査も行われている。1970 年代にオガデン地方で天然ガスの埋蔵が

⁹ チャンピオンプロダクツウェブサイト(<http://ethiopiancreation.com/>)。

¹⁰ 企業へのインタビューによる。

¹¹ Ministry of Mines/World Bank (2014) Strategic Assessment of the Ethiopian Mineral Sector: Final Report.

確認されているが、石油も含め、現在商業ベースでの生産には至っていない¹²。

(3) 電力開発・輸出

エチオピアでは、今後の経済開発に合わせ、電力ニーズの大幅な増加が見込まれている。2012年の6,425GWhが、2037年には111,388GWhへの伸びが見込まれている¹³。エチオピア政府の電力開発計画では、水力発電を中心に据えられて、建設中のGilgel Gibe III、General Dawa III、Grand Renaissanceの各発電所に加え、コミット済み含め数多くの設置計画を有している。また、地熱発電については、1969年より有望サイトについて数多く調査がなされている。このうち、世銀、日本政府、フランス政府、アイスランドの民間企業によりコミットされているのは4カ所である¹⁴。風力発電については、10GWのポテンシャルを有するとされ、既にフランスの資金協力による発電所が1カ所稼働中である。

発電に併せて、送電網の整備、変電所設置についても計画されている。一部世銀の支援を受けた、全電化プログラムを含め、2013年から2020年までに114の新規変電所設置、13,560キロの送電線敷設を計画している¹⁵。

国内の電力ニーズに対応する電力開発計画に加え、東アフリカ電力プール（East Africa Power Pool: EAPP）の枠組みを周辺諸国と構築し、周辺国への売電を行うこととなっている。また、EAPPの初期フェーズとして、ケニアとの間にエチオピア-ケニア電力ハイウェイプロジェクトが実施されている。このプロジェクトでは、ケニアとの間に1,066キロにわたる500kVの送電線を敷設する。このような電力需要に対応するため、水力、地熱他、再生可能エネルギーを中心とした多くの発電計画を有している¹⁶。

EAPPによる各国との売電契約は下記のとおりである。

表 4-3 東アフリカ電力プールによるエチオピアの周辺国への電力供給計画

契約先国	計画販売電力量
ケニア	400MW 以上、約 3,000GWh
ジブチ	100MW 以上、約 570GWh
スーダン	100MW 以上、約 880GWh
南スーダン・エジプト	200MW 以上、約 1,300GWh
タンザニア	200MW 以上、約 1,300GWh

出所：JICA/日本工営/地熱エンジニアリング/住鉱資源開発（2015）

「エチオピア国全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書」。

¹² Deloitte Consulting Ltd. “Deloitte Guide to Oil and Gas in East Africa” (2014 Edition)。

¹³ JICA/日本工営/地熱エンジニアリング/住鉱資源開発（2015）「エチオピア国全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書」。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 同上。

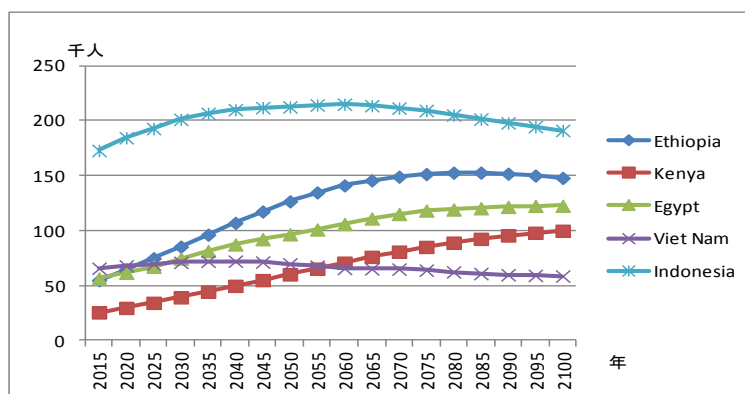
(4) 観光資源

2014年のエチオピアのGDPに対する観光セクターの貢献は、直接的貢献が21億ドル、間接的経済効果では47億ドルと推定されている。これは、対GDP構成比では、前者が4.1%、後者は9.3%にも上る。観光セクターの直接的及び間接的な経済規模については、今後2015年から2025年までに、前者が年率4.7%、後者4.9%の成長が見込まれている¹⁷。また、世界遺産が9カ所指定されており、この数はモロッコに次いでアフリカ大陸で第2位の数である。このような点から、観光業についても潜在性が見られる。

4.2.2 コスト要素

(1) 労働人口と賃金

エチオピアは他のアフリカ諸国と比較しても大きな人口を抱えているだけでなく、下図のとおり、生産年齢の人口が長期にわたって大きく増加していくことが予想されている。



出所：国連人口社会局データを基に JICA 調査団作成。
注：生産人口は15～64歳の人口。

図 4-1 エチオピア及びアジア・アフリカ諸国の生産人口の予測 (2015-2100)

労働賃金は、他国と比較して、依然安価にとどまっている（下表参照）。但し、賃金とは別に、各社において交通費、食費の提供等を行っている。

表 4-4 エチオピア及びアフリカ、アジアの都市における労働賃金比較

	アジスアベバ	ナイロビ	ダッカ	プノンペン	ホーチミン
ワーカー（月額、USD）	47.9～95.7	215～772	99	113	185

出所：JETRO、エチオピアは企業インタビュー結果に基づき JICA 調査団作成。

留意すべき点として、生産性の課題がある。下表は生産性について、労働者一人当たり1日の製造量について比較したものである。

表 4-5 エチオピア及びアフリカ、アジア諸国の生産性比較例

項目	エチオピア	タンザニア	ベトナム	中国
労働者一人当たり、1日のポロシャツ製造枚数(枚)	7～19	5～20	8～14	18～35
1日の労働者一人当たり、1日の皮革製ローファー(足)	1～7	4～6	1～6	3～7

出所：Hinh Dinh et al (2012) Light Manufacturing in Africa。

¹⁷ World Travel & Tourism Council “Travel and Tourism: Economic Impact 2015 Ethiopia”。

エチオピアとタンザニア、ベトナム間には大きな違いはないものの、ポロシャツ製造に見られるように、中国との生産性に大きな開きのある品目もある。なお、この調査では、製品の品質については特に考慮していないことを留意する必要がある。

(2) 電力に係るコストと質

エチオピアの電力は、料金はかなり安価に押さえられている。

表 4-6 エチオピア及び各国主要都市における電力料金

	エチオピア	ナイロビ	ダッカ	プノンペン	ホーチミン
1kWh当たり電力料金(USD)	0.015	0.08	0.09~0.12	0.17~0.18	0.06
月額基本料金 (USD)	-	2.53	7.7	-	-

注：全て業務用 132 kV の場合。ケニアはこのほか、燃料コストチャージ、為替変動調整費、インフレ調整費、セキュリティサポートファシリティ、水力発電税、付加価値税 16%、地方電化プログラム租税（1kWh 当たり料金の 5%）、エネルギー規制委員会（Energy Regulation Committee）租税（1kWh 当たり 0.03Ksh）が加算される。ホーチミンは製造業の通常時間帯の場合。

出所：JETRO ウェブサイト（<https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>）、エチオピアはエチオピアエネルギー庁（Ethiopian Energy Authority: EEA）資料。

他方、電力の質には課題がある。企業へのインタビューでは、多くの企業が停電回数の問題を指摘している。停電による損害として、特に多く指摘されたのは、製造業における産業機械の損傷の問題であった。また、稼働の停止、製品によっては停電発生時にライン上にあった未完成製品を廃棄するなどのコストも課題とされた。また多くの企業が発電機を持っているが、業種によっては発電機のみでの操業は必要とされる電力量の確保や、燃料コストの点で難しいことが指摘された¹⁸。

下記のデータは世銀の Enterprise Surveys によるエチオピア及びアフリカ、アジア各国の停電及び電力確保に向けた発電機保有の状況を纏めたものである。

表 4-7 エチオピア及び各国の停電に関する状況

国名（調査年）	一ヶ月当たりの停電回数（回）	一回当たりの停電時間（時間）	停電による損害額（年間売上額に占める割合、%）	発電機を保有する企業割合（%）
エチオピア(2011)	5.6	7.8	2.6	40.6
ケニア(2013)	6.3	5.0	5.6	57.4
タンザニア(2013)	8.9	5.1	5.5	43.0
ウガンダ(2013)	6.3	6.8	6.3	52.2
カンボジア(2013)	6.0	1.4	0.3	61.8
ベトナム(2009)	1.0	3.3	1.1	34.8

出所：世銀 Enterprise Survey を基に JICA 調査団作成。

エチオピアについては、多少古いデータになるため、近年の電力供給の現状との乖離もあり得るが、一カ月当たりの停電回数については、インタビューを行った企業の多くから

¹⁸ 企業へのインタビューによる。

小規模なものであればほぼ毎日という指摘もあったことから、必ずしも状況が向上したともいえない。停電に対する損害額、発電機を備える企業割合については、工業化、電力への依存等様々な要因が関係すると考えられる。東アフリカ、及び電力事情が同様に悪いとされるカンボジアと比較すると似たような状況ともいえるが、ベトナムと比較すると、いずれの要素においても差があり、電力の質に課題があることが分かる。

(3) 物流

物流コストについては、次章にて詳細を述べるが、エチオピアの物流の多くを担う、ジブチ経由の海上・陸上輸送については、例えば港湾を有するケニアと比較すると時間、コストともに、負荷が高い。また、物流のリードタイムを左右する要件として、外貨割当の課題がある。外貨割当の待ち時間を含めたの調達計画の策定を強いられるため、企業の原材料在庫量が多くなっている。半年分程度の在庫を確保しているという企業もあった。

他方、航空貨物については、アフリカで有数の扱い量を持っている。下表はエチオピアを含むアフリカ諸国とベトナムの航空貨物取扱量を比較したものである。エチオピアの扱量は南アフリカに迫る量の扱いを持っていることになる。本調査においては十分なデータを収集していないが、企業インタビューでは、エチオピアの強みとして、アディスアバを拠点とした航空貨物の利便性、信頼性と価格について言及する企業もあった。

表 4-8 エチオピア及びアジア・アフリカ諸国の航空物流量の推移

単位：トンキロ (ton-km)

国名	2012	2013	2014
エチオピア	703.6	790.6	950.9
ケニア	234.6	258.1	280.7
ウガンダ	0.8	0.9	0.7
南アフリカ	1,174.7	1,123.0	1,062.3
ベトナム	503.6	548.3	587.5

出所：世銀 WDI。

4.2.3 産業集積、バリューチェーン

国内民間セクターは弱いですが、近年、労働集約型産業や国内市場向け製品製造の投資が進んでいる。こうした産業の多くは海外から輸入する原材料を利用しているケースが多い。また、プラスチック、繊維産業に見られるように、外資企業間での原材料供給を行う事例もある。こうした背景には、エチオピア政府による、選択的な外国投資へのインセンティブ付与などの効果もあると考えられる。

他方、国内産業への波及については、今後発展を注視する必要がある。皮革産業においては、原材料供給を行う牧畜業、屠殺、なめしの工程と縫製・最終製品化の工程に分かれ

ている。品質を確保するために、本来縫製・最終化で進出した企業が垂直統合を進めている事例がある。こうした事業形態による原材料供給部門の生産能力、品質等の向上に結びつくことも想定される¹⁹。

海上・内陸輸送の現状から、海外の原材料を輸入した輸出加工を想定する場合、近接する原材料供給を行う集積が見当たらない。実際に、企業に対するインタビューでは、原材料の輸入については、中国、インド、トルコ、欧州、中東諸国等が挙げられていた。比較的近距離の集積では、中東の石油化学、プラスチック等の材料供給が考えられる。他方、軽量で付加価値の高い製品であれば、航空便による多少離れた地域からの原材料輸入は可能とも考えられる。

4.2.4 市場動向

国内市場は、人口増加と購買力から、今後魅力的な市場となることが期待される。国連の予測によると、人口は、2020年には1.11億人、2030年には1.38億人に達すると想定されている²⁰。下表のとおり、GDPの約7割は家計消費が占める。

表 4-9 エチオピアの家計消費支出額と GDP に占める割合

種類	2010	2012	2013	2014
家計消費支出額（名目、百万 USD）	23,144	31,384	34,449	38,107
対 GDP 割合（%）	72.4	72.5	72.5	69.5
年間成長率（%）	-	4.6	7.5	3.2

出所：世銀 WDI。

4.2.5 輸出における特惠措置等

欧州連合（EU）による「武器以外の全て」スキーム（Everything But Arms: EBA）、アメリカによるアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act: AGOA）、先進国での一般特惠関税制度（Generalized System of Preference: GSP）の適応を受けている。各制度の特徴は下記のとおりである。

(1) EU: 「武器以外の全て（EBA）」

後発開発途上国から免税・割当なしでの EU への輸出を認めるもの。下記の GSP に加えた品目を対象としている。

(2) アメリカ：アフリカ成長機会法（AGOA）

2000年に制定されたサブサハラアフリカ諸国の貿易を促進し、市場開放につなげるために、条件に見合う国からの米国市場への製品輸入について一般特惠関税対象に加え、繊維製品について原産地規制を緩和した形での免税での輸入が可能になった。

¹⁹ 例えば英系皮革メーカーは自社牧場を設置する予定。また、繊維産業でも、外資大手の繊維会社が自社の綿花農園の設置を検討している。

²⁰ 国連経済社会局人口部データ。

(3) その他先進国：一般特惠関税 (GSP)

先進国において、途上国からの輸入品について、一定の農林水産品、鉱工業品について、一般の関税より低い税率での輸入を可能とする制度。我が国では、エチオピアを含む後発開発途上国に対して特別特惠関税を設けていて、GSP より更に低い、または無税による市場アクセスを可能としている品目もある。

こうした制度の利用に当たっては、原産地規制について注意する必要がある。上記のとおり、例えば、EBA では、繊維製品の素材の第三国調達を認めていないが、AGOA では認めている²¹。

4.3. 投資ポテンシャル産業・業態の抽出

上述の点を考慮し、投資ポテンシャルに大きな影響を及ぼす要因を下記のとおり整理した。また、投資環境、インフラ面での現状については、次章以降で詳細を述べる。

表 4-10 投資ポテンシャルの決定要因

投資先選定ポイント	概要
投資先としての強み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊富な若年労働力、低廉な労働賃金 ・ 低廉な電力料金 ・ 航空貨物輸送のコストと利便性
現状の投資における課題・コスト ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性の課題 ・ 海上・内陸輸送のコスト、リードタイム、利便性 ・ 品質検査・認証インフラの課題 ・ 電力の質 ・ 貿易に関する課題(通関、外貨割当等) ・ 参入障壁または制度の未整備(貿易、電力供給、物流関連セクター)
投資環境改善に向けた機運	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給能力の向上 ・ 鉄道開通による内陸輸送能力向上

出所：JICA 調査団作成。

上記を考慮して、外国投資家への投資ポテンシャルが高いと考えられる分野について、下表のとおり纏めた。

²¹ 米国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID) (2014) "Strengthening the Cotton, Textile and Apparel Value Chain in East Africa: An Assessment" (Draft)。

表 4-11 エチオピアの投資機会

	投資機会	留意事項
労働集約型産業	労働賃金に敏感な労働集約型産業（製造業：縫製、組み立て型産業、サービス業等）	<ul style="list-style-type: none"> 生産性が低いことに留意する必要がある。 物流の課題から、組み立て型の場合、原材料輸入と製品輸出に係るコスト・納品までのリードタイムにより評価が変わる可能性あり。
国内需要指向	食品、日用品、消費材製造 建設資材製造	<ul style="list-style-type: none"> 国内物流インフラの課題に留意（道路、倉庫等インフラの未整備）。 外資については、輸入貿易禁止。 電力の質の課題に留意。 コンクリートの製造は外資参入不可。
インフラ整備	発電	<ul style="list-style-type: none"> 外資参入の法整備に留意必要。
農産品、皮革等加工・輸出	農産加工 皮革加工	<ul style="list-style-type: none"> 良質の原材料確保に向けては、外資によっては、自社農園等による生産の動きがある。 食品輸出の場合、先進国市場における食品品質・安全基準等をクリアする必要がある。 コールドチェーンの未発達による生鮮品輸出困難の可能性もあり。 電力の質の課題に留意。
航空貨物の活用による産業	生鮮農産品の輸出 軽量で付加価値の高い製品の輸出加工	

出所：JICA 調査団作成。

労働集約型産業については優位性を有するが、製品の入れ替えが比較的短期に行われる製品や輸入原材料による組み立て加工の場合、原材料と製品輸送に係る物流課題について考慮する必要がある。国内市場向け製品の製造については、潜在性が見られるが、流通面での参入障壁が見られること、投資環境として、外貨割当の課題が見られることから、輸入原材料の利用が限られること、エチオピア政府の政策優先度により、免税等の扱いに違いがあることから、こうした点を考慮する必要がある。花卉に見られるように比較的発達している航空貨物を活用した産業については、今後の発展について、状況を注視していく必要がある。

第5章 エチオピア国の投資政策分析

5.1. エチオピアの経済開発における投資政策の位置づけ

5.1.1 国家開発戦略における投資の役割

エチオピア政府は2010年から2015年までのGTP-Iを策定し、2015年までにミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）を、2025年までに中所得国のステータスを達成する計画を打ち出している。GTP-Iにおいては、社会サービスとインフラストラクチャーの質と量の改善、11～14.9%のGDP成長率、農業及び製造業の生産性の向上等を目標に掲げている。GTP-Iは今までの農業一辺倒の経済構造から「農業」及び「工業（製造業）」の2本柱で国の経済を牽引していくことを目指している。この5年間は農業中心から工業（製造業）中心の構造改革への基盤作り（準備期間）と位置づけている。主な目標は、GDPの倍増、MDGsの達成、主要穀物の40%増産、水力発電能力の4～5倍への拡大及び鉄道2,395kmの敷設等である。

GTP-Iの主要政策は、次のとおりである。

- 迅速、公正な経済成長の持続
- 経済成長の主要供給源としての農業の役割確保
- 工業（製造業）が経済の重要な役割を担うためへの条件整備
- インフラ開発の量と質の拡大・向上
- 社会開発の量と質の拡大・向上
- 能力とグッドガバナンスの向上
- 女性と若者の能力向上・機会均等の推進

2016年から始まる5カ年計画として、GTP-II（2016年～2020年）のドラフトが作成され、年率平均11%の経済成長が目標となっている。これに向けて、製造業を中心とする産業セクターが牽引役となることが期待されている。製造業のGDPに対する割合を現在の4.8%から5年後の2020年には8%、10年後の2025年には18%まで引き上げることを目標としている。農業、サービスセクターのGDPに対する割合は相対的に下がることになるが、10%強のGDP成長率を維持するために、より高い成長を実現することが目標とされている。産業別の成長目標は下記のとおりである。

表 5-1 GTP-II における産業別成長目標

	ベース年 (2014/15年)	目標 (2019/20年)
農業セクター年率成長率 (%)	9.6	8
工業セクター年率成長率 (%)	22.2	19.8
製造業セクター年率成長率 (%)	19.2	24.0
サービスセクター年率成長率 (%)	9.4	10.0
輸出額に占める製造業の割合 (%)	0.9	3.1

出所：GTP-II (Draft)。

＜GTP-II の目標を達成するためのプログラム＞

工業省の Directorate of Policy and Program Study and M&E からのヒアリングによれば、GTP-II のドラフトに掲げられた製造業セクターにおける目標を達成するための戦略として製造業セクターで以下の 6 つのプログラムが策定されているが、とりわけ投資拡大、新規産業振興及び工業団地プログラムにおいては、外資の役割が重視されている。

- 工業省のインスティテュート(繊維産業振興機関(Textile Industry Development Institute: TIDI)、皮革産業振興機関(Leather Industry Development Institute: LIDI)、金属産業振興機関(Metal Industry Development Institute: MIDI))能力強化を通じた生産性、品質、技術の向上:特に、GTP-II では MIDI の能力強化を通じて、①鉄鋼業の川上部門とのリンケージ(backward linkage)、②エンジニアリング産業の振興、③溶鉱炉・精錬・圧延装置・鋳造所の振興、④機械設備の製造、⑤成形・鋳鍛造技術の振興を図る。
- 生産性及び品質向上と技術移転プログラム:エチオピア・カイゼン・インスティテュートとの協力による取り組み。賃金と競争力のリンケージにも留意する。
- 投資拡大プログラム:質の高い投資を誘致することを重視するが、国内民間セクター投資の質を高めるために質の高い外国投資企業を誘致し、相互のリンケージを強化する。そのためにはファイナンス面でのインセンティブも提供。外資とエチオピア企業の合弁で地場企業が 51%以上の株式を保有する場合はエチオピア開発銀行(Development Bank of Ethiopia: DBE)からプロジェクトコストの 75%まで低利の融資を受けられる(参考:外資 100%の場合はプロジェクトコストの 50%まで)。また製品の 80%以上の輸出をする場合は通常より 1%低い優遇金利を受けられる。さらに、外資・内資合弁の場合は、輸入製品の関税率も優遇する。)
- 国営企業プログラム:通信、電力、鉄道など国営企業による業務のアウトリーチを目指す。まずは国営企業の効率性・有効性を高めることとし、国際基準にまで引き上げた後に、市場を開放することを検討する。
- 新規産業振興プログラム:電機・電子機器産業、情報通信技術産業(ハード及びソフト)、バイオ化学産業等の推進。
- 工業団地プログラム:中央政府と地方政府間のバランスのとれた開発の観点から、工業団地開発公社(Industrial Parks Development Corporation: IPDC)は連邦政府の工業団地開発、各州政府は州の工業地帯の整備を担う。

また、GTP-II では、適切な分野について、インフラ整備における外国直接投資(Foreign Direct Investment: FDI)を含む民間セクター参加への期待や官民連携パートナーシップ(Public Private Partnership: PPP)の導入の可能性についても言及している。例えば、電力セクターにおいて、特に発電能力向上に向けた技術、金融、プロジェクト管理の分野での民間セクターの参加について言及されている。また、通信セクターについては、大幅な成長を目標としている。例えば、携帯電話利用者を 2014/15 年の 4 千万人から 2019/20 年には 1 億人以上に拡大、ブロードバンドのインターネットについては、利用者を 4,390 万人から 1 億人に拡大するとしている。各セクターにおける外国投資の役割については、GTP-II の正式発表にて確認する必要がある。

5.1.2 産業政策と貿易政策とのリンケージ

貿易省の輸出振興総局長からのヒアリングによれば、エチオピアでは、輸出振興におい

では公式な政策文書はないが、輸出振興は産業政策と密接にリンクしており、基本的には、現在のコーヒーやゴマ等の農産物の輸出からより付加価値の高い製造業の輸出振興へ移行することが中心となっている。また、将来東南部アフリカ市場共同体（Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA）が機能するようになると域内の製品が入ってくることになるので、そのためにも製品の品質を高め競争力をつけておくことが必要と認識している。

上記のヒアリングによれば、製造業については、具体的には①繊維・縫製産業、②皮革産業、③農産物加工業、④金属加工業、⑤製菓産業、⑥電機・電子産業、⑦製糖業、⑧園芸作物生産等の労働集約的な軽工業及び戦略的な輸入代替製造業の付加価値を高め、輸出振興を図っていく計画である。

例えば、金属加工業については、民間セクターが未発達段階なので国営企業の金属エンジニアリングコーポレーション（Metals and Engineering Corporation: METEC）（60以上の製品を扱っている）は車や発電機の組み立て等を行っているが、他民間中小企業の加工技術を上げて METEC 向けのスペアパーツ等の納入を可能とすることを目標としている。また、製糖業については、未だ輸入を行っている状況なので国営工場の製造能力を更に高めることで輸出にこぎ着けることを目指している。電機電子等の輸入代替産業については、外資との合弁によって製品の品質を高めて、輸出できるようになることを目標としている。

また、首相が議長となり、輸出に関係する関係各省庁（貿易省、工業省、農業農村開発省、運輸省、鉱業省、科学技術省、関連機関等）の大臣がメンバーとして参加する国家輸出協議会（National Export Council）が毎月開催されている。産業政策や貿易政策に関する国家レベルの課題についての議論や政策間の円滑な調整を行っている。併せて、実務レベルの問題を議論するサブコミッティが設置されており、農業生産、金融、物流、運輸などの作業部会がある。各サブコミッティは、主管大臣が議長を務める。こうした仕組み・プロセスを通じて、産業政策と貿易政策との整合性を確保するための施策が実施されている。

GTP-II の策定過程では、産業政策と貿易政策に関する課題について、国家運営委員会（National Steering Committee）で関係省庁が参加して議論が行われてきた。

5.2. 投資関連法概要

5.2.1 概略

エチオピアでは、1960年に公布された「商法」（Commercial Code of Ethiopia）において、商業活動を行うための法的枠組みが決められている。また、憲法（Constitution of the Federal Republic of Ethiopia）第40条で、全ての国民に私有財産の取得、使用、処分を含めた所有権が認められている。投資に関しては、2012年に公布された「投資に関する布告」（Proclamation on Investment No. 769/2012）及び同年に発行された「投資優遇策及び国内投資への限定分野

に係る規則」(Council of Ministers Regulation on Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors No. 270/2012) が外国及び内国投資に関する基本的な法的枠組みとなっている²²。

(1) 投資促進機関

2014 年の「投資改正に関する布告」(Proclamation to Amend Investment Proclamation, No.849/2014) 及び「エチオピア投資理事会及びエチオピア投資委員会設立に係る規則」(Council of Ministers Regulation to Provide for the Establishment of the Ethiopia Investment Board and Ethiopia Investment Commission No.313/2014) により、従来工業省傘下にあったエチオピア投資庁 (Ethiopia Investment Agency: EIA) は、首相府の下で独立した EIC として組織改編され、政府一体となった政策形成・実施が可能となった。同機関の意志決定・監督機能を果たすエチオピア投資理事会 (Ethiopian Investment Board: EIB) の議長は首相が務めている。なお、EIC の組織・機能等に係る詳細な分析は第 7 章で後述するが、今後 EIC は工業団地の監督官庁としての機能が付加される等の機能の拡大が予定されている。

(2) 投資限定分野 (ネガティブリスト) と投資家可能分野 (ポジティブリスト)

上述のようにエチオピアの外資政策は基本的にオープンであるが、2012 年「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則」(Council of Ministers Regulation No.270/2012) によれば、以下の分野は国内投資家だけに制限されている。電気・通信・銀行・保険・フォーワーディング・運送等のサービスセクターへの外資参入が禁止されている。

表 5-2 エチオピアにおける投資ネガティブリスト

1.	政府のみに制限されている分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便業務(国際宅配便を除く) ・ 国内統合送電網を利用した電力の伝送及び供給 ・ 客席数 50 席以上の航空機を利用した旅客航空輸送サービス
2.	政府との合弁事業に制限されている分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武器及び兵器の製造 ・ 電気サービス ・ 通信サービス
3.	国内投資家のみに制限されている分野	<p>A.取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生豆、チャット、油糧種子、豆類、貴石、天然の林業製品、市場で購入した皮革、投資家が飼育していない生きたままの羊、山羊、ラクダ、馬、畜牛 ・ 輸入貿易(液化天然ガス(Liquefied Natural Gas: LNG)及びビチューメンを除く) ・ 卸売業(石油の供給及び石油副製品、海外投資家の自国で生産された製品の

²² 本報告書では、エチオピア大使館発行の投資ガイドブックの記述に従い、Proclamation を「布告」、Council of Ministers Regulation を「規則」と翻訳する。

<p>卸売業を除く)</p> <p>B. その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ アイスクリーム、ケーキ製造・ プラスチック製レジ袋製造・ 布地、毛糸、織物、アパレル、その他の織物製品の漂白、染色、縮織、サンフォライズ加工、シルケット加工、糊付け等の仕上げ・ 仕上げ段階以前の皮革のなめし・ セメント製造・ 粘土及びセメント製品の製造・ 第一級未満のツアー運営・ 第一級未満の建設、井戸及び鉱物探査掘削会社・ 独自の建物を建設し、幼稚園、初等及び中等教育を行うこと・ 独自の建物を建設し、診断センターサービスを行うこと・ 独自の建物を建設し、診療サービスを行うこと・ 資本財のリース(自動車は除く)・ 印刷業
<p>4. エチオピア国民のみに制限されている分野</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銀行業、保険業、マイクロクレジット及び貯蓄の取扱・ 放送業及びマスメディアサービス・ 弁護士業及び法律相談サービス・ エチオピア原産の伝統薬の製剤・ 広告、プロモーション及び翻訳業・ 客席数 50 席以内の航空機を利用した国内旅客航空輸送サービス・ 梱包、フォワーディング、運送サービス

出所：EIC (2015) “Invest in Ethiopia”に基づき JICA 調査団作成。

また、上述の「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則」(No.270/2012)によれば、ネガティブリストとは別に、外国投資家に開かれている投資セクターとして以下の産業がポジティブリストとして掲載されている。実際には EIC は外資参入の可否を認可する際にはポジティブリストを基に決定しているが、各分野の詳細が明記されていないために一部のサービス分野についてはグレーな分野があるなど投資家の混乱を招いている。

- ・ 製造業(食品、飲料、繊維・繊維製品、皮革・皮革製品、木工製品、製紙・紙製品、化学・化学品、基礎薬品・薬剤、ゴム・プラスチック製品、その他非金属製品、卑金属、金属製品、コンピューター・エレクトロニクス・光学製品、電機製品、機械製品、農産物加工、乗用車・トレーラー、オフィス・家庭用家具、その他製造)
- ・ 農業(作物、家畜、林業)
- ・ 情報通信技術(ICT)サービス
- ・ 発電・送電・配電サービス
- ・ ホテル・観光サービス(スターホテル、高グレードツアー)

- 高グレード建築請負(水源地掘削、鉱物資源掘削を含む)
- 不動産開発
- 教育・訓練(自社で建物を建設して実施する中等高等教育、技術職業訓練)
- 医療サービス(自社で建物を建設して提供する病院サービス)
- 建築・土木工事及び関連する技術サービス、技術テスト・分析
- 印刷
- 輸入貿易(LNGとピチューメン輸入)
- 輸出貿易(コーヒー豆、チャット、油糧種子、豆類、貴金属、林産品、市場から購入した皮革、投資家が飼育していない生きた羊・山羊・ラクダ・馬・家畜を除く)
- 卸売業(自社製品、石油及び副産物の供給)

(3) 最低資本金

「投資に関する布告」(No. 849/2012)によれば、投資認可のための最低資本金の条件は以下のとおりである。

- 外資独資の場合:200,000 米ドル
- 国内投資家との合弁の場合:150,000 米ドル
- 建設業、エンジニアリングまたは関連する技術コンサルティング業務、技術調査・分析、出版業分野に投資する場合:
 - 外資独資の場合:100,000 米ドル
 - 国内投資家との合弁の場合:50,000 米ドル
- 外国投資家が既存の企業からの収益または分配金を再投資する場合は資本金を割当てる必要はない。

(4) 工業団地に関する布告

エチオピア政府は、戦略的な産業を国内外から誘致し、産業構造の改革と、輸出及び雇用の増大による経済成長を加速化させるために工業団地開発を促進する目的で、2015年4月に「工業団地に関する布告」(Proclamation on Industrial Park No.886/2015)を公布した。工業団地開発は、上記の目的に併せ、大企業と中小企業とのリンケージを形成するとともに、インフラ整備、物流・通関、環境保護等の問題に対処することも目的としている。なお、エチオピアにおける工業団地は、後述のように経済発展のために法的、行政的に特別な地位や優遇策を与えられている地域であり、「経済特区」という名称は用いていないものの実質的には他国の経済特区と同様な地域と言える。²³

IPDCは、「2025年までに中所得国入りする」というエチオピア政府の目標達成に向けて工業化、製造業の発展、経済転換の加速、投資促進を担う公的機関として、2014年に工業省傘下から改組されて、首相直轄機関の国営企業として2014年末に設立された。

²³ 世銀の資料によれば、一般的な経済特区の条件として、1)地理的に特定された境界のある場所であること(フェンス等で囲うなどしてある)、2)行政機関または民間企業等の単一組織によって監理されていること、3)立地企業に対する優遇策があること、4)非関税地域・簡素化された行政手続が得られる特別地域のこと(World Bank, 2008, “Special Economic Zones: Performance, Lessons Learned, and Implications for Zone Development”)を挙げているが、エチオピアの場合これらの4条件に合致する。

「IPDC 設立に関する規則」(Council of Ministers Regulation to Provide for the Establishment of the Industrial Park Development Corporation No.326/2014)によれば、IPDC の授権資本は 100 億ブルで、払込資本は 25 億ブル(現金及び現物出資)である。また、同規則 5 条によれば IPDC の活動は以下のとおり。

- 工業団地の開発、管理、土地リース、販売
- 国家特別マスタープランに基づく工業団地開発マスタープランの策定、地方政府との協定に基づく工業団地土地銀行としての活動
- 関係機関との連携によるオフサイトインフラの整備
- 必要に応じ工業団地の管理を民間企業へ委託
- 工業団地への投資の促進・誘致
- 財務経済協力省(Ministry of Finance and Economic Cooperation: MoFEC)のガイドラインに準拠して公社債を発行、国内外の金融機関からの資金調達
- その他設立目的に応じて必要な活動

EIC 及び IPDC からのヒアリングによれば、工業団地については、首相府の指導により今後 EIC が IPDC の監督官庁としてその活動を監督すると共に工業団地開発についての規制者としての役割を果たすことになる。すなわち EIC は、IPDC (政府側デベロッパー)及び民間デベロッパーの両方の規制者となる。さらに、上述の「工業団地に関する布告」(No. 886/2015) 第 29 条の「規制組織」によれば、EIC が工業団地のデベロッパー、オペレーターの投資認可、コンセッション契約締結の当事者にもなること明記されている。より詳細は今後策定される実施に係る規則等で明らかになる。

<デベロッパーの選定>

IPDC 社長へのインタビューによれば、工業団地のデベロッパーは基本的には国際競争入札で選定されることになるが、選定方法の詳細については上記「工業団地に関する布告」(No. 886/2015) 第 26 条に明記されているとおり、今後実施細則によって定められる予定である。

<工業団地内の投資優遇策>

工業団地へのデベロッパーや入居企業に対する投資優遇策は、2014 年の「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則改定」(Council of Ministers Regulation No. 312/2014: Council of Ministers Regulation to Amend the Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors Regulation No. 270/2012) によって、以下のとおり規定されている。

- 工業団地のデベロッパーには以下の優遇パッケージが付与される。
 - アディスアベバ及びその周辺のアロミア特別区の工業団地：10 年間の所得税免税期間。
 - 上記以外の地域の工業団地：15 年間の所得税免税期間。
- 工業団地の内外を問わず輸出比率が 60% 以上の場合、既存の優遇策に加えて 2 年間の免税期間が付与されるが、工業団地の入居企業には輸出比率が 80% 以上の場合以下の

優遇パッケージが付与される。

- アディスアベバ及びその周辺のおロミア特別区の工業団地：更に 2 年間の所得税免税期間の延長。
- 上記以外の地域の工業団地：更に 4 年間の所得税免税期間の延長。

5.3. ビジネス環境に関わる法制度

5.3.1 財産権

エチオピアにおいては、外国投資家及び国内投資家は企業の設立、買収、所有及び売却を行うことができるが、土地に関しては民間人による所有は認められていない。1995 年発布の現行の憲法（Constitution of the Federal Republic of Ethiopia）によれば全ての土地の所有権は国家及び国民に属し（第 40 条）、その後公布された「都市部の土地リースに関する布告」（Proclamation to Provide Lease Holding of Urban Land No.721/2011）によれば、国家が民間人に対して 99 年までのリースを行うことができる。（第 18 条）

エチオピアにおける「投資に関する布告」（No.796/2012）によれば、没収または国有化に対する補償を明記しており、政府が公益のために没収または国有化した場合の私有財産は、「現行の市場価値に相当する」補償の前払いが定められている（第 25 条）。

5.3.2 知的所有権法

エチオピアは、世界知的所有権機構（World Intellectual Property Organization: WIPO）に 1998 年に加盟している。WIPO のホームページによれば、エチオピアにおける主な知的所有権の関連法は、以下のとおりである。

- Trademark Registration and Protection Proclamation No. 501/2006 (2006)
- Access to Genetic Resources and Community Knowledge, and Community Rights Proclamation No. 482/2006 (2006)
- Plant Breeders' Right Proclamation No. 481/2006 (2006)
- Copyright and Neighboring Rights Protection Proclamation No. 410/2004 (2004)
- Research and Conservation of Cultural Heritage Proclamation No. 209/2000 (2000)
- Inventions, Minor Inventions and Industrial Designs Proclamation No. 123/1995 (1995)

エチオピアは、工業所有権保護に関するパリ同盟条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property）、WIPO 著作権条約等の国際的に重要な知的所有権条約を未だ批准していない。

<エチオピア知的所有権庁(Ethiopian Intellectual Property Office: EIPO)について>

- EIPO は 1995 年に開設されているが、特許は科学技術委員会、著作権はスポーツ文化省、商標は貿易産業省でそれぞれ管理されていた。2003 年の改組により上記を一元管理する組織となった。上級官庁は科学技術省。根拠法は Proclamation to Provide for Establishment of the Ethiopian Intellectual Property Office No.320/2003。
- EIPO は次の 3 局でサービスを提供している。①Patent and Technology Transfer Directorate、②Trademark, Industrial Design Protection and Development Directorate、③Copyright and Communities Right Directorate。

- 一般的に EIPO の知的所有権を保護するための執行能力は低いとみられている。また、米国国務省の資料によれば、「特に観光業及びサービス業に従事するエチオピア企業の中には、国際的によく知られた商標やロゴを許可なく用いている企業が少なからず見られる。政府は模造品や海賊版のソフト等の没収に関して何ら数字を公表していない。」とされている。²⁴

5.3.3 競争法

エチオピアにおいては、同国市場における競争を促進し、反競争及び不公正貿易取引を防止するために、2013年に「貿易競争及び消費者保護に関する布告」(Proclamation on Trade Competition and Consumers Protection No.813/2013)が公布された。同布告は、カルテル、入札談合、市場・消費者差別、競争相手排除取引等を規制する目的も有している。

貿易競争・消費者保護庁(Trade Competition and Consumers Protection Authority: TCCPA)は2011年に独立した連邦政府組織として設立され、貿易省に対する報告義務を有している。TCCPAは、貿易の競争を促進し、民間セクター及び消費者を反競争・不公正貿易取引から保護するミッションを担っている。

UNCTAD及びルクセンブルグ政府は2015年1月以降3年間の予定でTCCPAを政策策定・法整備、組織強化、執行能力強化の面で支援する技術協力プロジェクトを開始している。

エチオピアでは、電力・通信・銀行・保険・航空・輸入に係るフォーワーディング等の分野で国営企業の独占が見られる。そのため、エチオピア商工会議所等の民間団体は官民対話の場を通じて同分野への民間セクターの参入の機会を増やすように貿易省へ要請を行っている。

5.4. 貿易・投資に係る国際的枠組みへの参加

5.4.1 世界貿易機構 (World Trade Organization: WTO)

エチオピアは、現在WTOのオブザーバーである。加盟申請は2003年1月に行われており、WTOの理事会が同年2月に申請を審査するための作業部会を立ち上げた。エチオピアの外国貿易体制に係るメモランダムは2007年1月に理事会に配布され、作業部会は2008年5月以降現在に至るまでエチオピア政府と3回の会合を行い、貿易体制に係る課題の分析を行っている。現在は、サービスセクターにおける市場アクセス交渉が行われているが、銀行業・通信等のセクターが外資に閉鎖されていることもあり、加盟が遅れている。

5.4.2 世界知的所有権機構 (WIPO)

前述のとおり、エチオピアは、WIPOに1998年に加盟している。

²⁴ US Department of State, “Ethiopia Investment Climate Statement 2015”, May 2015, pp12.

5.4.3 多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA)

エチオピアは、1991年にMIGAに加盟しており、投資に係る政治的リスクに対する保証を受けることができる。MIGAのホームページによれば以前は社会主義政権の際に国有化された資産に係る投資クレームを扱うことが多かったが、最近ではMIGAの小規模投資プログラム(1,000万ドル以下の保険)の要請が多くなっている。2011年にはMIGAのエチオピアでの上記プログラムの最初の投資保証案件であるAfrica Juiceが認可されている。MIGAはAfrica Juiceのオランダ株主の投資及び南アフリカのIndustrial Development Corporationのローンについて保証を行っている。²⁵

5.4.4 二国間投資協定

エチオピアは、以下の国々と二国間投資協定を締結している。

アルジェリア、オーストリア、ベルギー／ルクセンブルグ、中国、デンマーク、エジプト、赤道ギニア、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、イラン、イスラエル、イタリア、クウェート、リビア、マレーシア、オランダ、ロシア、南アフリカ、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、イギリス、イエメン。

また、投資及び不動産取得保護協定をジブチとの間で締結している。さらに、1953年に米国との間で経済及び外交関係を設立した友好経済関係条約(Treaty of Amity and Economic Relations)を締結している。

5.4.5 二重課税回避協定

エチオピアは以下の18カ国と二重課税回避協定を締結している。

アルジェリア、チェコ共和国、中国、エジプト、フランス、インド、イスラエル、イタリア、クウェート、ルーマニア、ロシア、セイシェル、南アフリカ、スーダン、チュニジア、トルコ、イギリス、イエメン。

5.5. 投資優遇策

5.5.1 税制優遇策

2012年の「投資優遇策及び国内投資への限定分野に係る規則」(No.270/2012)によれば、以下の投資優遇策が規定されている。

(1) 関税

国内外の投資家の製造、農業、ICT、発電・送電・電力供給、ホテル・観光、建設請負、教育研修、LNG及びビチューメンの輸入分野に関する新規事業及び拡張事業を対象として、関税が免除される。

²⁵ <https://www.miga.org/documents/agribusinessbrief.pdf>。

- 全ての資本財(プラント、機械、建築資材等)の輸入について関税及びその他の税が免税
- 輸入資本財が関税免除対象である場合は、当該資本財総額の 15%までのスペアパーツの輸入が免税
- 製造業及び農業分野については上記の関税免税措置は無期限、それ以外の分野については 5 年間の免税
- 免税措置の対象となった投資家がエチオピア国内の製造業者から資本財や建築資材を購入した場合は、商品の製造に必要な材料として使用する原材料及び部品について支払った関税の還付を受けることができる。

(2) 所得税

新規に製造業、農産物加工、農産物製造、発電・送電・電力供給、ICT 事業、工業団地開発事業を行う場合は、下表に定める期間、所得税免税を受けることができる。

表 5-3 所得税が免税となる投資分野

Areas of Investment	Addis Ababa and Special Zones Oromia Surrounding Addis Ababa	Other Areas
I. Manufacturing		
1) Food industry	1 - 5 years	2 - 6 years
2) Beverage industry	1 - 3 years	2 - 4 years
3) Textile and textile products industry	2 - 5 years	3 - 6 years
4) Leather and leather products industry (except tanning of hides and skins below finished level)	2 - 5 years	3 - 6 years
5) Wood products industry	2 years	3 years
6) Paper and paper products industry	1 - 5 years	2 - 6 years
7) Chemical and chemical products industry	2 - 5 years	3 - 6 years
8) Basic pharmaceutical industry and pharmaceutical preparation industry	4 and 5 years	5 and 6 years
9) Rubber and Plastic Products Industry	1 and 4 years	2 and 5 years
10) Other non-metallic mineral products industry	1 and 4 years	2 - 5 years
11) Basic metal industry (excluding mining industry)	3 - 5 years	4 - 6 years
12) Fabricated metal products industry (excluding machinery and equipment)	1 and 3 years	2 and 4 years
13) Computer, electronic and optical products industry	2 - 4 years	3 - 5 years
14) Electrical products industry	2 and 4 years	4 and 5 years
15) Machinery and equipment industry	5 years	6 years

Areas of Investment	Addis Ababa and Special Zones Oromia Surrounding Addis Ababa	Other Areas
16) Vehicles, trailers and semi-trailer industry	2 - 5 years	3 - 6 years
17) Manufacturing of office and household furniture (excluding those made of ceramics)	1 and 4 years	2 and 5 years
18) Manufacturing of other equipment (excluding jewelers and related articles, musical instruments, sports equipment, games and toys and similar products)	1 year	2 years
20) Integrated manufacturing with agriculture	4 years	5 years
II. Agriculture		
1) Crop production (Except growing of fiber crops, medium-term species, aromatic or medicinal crops, perennial fruits, beverage crops and other perennial crops in Addis Ababa)	2 and 3 years	3 - 6 years
2) Animal production (Except farming of wild animals and production of milk, eggs and similar products in Addis Ababa and its surroundings)	2 and 3 years	3 and 4 years
3) Mixed (crop and animal) farming	3 years	4 years
4) Forestry	8 years	9 years
III. ICT		
IV. Generation, transmission and supply of electrical energy		
V. Industrial Zone Development		

出所：EIC, “Invest in Ethiopia: An Investment Guide to Ethiopia 2015”。

- 以下の場所において新規に企業を設立する場合、上記の所得免税期間の終了後、新たに 3 年間所得税が 30%減税される。
 - ガンベラ (Gambella)
 - ベニシャルグル・グムズ (Benshangul/Gumuz)
 - アファール (Afar) (但し、アワッシュ川の両岸から 15 km以内の範囲を除く)
 - ソマリ (Somali)
 - クジ(Guji)及びボラナ地区(Borena Zones) (オロミア州)
 - 南オモ(Omo)地区、セゲン(Segen)地域(Derashe, Amaro, Konso, Burji)、人民ゾーン、ベンチマジ(Bench-Maji)地区、シェカ(Sheka)地区、ダワロ(Dawro)地区、カップファ(Keffa)地区、コンタ(Konta)及びバスケット(Basketo)特別郡(南部諸民族州)
- 投資家が製造能力・サービス能力を既存能力より 50%以上増加させて企業規模を拡大させる場合、または、新たな品目の製品・サービスを既存のものより 100%以上導入する場合は、上

記の期間、所得税が免税される。

- 投資家が製品・サービスの 60%以上を直接的に輸出する場合、または輸出業者に材料として供給する場合は、所得税免税期間が更に 2 年間延長される。

(3) 欠損金の繰越

所得税の免税期間に欠損金が生じた企業は、免税期間終了後に免税期間の 1/2 の期間について欠損金の繰越が認められている。但し、かかる欠損金の繰越は 5 回を上限としている。

5.5.2 輸出振興に向けた優遇策

(1) 税制上の優遇策

「輸出貿易免税特権スキームに関する布告」(Proclamation on Export Trade Duty Incentive Scheme No. 768/2012) では、輸出振興に向けて、下記のスキームについて規定している。

表 5-4 輸出に関する税制インセンティブの概要

制度	制度の概要
関税還付制度 (Duty Draw-Back Scheme)	輸入品並びに輸出品の生産に使用するエチオピア国内で購入した原材料に課税される関税及びその他の税の支払いが免除される。関税及びその他の税は、完成品輸出の際に 100%還付される。
バウチャー制度 (Voucher Scheme)	金銭的価値を持った印刷物(金券)で、輸出企業は、原材料の輸入に課税される関税及びその他の税の支払いに使用できる。
保税工場システム (Bonded Export Factory Scheme)	保税工場・倉庫の許可を取得している生産者は、原材料を免税で輸入するにあたって、保税工場を経営することが認められている。
輸出製造業保税倉庫工場 (Bonded Export Manufacturing Warehouse Scheme)	輸出向け製品製造のみを行っている企業が所有するもので、基準を満たす倉庫について認定する。原材料を輸出向け製品用に加工するための保税倉庫。
原材料保税倉庫 (Bonded Input Supplier Warehouse Scheme)	認可を受けた原材料・資材供給業者が設置する原材料・資材用保税倉庫で、輸出向け製品を製造する業者に売る場合、免税で売買できる。また、バウチャー制度の利用者であれば、バウチャーを利用して購入できる。
産業ゾーン (Industrial Zone Scheme)	工業省が設定した条件に見合う企業で、産業ゾーン指定のされた地域への立地を認可されたものは、輸出向け製品に使用される原材料輸入が免税となる。

出所：Proclamation on Export Trade Duty Incentive Scheme No. 768/2012 に基づき JICA 調査団作成。

上記スキームは、関税還付制度以外は工業省が選定基準を含む実施に向けた指令を作成する。認定に向けた検査や徴税業務に向けた検査業務、申告処理等はエチオピア関税歳入庁 (Ethiopian Revenues and Customs Authority: ERCA) が対応する。実際には、カリティ・ドライポート支所が全スキームの対象者認定、徴税に向けた検査、徴税を行う。ERCA によると、調査時点では全スキームで約 280 件の認定があり、80%はバウチャー制度を利用する者であるとのことであった。

それぞれのスキームの構造が複雑であること、認可・徴税業務を ERCA カリティ支所のみでやっていて、徴税に向けた確認・積算が電子化されていないなどの理由から、処理に時間がかかるなど、課題が多く、利用者数が伸び悩んでいる。また、使い切れなかったバ

ウチャーは1年間の有効期限延長ができるが、ERCA への事前申請が必要であり、こうした手続きを実施しない認定者が多く存在する²⁶。

(2) 税制以外の優遇策

- 輸出加工に携わる企業は、フランコ・ヴァルータ方式²⁷による原料輸入が認められる。
- 現在、取引先が債務不履行に陥った場合に輸出業者が海外に発送した商品の代金を確実に受け取ることができるようにする輸出信用保証制度が施行されており、輸出事業者はこれを利用できる。

5.5.3 税制インセンティブの開発目的との整合性と投資促進への有効性

上述のようにエチオピアにおける税制インセンティブは、基本的に特定産業に係る関税・所得税の減免及び輸出に関する輸入関税の減免のスキームであるが、税制優遇の対象となるセクターは、GTP で重点的に振興しようとしている輸出志向型労働集約産業及び戦略的輸入代替産業を普く包含している。よって、かかる税制インセンティブスキームと国家レベルの開発目的との整合性は確保できていると言える。また、第3章の業種別の投資動向で示したように製造業・ホテル等への外国投資は過去10年間で大幅な増加傾向を示しており、税制インセンティブは投資促進のための有効な政策の一つと考えられる。下表にエチオピアにおける主な税制インセンティブスキームを輸出型と内需型に分けて整理した。

表 5-5 エチオピアにおける税制インセンティブスキームの概要

		法人所得税	関税・付加価値税 (Value Added Tax: VAT)	その他	備考
輸出型企業	一般	業種によって1～9年間免税	・資本財及び同スペアパーツの輸入関税免税(注1) ・輸出税の免税 ・輸出品製造のために使用される原材料輸入関税・VATの免税(注2)	所得税の免税期間に欠損金が生じた企業は、免税期間終了後に免税期間の1/2の期間について欠損金の繰越が認められる。	
	輸出比率60%以上	上記免税期間に加えて2年間免税			
	輸出比率80%以上かつ工業団地内立地	上記免税期間に加えて場所によって2または4年間免税			
内需型企業	輸入代替	業種によって1～6年間免税	・資本財及び同スペアパーツの輸入関税免税(注1)		製造業、農業、ICT等
	その他	なし			ホテル・観光、建設、不動産、教育・訓練、医療サービス等

注1：資本財総額の15%を上限とする。

注2：製造業及び農業分野については上記の関税免税措置は無期限、それ以外の分野については5年間の免税。

出所：各種資料に基づき JICA 調査団作成。

また、下表に示すようにエチオピアの税制インセンティブ制度は他のアフリカ諸国と比

²⁶ ERCA へのインタビューによる。

²⁷ フランコ・ヴァルータ方式とは、特別の権限を与えられた業者が自社の保有する外貨を用いて産品を輸入することができるプロセスのこと。

べても特段遜色のない内容となっている。

表 5-6 エチオピア及びアフリカ諸国の投資に係る税制インセンティブ

国名	主なインセンティブ
エチオピア	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地開発企業は場所によって 10～15 年の法人税免税 ・工業団地内外で新規に製造業、農産物加工、農産物製造、電力事業、ICT 事業等を行う場合は 1～9 年の法人税免税 ・工業団地内外で輸出比率が 60% 以上の場合上記に加えて 2 年間の法人税免税 ・工業団地内で輸出比率が 80% 以上の場合は更に地域によって 2 年または 4 年間の法人税免税 ・工業団地内外で資本財輸入関税免税 ・工業団地内外で輸出品製造のための原材料輸入に係る関税、VAT 免税
ケニア	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出加工区 (Export Processing Zone: EPZ) 立地企業に対して、1) 10 年間法人税免税、2) その後 10 年間 5% 減税、3) 10 年間の配当金源泉税免税、4) 輸入される資本財、原材料、中間資材などは関税・VAT とともに免除等 ・輸出加工区以外においては、1) 資本財輸入に係る VAT の免除、2) 再輸出及び免税品としての国内販売を目的に、材料を輸入して商品製造を行う場合、材料の輸入課税は免除、3) 500 万ドルを超える民間投資の場合、政府からの承認を得ることによって資本財輸入にかかる輸入税控除額を所得税と相殺可
ルワンダ	<ul style="list-style-type: none"> ・EPZ 及び自由貿易区域 (Free Trade Zone: FTZ) 立地企業については、無期限で法人税免税 (利益送金の際の源泉税も免税)、資本財及び原材料に係る輸入関税免除等 ・上記以外については、1,000 万ドル以上の投資を行い、財務・IT・マーケティング・R&D 等の機能を持つグローバルまたは地域本社を設立する場合に対して、法人税免税 (税率 0%)、5,000 万ドル以上の製造業・電力・観光業・医療サービス等の投資にかかる 7 年間までの所得税免除等
タンザニア	<ul style="list-style-type: none"> ・経済特区 (Special Economic Zone: SEZ)・EPZ 入居企業は 10 年間法人税及び源泉税免税、資本財及び原材料輸入に係る輸入関税・VAT 免除 ・上記以外の農業・鉱業・インフラ整備等先導的分野及び航空・商業銀行・製造業・観光業等優先分野投資については、資本財及び原材料に係る輸入関税の減免等
ザンビア	<p>500,000ドル以上投資する企業のうち、下記の優先産業に投資する企業または Multi-facility Economic Zone (MFEZ) (含む工業団地・農業団地)か地方に投資する企業については、税の優遇措置を受けることができる (最終判断は財務省)。</p> <p>優先産業:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MFEZ か工業団地内または地方で操業する製造業 ・下記に関する建設あるいはインフラ開発 <ul style="list-style-type: none"> -教育分野に関する建物 (学校、技術支援機関) -保健分野に関する建物 (保健所) -観光分野に関する建物 (ホテル、会議場、展示場、博物館、テーマパーク、画廊、劇場、大規模商業施設) -住宅 (50 戸数以上を一括して開発、管理する場合) -農業分野に関する建物 (作物、穀物倉庫) ・電力または水資源開発 <p>優遇措置:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当に係る源泉税の 5 年間免除 ・法人所得税の 5 年間免除 ・資本財の輸入関税の 5 年間免除

国名	主なインセンティブ
ガーナ	・FTZ 入居企業は 10 年間法人税免税 ・上記以外の優先分野(農林水産業、不動産業、廃棄物処理、農産物加工業)等については、5~7 年間の法人税免税 ・また、製造業、農産物加工業は地域によって法人税減免処置(税金割戻)あり

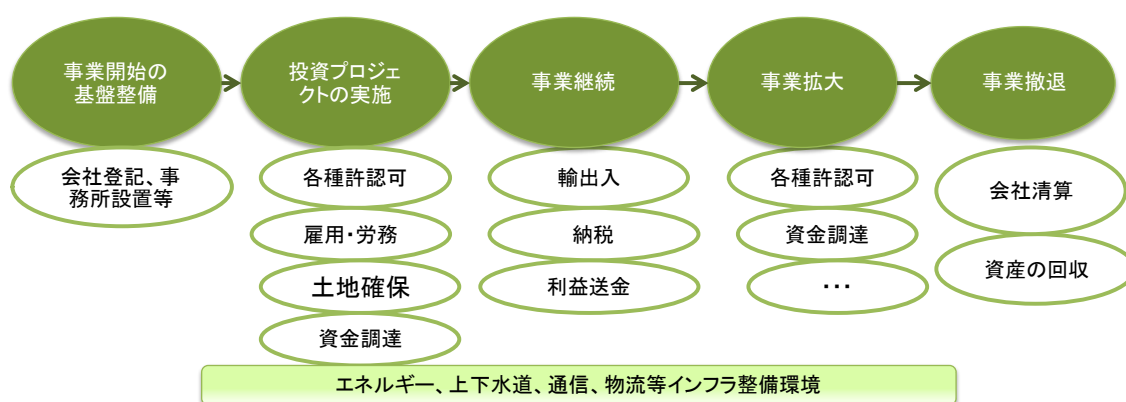
出所：各種資料に基づき JICA 調査団作成。

第6章 エチオピア国の投資環境分析

6.1. エチオピアの投資環境概観と分析手法

6.1.1 投資環境の分析手法

投資環境とは、投資家が事業開始から操業において直面するビジネス環境であり、各種規制等の制度環境、インフラ整備等が含まれる。投資事業の開始から事業の終了までを仮の投資のライフサイクルと考えた際に、業種、進出形態等により違いはあるが、様々な事業運営に係る手続きが発生する。下図はこうした流れと手続きの分野について整理したものである。



出所：JICA 調査団作成。

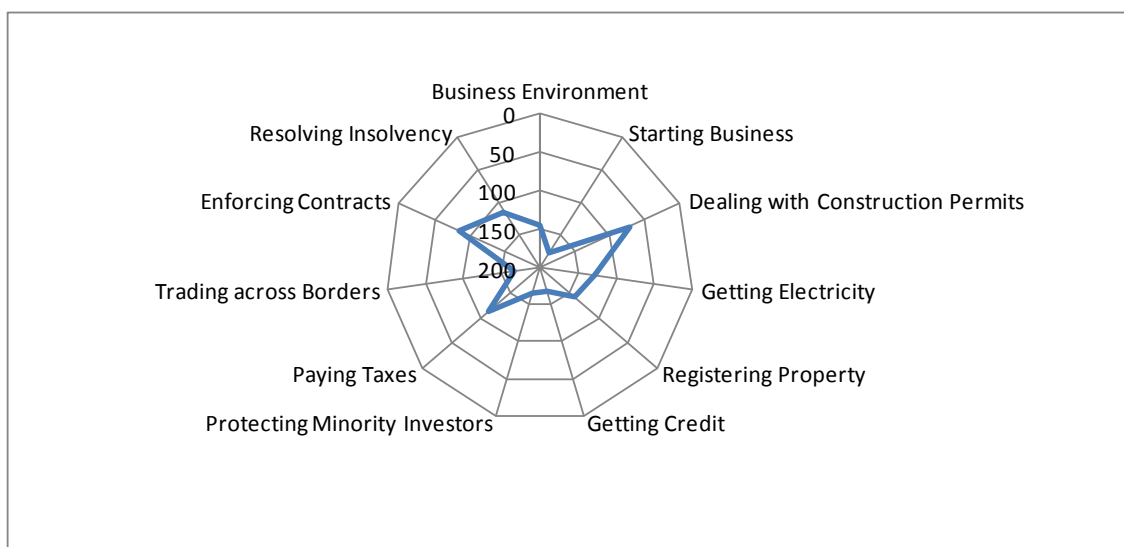
図 6-1 投資事業のライフサイクル概念図と手続き

こうした手続きは、業種や進出形態によって関連性の濃淡や要・不要の別がある。加えて、操業においては、電力等エネルギーへのアクセス、上下水、通信等インフラ等へのアクセス、物流網の利用等が図られ、こうした分野の規制等ソフト面とハード面でのインフラ整備状況も重要な要素となる。

投資環境の分析においては、投資家の直面する手続き等規制環境について、①手続きの仕組みの概観、②コスト、時間といった投資家が体験するビジネスを実施するに当たっての負荷、制度・手続きの処理の他国との比較等による現状の評価、③課題の抽出、④政府及び他ドナーによる改善に向けた取り組みの現状、について纏める。

6.1.2 エチオピアの投資環境概観とスコープ

ビジネス環境の全体評価としては、世銀グループの「ビジネス環境 2016」(Doing Business 2016)を参照すると、順位としては 2015 年版と比較し、148 位から 146 位に上がっている。総合評価でトップだった国を 100%とし、その国と当該国の各指標における差を複合した Distance to Frontier 指数では、49.24%から 42.73%と微増した。2016 年の各項目の順位は下図のとおりである。



出所：世銀 Doing Business 2016 を基に JICA 調査団作成。

図 6-2 エチオピアの Doing Business 各指標の順位 (2016年)

これによると、建築許可取得（「Dealing with Construction Permit」）、契約の履行（「Enforcing Contracts」）については 100 位以内となっているものの、特に、開業（「Starting Business」）、金融アクセス（「Getting Credit」）、貿易（「Trading across Borders」）で特に低い値となっている（150 位以下）。

また、近年国内投資家、外国投資家の投資環境調査が実施されている。これらの結果は下記のとおりである。

表 6-1 既存調査におけるエチオピアのビジネス環境の評価

資料名	対象	実施年	各調査で上位に挙げられた主なビジネス環境課題
Enterprise Survey	外国企業、国営企業も含むエチオピア操業中の企業	2011/12年	- 金融アクセス - 土地へのアクセス - 電力 - 税務 - 税率 - 税関及び輸出加工
Ethiopia's Business Climate: A Perspective from EU Investors	EUメンバー国の投資家	2013年	- 税務 - ガバナンス(法・規制の適用に関する確実性や透明性の課題を含む) - 外貨不足(輸入資材を利用する企業に大きく影響) - 許認可と登記に係る手続きの煩雑さ - 関税関係のルールについての一貫しない対応(手続き遅延とコスト増)
Chinese FDI in Ethiopia: A World Bank Survey	中国の投資家	2012年	- 税関・通関に係る法制度 - 税務 - 金融アクセス - 税率 - 不安定なマクロ経済 - 労務関連法令

出所：各資料に基づき JICA 調査団作成。

このような結果は、各調査の対象投資家の特性を反映している。例えば、輸入原材料を加工する製造業の多い中国企業の場合は、税関の課題を指摘する回答が多かった。他方、サンプルに占める外国企業、大企業の割合が限られた 2011 年/12 年の世銀グループによる Enterprise Survey では、金融アクセスが特に大きな課題としてあげられた。

エチオピアの FDI 受け入れが本格化したのは、比較的最近であるが、低廉な労働力を活用した輸出産業だけでなく、徐々に国内産業をターゲットとした産業の進出が見られるこ

とは、既に第3章で述べたとおりである。GTP-IIでも言及されるとおり、軽工業を中心とした産業振興を進めつつ、更に高度な産業の発展を目指すことになるが、懸念される状況として、2008年から2012年のデータでは、FDIのうち、3件に2件がEICの規定する「Operation Phase」に転換できていない²⁸。国内企業を対象とした「開業（Starting Business）」指標における順位の低さも勘案すると、今後、持続的な産業振興を支える幅広い民間セクターを育成することが重要となることが指摘される。その際に、図6-1において示した「事業継続」「事業拡大」局面で発生する事項についての状況確認についても、十分な注意を向ける必要がある。

以上を踏まえ、まず、会社設立に係る許認可・登記、土地確保の現状について、①新たな投資流入に対応できる仕組みの構築状況、②操業局面に入った際の様々な規制環境の双方に留意しつつ、情報分析を行った。そこで、特に会社設立及び投資許認可、外貨割当・送金、税務、労務、通関を含む貿易物流、電力を中心に、現状と制度の成り立ちの双方から分析を行った。なお、分析に当たっては、外国投資家の操業体験に基づく制度運用の実態面の課題抽出や可能な範囲で周辺国やアジア諸国との制度・手続面の比較を行った。

6.2. ビジネス環境の現状

6.2.1 会社設立及び投資関連許認可制度

(1) 制度概要

エチオピアにおける会社設立、投資許認可制度と手続きは以下のとおりである。

1) 事業形態

外国企業のエチオピアにおける事業形態は、下表に示すように、基本的に①駐在員事務所、②支店・支社、③現地法人の3つの形態から選択することができる。

表 6-2 外国企業のエチオピアにおける事業形態

事業形態	事業内容・制約
駐在員事務所	外国企業がエチオピアで本格的な営業活動を行うための準備的、補助的 行為を実施する拠点として設置され、市場調査・情報収集などの活動 を行うことができるが直接的に営業活動を行うことはできない。
支店	外国企業がエチオピアにおいて営業活動の拠点を設置するための最も 簡便な方法であり、支店としての活動拠点を確保し、支店の代表者を定 めた上で必要事項を登記すれば営業活動を開始することができる。支店 は外国企業と同一の法人となるので、支店の活動から発生する債権債務 に対して親会社が責任を負う。

²⁸ World Bank (2015) 4th Ethiopia Economic Update: Overcoming Constraints in the Manufacturing Sector. なお、EICの規定する投資家のステータスについては、表6-5参照。Operational Stateでは、投資案件が操業開始から売り上げを計上できる状況に移行した状態。

事業形態	事業内容・制約
現地法人	本格的な営業活動を行う拠点として設置するもので、株式会社 (Companies Limited By Shares)、または非公開有限責任会社 (Private Limited Companies) から設立すべき法人形態を選択することになる。子会社は外国企業と別個の法人となるので、子会社の活動から発生する債権債務に対して法律に定められた出資者としての責任を負うことになる。

出所：各種資料に基づき JICA 調査団作成。

2) 投資許可の取得及び商業登記手続

エチオピアの投資許可 (investment permit) 取得及び商業登記 (commercial registration) 手続きは、主に「投資に関する布告」(Proclamation on Investment No. 769/2012) 及び規則 (Council of Ministers Regulation on Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors No. 270/201) 並びに「商業登記及びビジネス・ライセンスに係る布告」(Commercial Registration and Business Licensing Proclamation No.686/2010) に規定されている。また EIC のホームページに投資ガイドブック、パンフレット等が掲載されており、EIC の窓口においても手続きに関する資料が入手可能である²⁹。

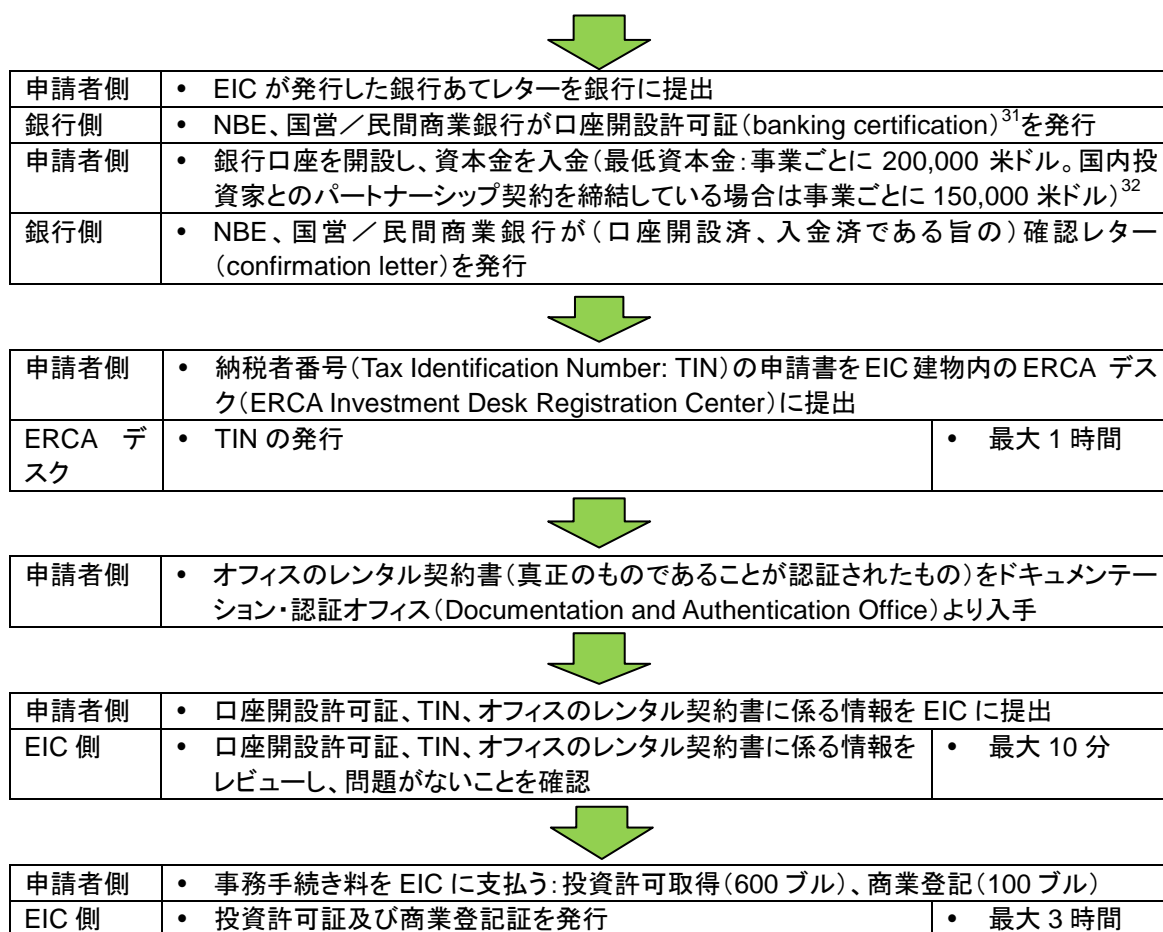
エチオピアへの投資を希望する者は、投資許可を EIC から取得し、EIC が管理する商業登記簿への登録を行うことで法人格を確立する必要がある。商業登記は、個人 (individual person)、現地法人 (business organizations incorporated in Ethiopia)、支店 (Ethiopian branch of a foreign business organization incorporated abroad) が営業活動を行うために必要となる。

外国企業が投資を行う場合の投資許可及び商業登記のプロセスは下図のとおり。また、EIC の顧客憲章 (client charter) に定められている所要時間を示した。当該所用時間は、全ての必要書類が不備なく整っている場合、手続きに要する時間である。

申請者側	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(企業の代理人による署名入り。会社名の認可レター等を添付)、会社定款の写し、各株主の有効なパスポートとビザの写しを EIC に提出(必要書類は投資に係る布告 No. 769/2012 の 14 条に規定あり) 	
EIC 側	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類をレビューし、法令・規則(投資に係る布告 No. 769/2012, 同規則 No. 270/2012)に基づいて外資参入禁止・規制分野でないことを確認 (申請者側が提出した)会社名の3つの候補のうち1つを選定。(EIC 建物内にある貿易省のデータベースと照らし合わせて既存の会社名との重複が無いことを確認 →その後、貿易省のデータベースに会社名を登録) 銀行※あてにレターを発行 ※申請者が外貨口座を開設する場合、レターは NBE あて。内貨口座を開設する場合は、国営/民間商業銀行あてにレターを発行³⁰ 	所要時間(EIC の顧客憲章) <ul style="list-style-type: none"> 最大 10 分 最大 30 分 最大 10 分

²⁹ EIC のホームページ <http://www.investethiopia.gov.et/>。

³⁰ EIC によると、外貨口座を開設せず、内貨口座のみを開設する外資系企業が実際に存在すること。当該内貨口座からオフィスの賃料や従業員の給与支払いが行われる。



出所: EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

図 6-3 外国企業が投資を行う場合の具体的な手続き (現地法人設立の場合)

3) 投資許可の更新、ビジネス・ライセンスの取得・更新手続き

投資家は、投資許可証及び商業登記証を取得した後、事業活動を展開するためには、下表のとおり投資許可の更新 (毎年) 及びビジネス・ライセンスの取得と更新 (毎年) を行う必要がある。

表 6-3 投資許可の更新、ビジネス・ライセンスの取得・更新

投資許可の更新 (EIC)	
•	投資家は、投資許可証の取得後、事業を開始し (工場等の建設・設置、労働者／従業員の雇用・トレーニング、製品の製造等)、製造した製品を実際に販売またはサービスの提供を開始するまで毎年 EIC にて投資許可の更新を行う必要がある。(「投資に関する布告」No.769/2012 の 17 条)
•	必要書類: 申請書、事業進捗報告書。(事業進捗報告書は半年に 1 度 EIC に提出)

³¹ 口座開設許可証は、外国投資家がエチオピアで口座を開設することを許可する証明書。

³² 資本金以外に、機材など現物 (in-kind) で資本を投下する形態に加え、資本金と現物の組み合わせによる資本投入も可能。この場合、機械の評価額算定に際してはコマーシャル・インボイスを参照する。機械が中古の場合は、減価償却を加味して評価額を算定する。

ビジネス・ライセンスの取得(EIC)
<ul style="list-style-type: none"> 投資家は、製造した製品の販売／サービスの提供を行うためには、ビジネス・ライセンスを EIC より取得する必要がある³³。「投資に関する布告」No.769/2012 の 16、30 条) 必要書類:申請書、所管する官庁が発行する competency letter、事業報告書。(全ての必要書類が不備なく整っている場合の所要時間は、最大 10 営業日) 投資家は、ビジネス・ライセンスの取得後に商号 (trade name) を取得する。商号の承認は貿易省の所掌。
ビジネス・ライセンスの更新(貿易省)
<ul style="list-style-type: none"> 投資家は、ビジネス・ライセンスを取得した後、貿易省にて毎年ビジネス・ライセンスを更新する必要がある。「商業登記及びビジネス・ライセンスに係る布告」No.686/2010 の 36 条) 必要書類:申請書、納税証明書(TIN を含む)、監査済財務諸表一式、商業登記証、所管する官庁が発行する competency letter。(全ての必要書類が不備なく整っている場合、3 日～1 週間でクリアランスが行われる。competency letter は、各所管官庁による事前の現地踏査・審査が必要。

出所：EIC、貿易省からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

投資許可証及び商業登記証の取得、投資許可の更新、ビジネス・ライセンスの取得・更新の各手続きの所管官庁は下表のとおり。なお、商業登記及びビジネス・ライセンスの更新は、貿易省貿易登録・ライセンス局 (Trade Registration and License Directorate) の管轄であり、EIC は所掌外であるため特段のサポートは行わない。商業登記は毎年または 5 年に 1 回の定期的な更新が求められている (「商業登記及びビジネス・ライセンスに係る布告」No.686/2010 の 18 条) が、貿易省貿易登録・ライセンス局の担当局長によれば、新しく公表される規則では定期的な更新要件が廃止される予定とのことである。但し、法人の登記内容に何らかの変更や訂正がある場合は従来どおりの申請と貿易省による承認が求められる。

表 6-4 投資許可、商業登記、ビジネス・ライセンスに係る手続きの所管官庁

項目	所管官庁
投資許可証及び商業登記証の発行 ³⁴	EIC
投資許可の更新(製品販売／サービス提供が始まるまで毎年)	EIC
ビジネス・ライセンスの発行(製品販売／サービス提供を開始するために必要)	EIC
ビジネス・ライセンスの更新(毎年)	貿易省

出所：EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

EIC は、投資家による事業活動を下表のとおり 3 つのフェーズに分類している。

表 6-5 投資事業の 3 つのフェーズ

フェーズ	定義
Pre-implementation phase	<ul style="list-style-type: none"> 投資許可、商業登記の申請～土地を取得するまでの期間。
Implementation phase	<ul style="list-style-type: none"> 土地取得後～事業を開始し、製造した製品を実際に販売またはサービスの提供を開始するまでのスタートアップ期間。

³³ EIC によると、実際の事業内容が、当初承認を得た事業目的から乖離している場合、ビジネス・ライセンスが取得できない場合があるとのこと。

³⁴ 「商業登記及びビジネス・ライセンスに係る布告」No.686/2010 の 18 条では、commercial registration は毎年または 5 年に 1 回の定期的な更新が求められている (commercial registration の更新は貿易省の所掌)。貿易省によると、この規定は、新しく公表予定の布告では廃止される予定とのこと (早ければ 2015 年中)。但し、commercial registration に何らかの変更 (alteration/amendment) がある場合は従来どおり事業者からの申請、貿易省による承認の手続きが必要とされる。

フェーズ	定義
	(具体的には、工場等の建設・セットアップ、労働者／従業員の雇用・トレーニング、製品の製造等の期間。この期間中は、毎年 EIC にて投資許可の更新を行う必要がある。また、operation phase に移行するためには、ビジネス・ライセンスを EIC から取得する必要がある。)
Operation phase	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス・ライセンスを EIC より取得後、製品の販売／サービスの提供等、実際の生産活動を行う期間。 (ビジネス生産活動を継続するためには、毎年貿易省にてビジネス・ライセンスの更新を行う必要がある。)

出所：EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

(2) 課題の分析

1) ビジネス・ライセンスの更新

外国投資家は投資許可を取得した後、EIC にてビジネス・ライセンスを取得して「Operation Phase」に移行した後は、貿易省にて毎年ビジネス・ライセンスの更新が必要である。政府側にとっては、適正に事業の準備や事業活動が行われていることを毎年把握・管理するのが目的だが、本手続きに関しては、投資家は煩雑な手続きや手続きの遅延等に悩まされており、結果的にビジネスコストを負担することになる。

課題の一つは、ビジネス・ライセンスの更新に係る手続きの課題である。ビジネス・ライセンス更新には ERCA からの納税通知書を始め、複数の申請書類の準備が必要である。手続き自体は、書類に特段問題がなければ3日～1週間で終わるが、問題が見つければ追加書類が求められ、対応にかなりの時間を要する。申告書類の一つとして、分野毎の competency letter がある。取得には、各監督官庁による事前の現地踏査・審査が必要である（例えば、農業の場合、農業農村開発省からの操業の実態、排水等の環境管理状況等について現場チェックを受け、証明書等の発行が必要である。土地所有権を有している企業については、州政府の土地管理局が発行する土地所有権証明書が必要になる）。

他方、ビジネス・ライセンス更新の審査基準についても、課題が指摘される。外国投資家へのヒアリングによれば、ビジネス・ライセンスの更新の際に、同社が創業から2年間は赤字であったため貿易省の担当者からはそのことを理由にビジネス・ライセンスを更新できないと言われたことがあり、今後の事業計画を論理的に説明し将来的な黒字化する見通しを示すことでビジネス・ライセンスの更新が許可されるという事例があった。また、赤字が続いているため同ライセンスの更新に苦労している企業があるとの情報もあり、貿易省には、同ライセンス更新の可否に係る公表されていない内部ルールがあるのではないかと推測する企業もあった。しかし、審査基準が公表されているわけではなく、透明性が十分に確保されているわけではない。

なお、ビジネス・ライセンスの更新は、貿易省の所掌であるため、EIC は基本的に特段の

サポートは行わない³⁵。

2) 中小企業投資への対応

外国投資家へのインタビューでは人的資源が豊富でライセンス関係に専門のスタッフを貼り付けることができる大企業においては会社設立・投資許認可の取得・更新に対して特段の問題を指摘する声はほとんどなかったが、人的資源に乏しい中小の投資家からは関連省庁で必要書類を準備する煩雑さを指摘するケースが多い。また、法令上は明記されていないにも拘らず現地人雇用者数やオフィスの規模等が小さいこと等を理由に投資許認可に難色を示されたケースもある等、中小企業の投資認可基準及び規則の執行が不透明な面が見られる。

3) 手続コストと最低資本金

また、下表に示されるように、全般的に会社設立に係る手続を他のアフリカ諸国と比較すると、エチオピアについては、手続に係るコストと最低資本金の金額が相対的に高く、ビジネス特に中小企業に対する負担が大きくなっている。周辺の東アフリカ諸国においては、最低資本金はゼロとなっている。

表 6-6 エチオピアの創業の容易度に係るアフリカ各国との比較

地域・国	ランク	手続数	日数	コスト (国民一人当り所得の%)	最低資本金 (国民一人当り所得の%)
サブサハラアフリカ	—	8.0	26.8	53.4	45.1
エチオピア	176	11.0	19.0	76.1	138.9
ケニア	151	11.0	26.0	35.3	0.0
ウガンダ	168	15.0	27.0	39.7	0.0
タンザニア	129	9.0	26.0	18.0	0.0
ルワンダ	111	7.0	5.5	55.0	0.0

注：上表の情報は内国企業の創業のみを対象としている。

出所：World Bank Group, “Doing Business 2016”。

一方、前述のビジネス・ライセンスのみについて、世銀グループの Doing Business によるデータを元に他国と比較すると、取得自体には大きな課題が指摘されなかった。他国にもビジネス・ライセンスに類する手続きは存在するが、会社設立プロセス全体からビジネス・ライセンスに類する部分のみ他国と比較すると、エチオピアではビジネス・ライセンスの取得自体には時間はかかっていないといえる³⁶。

³⁵ 上述のとおり、認可権限は貿易省が持つため、有効な対策を検討する際には、貿易省との調整が必要となる。他方、EIC のアフターケア・サービスの一環として、ビジネス・ライセンス更新の支援を含むことが検討できる。後述のとおり、現状最もサポートが必要であると考えられる中小規模の企業は、アフターケアの対象となっていないが、こうした企業も含め、投資許可証の交付を行った企業については、ビジネス・ライセンスに切り替わった後も数年程度は相談にのるアフターケアを充実させることによる多少の状況の改善は可能と考えられる。

³⁶ Doing Business によると、会社設立後の Post-Registration Process には、タンザニア、ケニアにおいても同様のビ

(3) エチオピア政府による改善の取り組み・ドナーによる支援

EIC は、首相府（Prime Minister Office）の主導で、主に製造業の輸出振興・投資促進のためのより大きな役割を果たすために組織改編が行われる予定である。投資関連手続きについてワンストップサービスの機能拡充が予定されており、特に工業団地内での機能が強化される。具体的には、各工業団地の中に EIC の支部（Branch Office）を開設し、投資に係るワンストップサービスの要として投資許可やビジネス・ライセンスを発行すると共に、工業団地内に投資関係手続を行うためにオフィスを置いている関係省庁（ERCA、入管管理局、中央銀行等）を監督する立場となる。各工業団地の支部には支部長とプロジェクトマネージャーが駐在し、投資認可を担当する予定である。現状では、工業団地外では関係省庁の competency letter 等については投資家が個別に取り寄せることも多いが、工業団地のワンストップサービスでは全ての投資認可手続は EIC のプロジェクトマネージャーが担当し、投資家が直接工業団地外の関係省庁に出かけて手続を行うことがないようにする方針である。さらに、現在、工業団地外では、ビジネス・ライセンスや労働許可・居住許可等の更新は投資家が独自に貿易省や労働省等に赴いて申請する必要があるが、今後、工業団地内で全て更新できるようにする。また、投資家が投資許可やビジネス・ライセンスを取得する際に必要となる銀行口座の開設において必要な中央銀行の口座開設許可証等の取得に関しても、プロジェクトマネージャーが支援を行い、工業団地内で手続きが完結できるようにすることが想定されている。よって、上記の新しいサービスが実行されれば工業団地内の一連の投資関連許認可手続は大幅に改善されることが期待される。

今後工業団地外に進出する企業についても工業団地内と同様のサービスが受けられるようになることが望ましい。また、前述のような現地人雇用者数やオフィスの規模等に係る不透明な対応がなされないように透明性のある規定に基づき許認可が行われる必要がある。

ドナー支援では、国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）の主導で、英国・カナダ・イタリア・ノルウェー等のドナーが参加する Multi Donor Initiative for Private Sector Development - Investment Climate Program にてビジネス関連の各種許認可手続きに関する簡素化や電子化に関する包括的な支援が実施されている。

6.2.2 労働制度・人材育成

(1) 制度と手続きの概要

エチオピアの労働制度の核である「労働に関する布告」（Labor Proclamation No.377/2003）には、労働者の雇用関係全般（契約・権利義務関係・退職金・補償等）、就業関係全般（給与・労働時間・休憩・休日・労働条件・安全衛生等）、労働組合、労働争議といった内容が

ビジネス・ライセンスの取得の必要があり、取得日数は、エチオピアが 1 日であるのに対して、タンザニアは 6 日、ケニアは 5 日となっている。（出所: World Bank Group, “Doing Business 2016”）

詳細に記載され包括的な内容となっている。監督官庁は労働・社会問題省 (Ministry of Labour and Social Affairs: MoLSA) である。

エチオピアで外国人が働くには入国ビザまたはビジネスビザの取得が必要である。ビジネスビザでは最大 60 日までの滞在しか許可されないため、2 カ月以上現地で就業するには外国人労働者ライセンス局により発行される就業許可の取得と、治安・入国管理・難民局により発行される居住許可の取得が求められる。具体的な手続きは以下のとおり。

申請者側	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書・パスポート、招聘状、雇用契約、業務従事期間とその内容、申請者の情報を EIC に提出 ・1 カ月、3 カ月、6 カ月、マルチプルエントリービザの取得が可能で期限が到来する前に延長が必要
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



EIC 側	・申請書を基に審査しビザを発行	7~10 日程度
-------	-----------------	----------

就労許可の取得手続きは以下のとおり。

申請者側	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書・パスポート・ビザのコピーに加えて、駐在員雇用の必要性を正当化した雇用主のレター、雇用主による就労許可発行のためのサポートレター、駐在員の教育・資格及び業務実績に関する証明書、ビジネス・ライセンス、写真、税務登録証等を EIC に提出
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



EIC 側	<ul style="list-style-type: none"> ・MoLSA からの権限委譲により EIC が就業許可を発行。 ・就業許可の有効期間は 1 年で最大 2 年間の延長が可能であるが MoLSA の権限で期間は変更できる。 	新規：最大 2 時間 更新：最大 1 時間程
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

居住許可の取得手続きは以下のとおり。

申請者側	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書・パスポート・ビザのコピー、就業許可、MoLSA のサポートレター、ビジネス・ライセンス、写真等を EIC に提出
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------



EIC 側	<ul style="list-style-type: none"> ・EIC にワンストップサービスとして設置されている入国管理局にて実施される。 ・1 年間有効で毎年更新可能。 	サービス料支払いから 24 時間以内 ~ 72 日以内
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

(2) 課題の分析

1) 外国人駐在員のビザ取得

出張者、駐在員のビジネスビザの取得のために発出する現地事務所からの招聘状が入国管理局で認められない、工場の操業や営業支援のための短期派遣技術者等のビジネスビザの発給がなされない、または発給されても短期間しか認められないなど理不尽な扱いを受

ける事例がある。これらのビザは当該外国人雇用の必要性等に係る解釈が担当部署によって異なり恣意的な運用がなされているために、法令で定められた要件どおりに手続きを行ったとしてもすぐに承認されず外国投資企業の円滑なオペレーションに支障をきたしているのが現状である。

この背景にあるのは担当者による法令の解釈の違いに依るものと想定され、担当省庁において統一的な取り扱いが行われることが必要である。労働許可の承認においても、MoLSAに該当外国人の雇用の必然性の説明が求められ、恣意的な解釈が入る余地がある。例えば日本では、在留資格として与えられる27種類のうち、17種類が就労可能な在留資格（就労ビザ）として規定され、在留期間が在留資格毎に定められている。そのうち、高度専門職とされる資格は一定の基準を満たせば在留期間が無制限となるなど、出入国管理上の優遇措置を実施している。エチオピアにおいてもかかる透明なルールの設定が必要と考えられる。

2) 労働許可・居住許可有効期間

外国人駐在員の労働許可・居住許可については、ビジネス・ライセンスの有効期間と呼称しており、現状では1年のみ有効で1年毎の更新が必要となっている。しかしながら、更新に関してはEICのワンストップサービスの対象外となっているので、個別にMoLSAや治安・入国管理・難民局へ申請する必要があり、手続きが煩雑である。これから本格的に外資を誘致しようとするエチオピアにおいては同期間の有効期間の延長を検討することが望ましい。ちなみに下表のアジア主要国の就労査証有効期間を比較するとエチオピアと同様に1年毎の更新を必要とする国（インドネシア・タイ）と2年以上の有効期間を認めている国（インド・マレーシア・ベトナム・ラオス）があるが、外国投資家にとっては有効期間が長いほうが中長期的な人員計画が立てやすい。

表 6-7 アジアの労働許可有効期間の比較

項目/ 国名	就労査証 有効期間	備考
インド	2～5年	専門家5年、IT技術者3年、その他2年
インドネシア	1年	1年毎の更新、5年まで延長可 自国民の就労を優先
タイ	1年	1年毎の更新
マレーシア	2～5年	駐在期間見込みに応じて決定
ベトナム	2年	
ラオス	最長4年	

出所：JETRO「アジア主要国の就労許可・査証制度比較」（2014年）。

3) ローカル人材への権限移譲(管理職層の現地化)

外国人駐在員はエチオピア国内では雇用できない特別な技能を有する者であることが必要で、一定期間内（3～5年程度を目安とされる）に特定のトレーニングを施し現地法人の

マネジメント層をエチオピアの国民に移管をするような制度設計となっている。投資家にとっても本国から駐在員を派遣するのは大きなビジネスコストがかかるため、ビジネス上の判断からも最終的にはエチオピア国民に経営の権限を移譲する選択肢は現実的である。しかし、3年間という期間はマネジメント層の人材現地化を行うには短いと考えられる。能力的にも人格的にも信頼に値するエチオピアの人材を工場運営や現地の意思決定者として配置するには困難がある。また、人材現地化に係る政府からの具体的な支援はなく企業の人材育成に委ねられている。

4) 現地人材の育成

現地従業員雇用について、ビジネス・ライセンスの取得には労働者数や給与の支払いといった雇用主の実体確認は行われるものの最低雇用人数の類の法令上の要件は存在しない。但し、投資家には現地従業員雇用数に応じて乗用車の免税輸入等の追加的なインセンティブが付与されるため、政策的にエチオピア国内の雇用を促進させる後押しがあるものと判断される。失業率が高いこともあり工場労働者確保に困ることはないが、企業の求めるスキルを有する人材は少ない。人材育成に係る職業訓練機関や産業振興機関 (TIDI, LIDI, MIDI) 等のトレーニングが企業のニーズにマッチしておらず企業は独自の訓練を行っているおり人材育成コスト負担が大きい。国としても投資企業のニーズに合致した産業人材育成が求められる。

(3) エチオピア政府による改善の取り組み・ドナー支援

まず、外資系企業が円滑なオペレーションを行えるように短期派遣技術者等のビジネスビザ発給の基準を明確化・透明化し、投資家が納得できる形で迅速にビザが発給できる体制を整える必要がある。例えば、政府が優先的に誘致したい業種に係る長期派遣の駐在員については、就労許可・居住許可の有効期間を現在の1年から延長して駐在員の負担を軽減する環境を整えるべきである。

産業人材育成については、企業側の求める人材の訓練ニーズと政府機関が実際に提供している訓練にミスマッチがあるため、デマンドサイドのニーズを汲み取った育成計画やプログラムを策定する必要がある。なお、世銀では **Competitiveness and Job Creation Program** において、工業団地入居企業が必要とするスキル・知識に基づき **customized training** を提供する体制の構築支援を行っている。

産業人材の育成においては、裾野産業振興のためのエンジニアリング人材育成の中核的な担い手である **MIDI** の強化、企業が必要とする人材の **customized training** を行うプログラム策定作り等も検討できる。

6.2.3 外国為替管理・送金制度

(1) 制度概要

エチオピアにおける外国為替管理体制は、資本取引は自由化されていないが、經常取引は原則的に自由化されている。資本取引の面では、外国企業もしくは輸出業者以外は外貨借入ができない。他方、經常取引の面では、輸出入や外国旅行目的等で外貨割当を申請することができる。但し、実際の運用にあたっては、輸出業者の外貨の保有に関する規制が存在すると共に、現地通貨からの外貨交換については各銀行の外貨ポジションを踏まえた対応となるため、外貨割当のために3カ月程度の長期間を要している場合が多い。

1) 外貨保有規制

エチオピアにおける輸出企業は、輸出で得た外貨収入について外貨保有規制が設けられている。具体的には、NBEの指令（NBE Directive : Retention and Utilization of Export Earnings and Inward Remittances Directive No. FXD/11/1998）により、外貨売上の10%は外貨保有口座（Retention AccountのAccount A）に無期限に保有することが可能であるが、残りの90%は外貨保有口座のAccount Bに保有できるものの、外貨での保有が可能な期間は最長29日間まで、その後は現地通貨に交換する必要がある。

輸出企業は、Retention Account Aに保有する外貨をNBEの規定で例示されているビジネス関連活動に自由に使うことができる（下表に例示された活動についてはNBEの許可を得る必要はない）。他方、これら以外の目的での外貨の利用はNBEから許可を得る必要がある。

表 6-8 NBEの規定で外貨の利用が認められている活動

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 商品及び関連サービスの輸入• 見本市への参加など輸出振興活動への支払い• 広告及びマーケティング活動への支払い• ビジネス誌や新聞購読への支払い• 契約に基づいた、非居住者によるサービスへの支払い• その他、NBEにより認められた活動への支払い |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出所：NBE規定。

2) L/Cの開設

輸出企業が製造に必要とされる原材料や資機材等を輸入する場合、L/Cによる決済または書類引換現金払い（Cash Against Documents: CAD）の選択が可能である。エチオピア商業銀行（Commercial Bank of Ethiopia: CBE）によると、L/C開設の優先業種、必要書類、L/C開設の条件、L/C開設の手数料、L/C開設に要する期間は下表のとおり。また、L/C開設のフローは下図のとおり。なお、L/Cの開設は国営/民間商業銀行の専管事項であり、NBEは関与しないとのこと（NBEは関連規定に基づいて銀行監督を行うのみ。）。

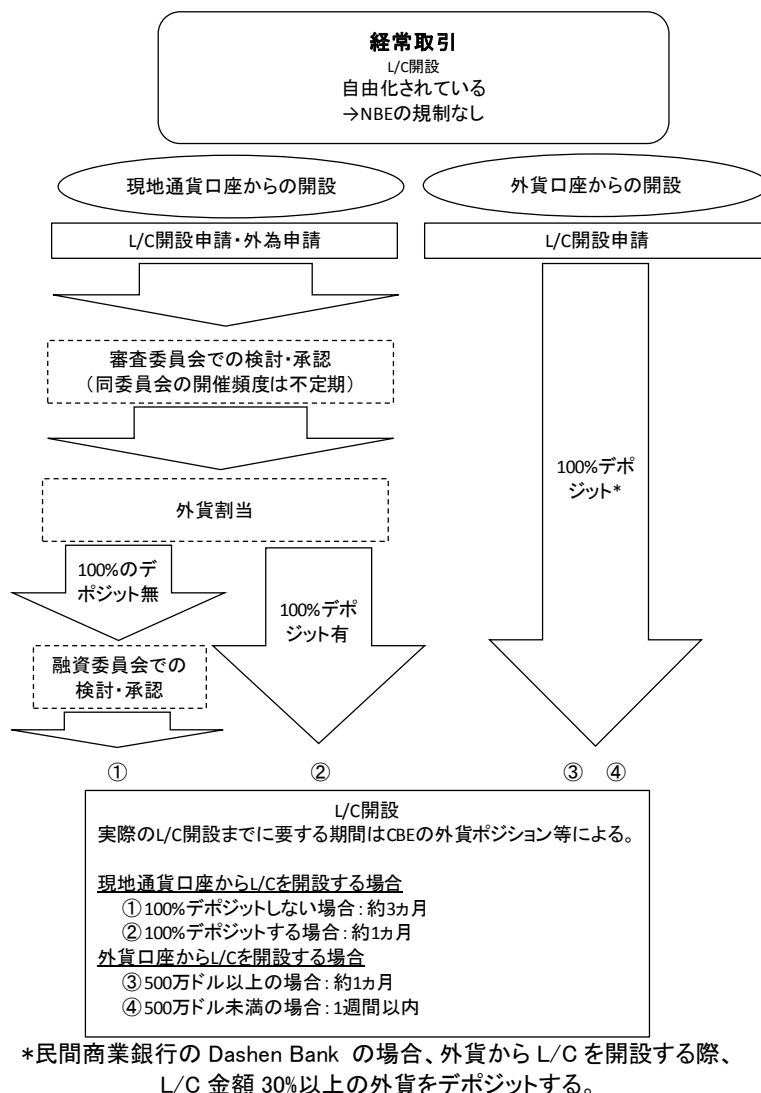
表 6-9 L/Cの開設に関する情報（CBE のケース）

優先業種	①製造業(革・革製品、織物・織物製品産業等)、②農業、③医療・薬品産業。①、②、③の間での優先度はつけていない。また、外貨口座を保有し、外貨収入があるという観点から、実質的に輸出志向型企業が優遇されている。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • L/C 開設の申請書 • プロフォーマインボイス • 保険証書 • NBE ナンバー(輸出入取引を NBE がデータベースで管理するための番号。後述の表 6-13 を参照。) • 投資許可証、ビジネス・ライセンス • TIN 番号 • 輸入目的用の外為申請書(※) 外貨割当 (Forex Permit) を取得するための申請書。申請書の付随書類として、各関係当局が発行する許可証が必要。当該レターの発行元は、輸入品によって異なる(例: 車両→Road Authority、医薬品→FMHACA (Reformation in the Ethiopian Food, Medicines and Health Care Administration and Control Authority)、建設機材→都市開発建設省 (Ministry of Urban Development and Construction) 等)。 (※)現地通貨のブルから L/C を開設する場合は、まずは外為申請書を CBE に提出し、外貨割当を受けることが大前提。(なお、電信送金 (Telegraphic Transfer: TT) 前払いの場合は、サプライヤー側からの銀行保証が必要。) • 上記以外に、必要に応じて CBE より付随書類が求められることがある。
開設条件	<ul style="list-style-type: none"> • 外貨から L/C を開設する場合: L/C 金額と同額の外貨をデポジットとして CBE の外貨口座に入金する必要がある。すなわち、L/C 金額 100% の外貨を担保に L/C が開設される。 • 現地通貨のブルから L/C を開設する場合: 決済金額の一部をデポジットとして口座に入金し、残りはクレジットの形で銀行から借りて、船が到着して輸入申告が認められた後に銀行に手数料と共に輸入代金を支払うのが通常であるが、顧客によっては 100% デポジットが求められる場合がある。通常、L/C 金額の 30% 以上のデポジットが必要であり、CBE の融資委員会からの審査を受ける。
開設手数料	<ul style="list-style-type: none"> • 外貨から L/C を開設する場合: 1.5% (サービスチャージ) + 0.5% (銀行手数料) = 2.0% 外貨から L/C を開設する場合、外為手数料が免除される (L/C 金額 100% の外貨を担保に L/C が開設されることから外為が発生しないため)。 • 現地通貨のブルから L/C を開設する場合: 1.5% (サービスチャージ) + 0.5% (銀行手数料) + 1.5% (外為手数料) = 3.5%
開設所要期間	<ul style="list-style-type: none"> • L/C 申請の混雑状況(概して月末は混雑する)や、CBE の資金・外為ポジションの影響を受けるが、大体の期間は以下のとおり。「500 万ドル」が金額の分岐点となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外貨から L/C を開設する場合: 約 1 カ月 (500 万ドル以上)、1 週間以内 (500 万ドル未満) ➢ ブルから L/C を開設する場合: L/C 金額と同額のデポジットを行わない場合は約 3 カ月、L/C 金額と同額のデポジットを行う場合は約 1 カ月 → 審査委員会での検討・承認を経て、外貨割当を受ける必要があるが、同委員会は不定期に開催されるため、外貨割当取得の見通しが立たない。外為申請者の顧客記録、信用情報、ビジネス活動分野(優先業種かどうか)、CBE との関係性などを踏まえて総合的に検討が行われる。

出所: CBE からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

CAD に必要な書類は、CBE によると、基本的に L/C 開設時の必要書類と同じとのこと。

L/C 開設の申請書の代わりに、発注書 (purchase order) が必要となる。なお、延べ払い (deferred payment) を行うためには、NBE の事前許可 (許可レター) が必要となる。



出所: JICA 調査団作成。

図 6-4 CBE における L/C の開設のフロー

3) 外国送金

外国投資家はエチオピアでのビジネス活動で得た利益や配当の支払い、対外借入の元本及び金利の支払い、技術サービスフィーの支払い等の目的で外国送金を行うことができる³⁷ (「投資に関する布告」 No. 769/2012, Part 6, Article 26)。

外国投資家は、国営/民間銀行で外国送金手続きを行う前に NBE からの外国送金の事前

³⁷ 対外借入の元本及び金利支払い目的で外国送金する場合、外国投資家は当該借入を行う際に、事前に NBE の許可を得ておく必要がある(許可を得ていなければ元本及び金利支払いのための外国送金はできない)。

許可が必要だが、NBE の事前許可が必要なのは利益、配当金及び対外借入の元本と金利の外国送金である。コミッション、ロイヤリティ、輸出入手数料、サービスフィー、給与等の外国送金については NBE の Foreign Exchange Directive No.07/1998 において国営／民間銀行に権限委譲が行われており、NBE の事前許可は不要である。

NBE の事前許可取得に必要な書類は、利益や配当の場合、以下のとおり。必要な書類が不備なく NBE に提出されれば、審査を経て許可するまでの期間は最大 1 週間（5 営業日）程度である。

表 6-10 外国送金で NBE の事前許可取得に必要な書類

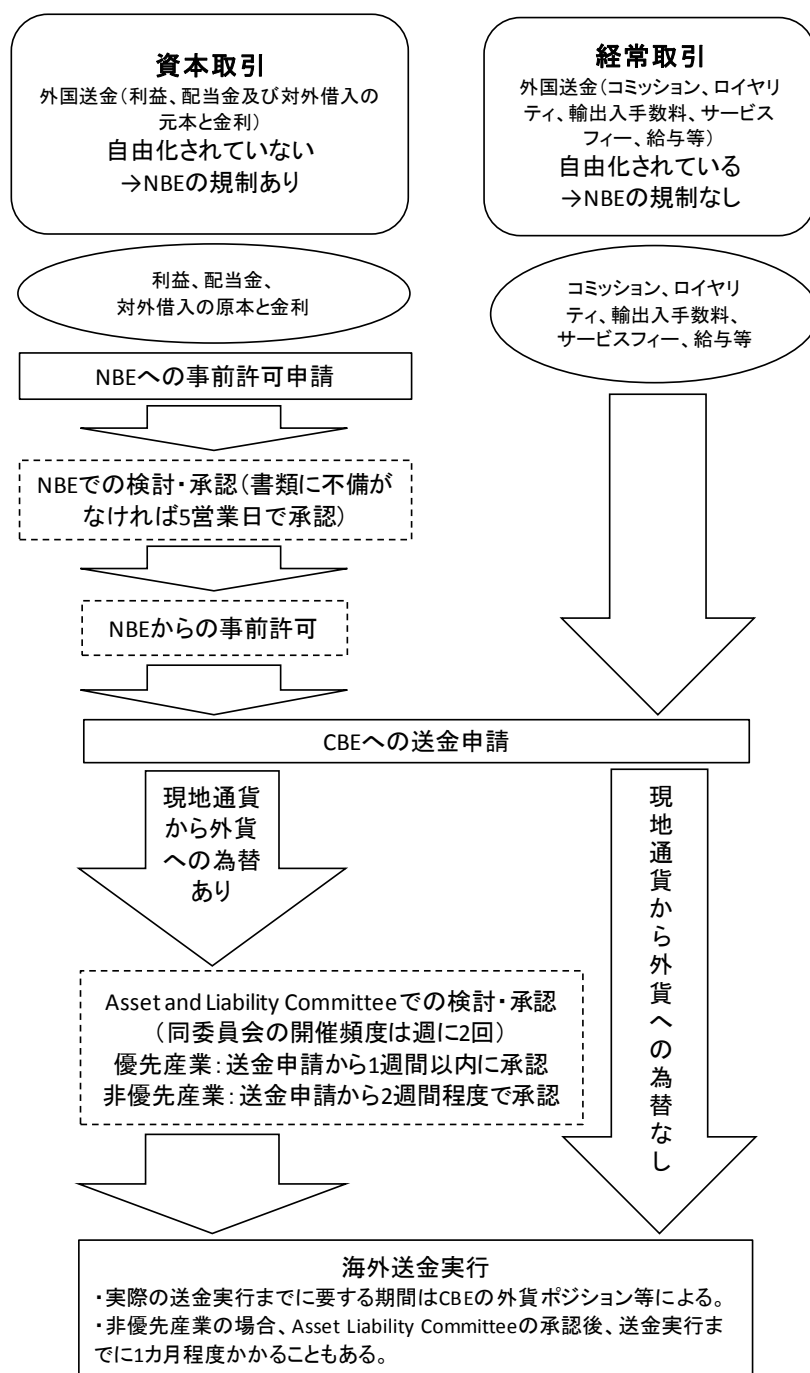
- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 申請レター• 外部監査人による監査を受けた財務諸表• 会社定款• 利益／配当を行うことに関する取締役会決議の議事録もしくは権限を有する取締役からのレター• 投資許可取得時の資本金払い込み（資本金口座開設）の際に NBE が発行したレター• 有効なビジネス・ライセンス• ビジネス税支払いの領収書• 配当金税支払いの領収書（支払い済みの場合） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出所：NBE。

国営／民間銀行での外国送金手続きに必要な書類は、①送金申請書、②外部監査人による監査を受けた財務諸表、③（利益、配当金及び対外借入の元本と金利の外国送金の場合）NBE からの外国送金の事前許可である。

CBE の場合、総裁が委員長を務める Asset and Liability Committee での検討・承認を経て、外国送金手続きを行う。同 Committee は週に 2 回開催される。政府が優先産業に掲げる製造業（内需型企業を含む）、医薬品、農業、輸出志産業は優先的に外国送金の承認が行われる（通常、申請から 1 週間以内に承認される）。非優先産業の場合は承認がおけるまで 2 週間程度かかる。送金の目的別では、借入金の返済及び配当金の支払い目的での外国送金は他の送金目的よりも優先度が高い。内需型企業の場合、利益や配当金は現地通貨建てであるが、外貨に交換して外国送金することができる。なお、申請企業が外貨口座（資本金口座または retention account）から送金を行う場合、すなわち内貨から外貨への交換がない場合は、上記 Committee の承認のプロセスは必要とされない。

Asset and Liability Committee の承認後、送金手続きが行われるが、実際に手続きが行われるまでの期間はその時の CBE の外貨ポジションによる（非優先産業の場合、送金までに 1 カ月程度かかることもある）。外国送金のフロー（CBE の場合）は下図のとおり。



出所：JICA 調査団作成。

図 6-5 外国送金のフロー (CBE の場合)

(2) 課題の分析

外貨不足に起因する厳しい外貨割当の結果、具体的に以下のようなビジネスへの大きな障害が起きている。

1) 輸入決済用の L/C の開設

- ・ 外貨から L/C を開設する場合:L/C 金額と同額の外貨をデポジットとして銀行の外貨口座

に入金する必要があるためキャッシュフローを圧迫する。すなわち、L/C 金額 100%の外貨を担保に L/C が開設される。(国営商業銀行の場合)

- 現地通貨のブルから L/C を開設する場合:まず、銀行の外貨割当承認委員会から承認を得る必要があるが、同委員会は不定期に開催されるため、外貨割当取得の正確な見通しが立たない。外貨割当が得られた後、投資家は、決済金額の一部(30%以上)をデポジットとしてブル口座に入金し、残り(上限 70%)は銀行から与信を受けて、船が到着して輸入申告が認められた後に銀行に手数料(決済金額の 3.5%)と共に輸入代金を支払うのが通常である。L/C 金額と同額のデポジットを行わない場合、銀行の融資委員会からの審査を受ける必要がある。近年は改善が図られているものの、今年は外貨ポジションが悪いため昨年より時間がかかっているとの指摘が多い。また、輸入決済に必要な金額を申請しても下回る金額しか認められないケースも指摘されている。

2) 外貨保有の制約

- NBE の通達により、輸出企業は、外貨売上を外貨保有口座(Account A, B)に保有するが、Account B(売上の 90%を保有)は、最大 29 日間までしか外貨保有ができず、その後は現地通貨に交換する必要がある。
- 投資家は Account B の外貨を原材料の輸入に必要な決済に適時に利用するため、輸出入のタイミングを事前に調整しているが、輸送・通関の遅れなど諸般の理由から計画どおりにはいかず、支払外貨が不足するという課題に直面している企業もある。

3) 輸入代替型企業の外貨獲得

- 外貨割当が厳しいことから、輸入代替型企業は副業として外貨獲得のためにある程度の輸出を行うことで、外貨割当を優先的に受けるべく努力しているケースが見られる。例えば、ある製薬会社は、牛を育てて、中東に輸出している。利益は出ないが、外貨割当を受取るためには致し方ないとの経営判断である。また、自動車輸入業者の中には、副業としてコーヒー輸出を手掛けている会社もある。

4) 外国送金

- 利益等の資本勘定に係る外国送金は、その都度 NBE の事前許可が必要で煩雑である。また、現地通貨から送金する場合は、送金銀行の外貨ポジションにより、申請から送金実行まで長時間を要する。

外貨保有規制は、エチオピアの外貨不足に起因する規制であると考えられ、外貨ポジションが改善されれば中長期的には緩和される方向になると想定される。ちなみにベトナム、ミャンマーについては、かつては外貨保有の厳格な規制があったが近年緩和が進んでいる。

表 6-11 中国、ベトナム、ミャンマーの外為関連制度

<ul style="list-style-type: none"> • 中国(外貨管理条例)³⁸ 『貿易取引の外貨収支には合法的取引の背景が必要である。外貨収入は自ら留保することもできれば金融機関に売ることできる。外貨支出は有効な証拠をもって、自己外貨資金で送金することも、金融機関から外貨を購入し送金することも可能。』 • ベトナム(外為管理制度)³⁹ 『外為管理制度のもと、ベトナムの国内外為替市場は厳格に管理されており、毎年制度上の変更が行われているが、外貨の売却・交換に関する規制は 1999 年以降緩和されており、外資企業には 2001 年 1 月から経常支払いについてベトナムドンドルに換算する権利を付与されている。現在、外貨収入の強制交換比率は 0%に設定されている。』

³⁸JETRO http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_04.html。

³⁹JETRO http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_04.html。

• ミャンマー(外国為替管理法)⁴⁰

ミャンマーにおいては、金融セクターの近代化を目的とした外国為替管理法が 2012 年 8 月 10 日に施行されるまで、外貨の所有は制限され、米ドルと等価の外貨兌換券 (Foreign Exchange Certificate: FEC) が代替していた。それまでは、『ミャンマー人は原則、外貨を持つことを禁止され、FEC の所持のみ認められてきた。また、外国人が外国から送金された資金を米ドルで引き出すことも制限され、原則 FEC でしか口座から下ろすことができなかった。』しかし、外国為替管理法が施行されて以降、外貨兌換券は廃止され、規制緩和が進んでいる。

最近まで外貨の所有が制限されていたミャンマーでは、縫製産業の多くで CMP (Cutting, Making and Packing) という委託加工方式で生産が行われており、縫製企業の原材料輸入に係る外貨決済を回避することが可能となっている。CMP 方式は、主な原材料 (生地等) を無償で輸入し、これを国内で加工し、完成品を原則全て輸出するという加工貿易で、加工者はその委託加工賃を得る。仕組みとしては、海外のバイヤーが全ての原材料を調達し、ミャンマー縫製企業へ無償で供給する。縫製企業はこうした原材料を使って衣料を製造し、全量を海外バイヤーへ再輸出する。この際、発生する決済は海外バイヤーからミャンマー縫製企業への委託加工賃の支払いのみであり、縫製企業の原材料輸入に係る外貨決済は発生しない。なお、ベトナムの縫製産業においても CMP 方式での生産が行われている。⁴¹

(3) エチオピア政府による改善の取り組み・ドナー支援

エチオピアの主な外貨収入源は、輸出企業からの外貨収入、国外のディアスポラ (海外居住エチオピア人) 等からの送金、FDI による外貨収益であり、いずれも増加傾向にあるものの短期的には大幅な改善にはならない。政府はユーロ建て国債を発行するなど外貨獲得の方法を模索しているが、需給ギャップ解消のためには、政府の投資事業がオペレーショナルになり「外貨獲得サイクル」に入ることを待つ必要がある⁴²。

外貨の需要と供給のミスマッチの現状を踏まえ、エチオピア側は、「全てを市場に任せることは正しい選択ではない。」とのスタンスをとっているものの NBE では、外為管理に関する政策ペーパーを準備しており、現状維持か、方針変更か、その是非について分析調査を行っている。外為管理に係る問題の最終的な解決には時間がかかるが、投資家側の当面の対応策として、上述のとおり外貨を介さない取引を実現してきたミャンマーやベトナムでのビジネス展開事例が参考になる。また、エチオピア政府としても将来的に外貨準備の改善がみられれば、NBE の外貨保有口座 (Retention Account) に関する規定を修正し、輸出企業が外貨の売上げを無制限に保有することが可能な Account A の比率 (10%) を段階的に引き上げる (すなわち、外貨保有の制約がある Account B の比率を段階的に引き下げる) ことを検討する必要がある。

⁴⁰JETRO <https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/05/5191f231bcf70.html>。

⁴¹JETRO https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/trade_05.html 及び 久保公二 (編)『東南アジア移行経済の経済政策と経済構造』調査研究報告書アジア経済研究所 2011 年 (第 4 章「縫製産業におけるパフォーマンス格差とその要因」) http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2010/pdf/2010_424_04.pdf。

⁴² 例えば、現在建設中のグランド・ルネッサンス・ダムが完成・稼働し、他国への売電が始まればエチオピアにとって大きな外貨獲得源となる。

6.2.4 土地取得制度

(1) 制度の概要

1) 土地の取得に関する主な根拠法と関係機関

エチオピアでは、土地は公共の資産と位置づけられており、個人・企業・その他組織は、土地の所有は認められておらず、使用权の取得のみとなっている。賃貸もしくはリースを目的とした土地は大きく農村部の土地（主に農業が中心）と都市部の土地の2種類に分類される。前者は主に「農村地域土地管理及び土地利用に係る布告」(Rural Land Administration and Land Use Proclamation No. 456/2005)、後者は主に「都市部土地リースに係る布告」(Urban Lands Lease Holding Proclamation No. 721/2011)に規定されている。取得した土地に対して担保の設定や売却はできないが、当該土地の賃貸価格もしくはリース価格と固定資産に対して抵当権の設定や第三者への譲渡を行うことは可能である。

EICの投資ガイドブック(2015年版)によると、農村部における耕作可能な土地(今後利用が可能な土地)は、1,155万ヘクタールあり、エチオピア政府(農業農村開発省)は農業投資家に対して情報提供、技術支援、公共サービスの支援等を行うこととなっている。都市部の土地については、政府は特に工業/産業目的の土地の利用促進を図っている。EICは都市部及びエチオピア全土の海外直接投資事業を目的とした投資家の土地取得を支援する責務を有している。

(2) EICによる土地取得支援と土地取得のプロセス

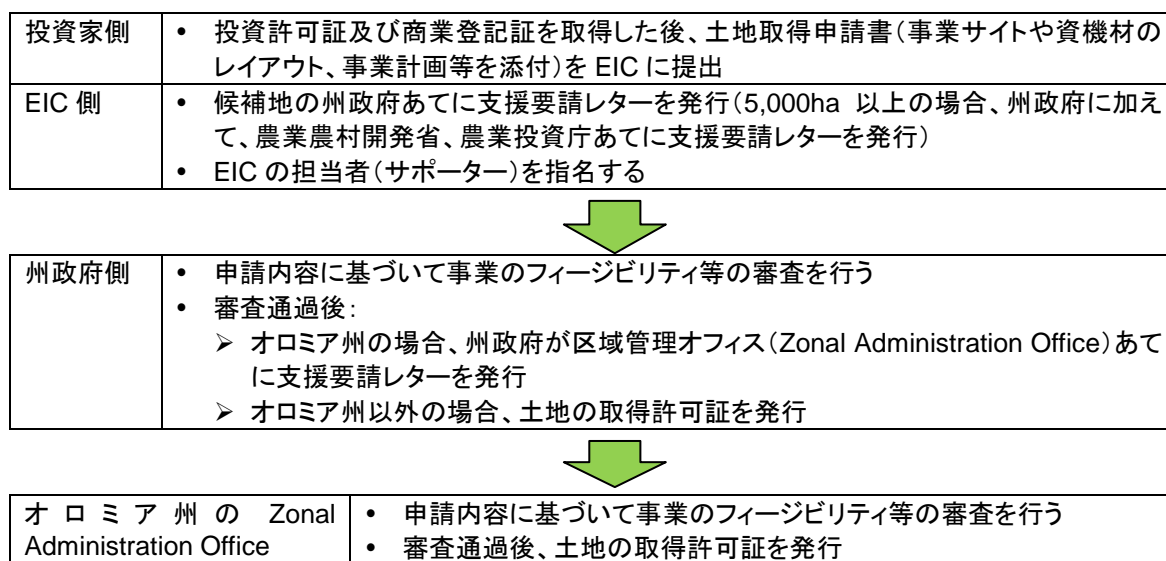
投資家は、投資許可証及び商業登記証を取得した後、土地取得の手続きを行うが、リース権を取得する場合の関係機関とその役割、留意事項等を下表に纏めた。

表 6-12 土地取得（リース権の場合）の関係機関とその役割、留意事項等

<ul style="list-style-type: none"> • 投資家は投資許可証及び商業登記証を取得後、EICに土地取得の申請を行う。投資家側の要望を踏まえてEICのファシリテーション・アフターケア部(Facilitation and Aftercare Department)は土地取得手続きの支援を行う。現状では、EICでは農業農村開発省、農業投資庁(Agricultural Investment Agency)や取得対象用地が位置する州の政府の土地管理オフィス(Land Administration Office)あてに支援要請レターを発行している。 • 土地の候補地や業種・業態・活動内容等の個別事情が関係することから、EICの顧客憲章では、土地取得までの時間的な目標設定は行っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①農業用地の取得を希望する場合は、農業投資庁の管轄下にある土地銀行(Land Bank)もしくは州政府より土地の割当を受ける。②工業団地に入居を希望する場合は、IPDC及びEICが対応窓口となる。 • 土地取得面積によって管轄が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5,000ha以上の場合:農業農村開発省、農業投資庁が管轄。 ➢ 5,000ha未満の場合:州政府が管轄。 • EICでは、エチオピア政府の優先分野である織物・織物製品及び革・革製品産業への投資家の用地取得にプライオリティを置いている。 • 概して、オロミア州に土地を取得する場合は、土地のアベイラビリティや追加的な手続きの問題等があり、他の州で取得する場合よりハードルが高い。

出所: EICからのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

土地取得の具体的な手続き／プロセスは下図のとおり。



出所：EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

図 6-6 土地取得の具体的な手続き／プロセス

(3) 課題の分析

外国投資家の土地取得支援において、現状では、EIC は関連省庁や地方政府あてに支援要請レターを発行するのみで十分な連携はとられておらず、EIC による土地取得の促進支援業務は限定的である。例えば、EIC は農業改革局 (Agricultural Transformation Agency: ATA) が実施している農地の土壌調査の内容を把握しておらず、投資家が投資判断に必要な土地の重要な情報を関係機関から吸い上げて投資家に提供する体制が構築されていない。

現地外国投資家へのヒアリングにおいても、土地の取得は容易ではないとのコメントが寄せられた。例えば、農業用地の取得を希望する場合、土地銀行もしくは州政府より土地の割当を受けるが、ある品種の生産に適した土地を見つけるのは難しいとのことだった。実際、コーヒー生産地域は既に多くの土地に作付けがなされていて、新規農場を作るには、周辺の森林伐採が必要だが、森林伐採には厳しい規制があるため、簡単には開墾できない、とのことだった。また、現場の担当官が法律・規則や手続きの変更を把握していないことがあり、投資家サービスの強化は重要との指摘があった。また、地場企業より、地方政府の土地管理オフィスに土地取得／利用の申請を出して、実際に土地を取得できるまでに通常 2~3 年はかかる、との指摘があった。

(4) エチオピア政府による改善の取り組み・ドナー支援

エチオピア政府は、EIC のワンストップサービス機能の拡充を検討しており、各地方政府の土地管理オフィス等から EIC への人の派遣／EIC 建物内の「地方政府デスク」の設置等を実現すべく、政府に提案書を提出している。具体的な動きはまだなく、改革には時間を要するものと思われる。JICA の協力の方向性としては、前記の IFC 主導によるドナー支援

(Investment Climate Program) との共同歩調 (同プログラムの枠組みで実施されている官民対話への参加、他国の事例 (グッドプラクティス等) の紹介等) が考えられる。

なお、外国投資家は、工業団地の整備/工業団地内のワンストップ機能の強化等により、今後は、工業団地に入居するように方向づけられるものと考えられる。

6.2.5 輸出入制度

貿易省のビジネス・ライセンス局では、前記の商業登記及びビジネス・ライセンスの更新業務と共に、貿易関連の輸出入ライセンスの発行を担当している (通常は窓口の担当者が承認権限を持つが、複雑な案件は局長が担当する)。

エチオピア国外から輸入をして国内外で販売をする業態、または、輸出を行う場合は輸入ライセンス/輸出ライセンスを取得する必要がある。但し、基本的に、外国人が製品の輸入販売または輸出を行う商業活動は認められていない。

他方、エチオピア国内で物品を製造し国内外で販売する業態の場合、そのようなビジネス・ライセンスが発行されている限りにおいて輸入ライセンス/輸出ライセンスの取得は不要である。すなわち、製造に必要とされる原材料、資機材の輸入や完成品の販売は、ビジネス・ライセンスで認可された活動に付随するものと解釈されるため、輸出入ライセンスは不要である。

NBEによると、輸出入ライセンスの取得手続きは下表のとおりである。

表 6-13 輸出入ライセンスの取得手続き

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 輸入ライセンスは、貿易省 (貿易登録・ライセンス局) が発行するが、輸入業者は輸入プロセスの一環として次のプロセスを経る。<ul style="list-style-type: none">① 輸入業者は、NBE から「NBE ナンバー」を取得し、取引先の国営/民間商業銀行に提出する。② 輸入業者は当該国営/民間商業銀行の審査を経て外貨割当許可書 (forex permit) を受けた後に、前払いや L/C 発行等の申請を行う。(外貨割当許可書の写しは、当該国営/民間商業銀行が NBE、税関及び輸入業者に提出することになっている。)③ 輸入貨物が荷揚げされると輸入業者は当該国営/民間商業銀行より貿易書類を受領し、その後、通関手続きを行う。• 上記の①②③のプロセスは輸入取引ごとに、①「NBE ナンバー」、②「外貨割当許可書ナンバー」、③「通関ナンバー」が採番され、全てデータベースで管理されている。したがって、輸入貨物が荷揚げされないなど不履行となった場合は、NBE はデータベースを通じてそれを把握することができる。(不履行となった場合、輸入業者には理由説明の機会が与えられ、合理的な理由があると認められれば一定期間の猶予の後、再度輸入を行うことができる。)• 輸出に際しても輸入の場合とほぼ同様の手続きを経ることとなり、一連のプロセスがデータベースで管理されている。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出所：NBE からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

6.2.6 金融・資金調達制度

(1) エチオピアの金融セクター

エチオピアの中央銀行は、NBE である。エチオピアには 2015 年 8 月現在 19 の銀行⁴³があり、うち 3 行、CBE、DBE、建設・ビジネス銀行（Construction and Business Bank: CBB）は国営銀行である。残り 16 行は民間商業銀行で、いずれもユニバーサルバンキングサービス（普通預金、当座預金、短期融資、外国為替取引、電子メール送金、ケーブル送金に加えて株式投資、保証等）を提供している。国営商業銀行の CBE は国内最大規模で、ユニバーサルバンキングサービスの提供に加えて、政府による大規模インフラ事業等への融資（短期、中期、長期貸出）を行っている。DBE は一般の商業銀行とは異なり、政府の優先開発分野である農業及び製造業の発展を促進するための銀行である。EIC の投資家サービス OSS の一環として、DBE のデスクが 2014 年 2 月に EIC の建物内に設置されており、政府の優先業種企業を対象とした融資の相談と融資受付業務を行っている。（DBE の詳細は下記コラムを参照）。CBB は、家屋の建設用材の製造工場、私立学校、診療所、病院建設や不動産開発を目的とした長期貸出を行っている。

銀行セクターは外資の参入が規制されている。外国銀行はトルコ、中国の銀行や欧州投資銀行（European Investment Bank）がエチオピアに駐在員事務所を設置しているが与信業務は禁止されている。また、エチオピアには 2015 年 8 月現在 17 の保険会社⁴⁴があり、うち 1 社エチオピア保険会社（Ethiopian Insurance Corporation）は国営である。銀行セクターと共に保険セクターも外資参入規制分野である。この他に、マイクロファイナンス機関があり、零細企業への融資や、都市部の貧困層や地方の住民向けに資金支援を行っている。

コラム 6-1 DBE について

- DBE は、1909 年に設立された産業育成のための国策銀行で、エチオピアでも最も古い銀行の 1 つ。預金取扱や外国為替等のユニバーサルバンキングは行っていない。DBE の理事会（Board）は、産業省、財務省、農業農村開発省をはじめ 10 以上の関係省庁から構成されている。
- 融資先は、①商業的な農業、②農産物加工、③製造業の 3 つのセクターを優先しているが、その他のセクターについても融資は可能。
- 融資条件等は、内外投資家を平等に扱っている。具体的には以下のとおり。
 - 現状の金利は、年利 8.5%と国営／民間商業銀行より低い。
 - 融資に関する資本借入比率は、新規事業だと 30:70、既存事業の拡張だと 40:60。
 - 返済期間は、事業の性質やキャッシュフローによるが、最大 20 年（内返済猶予期間 5 年）。

⁴³ 1. Awash International Bank, 2. Commercial Bank of Ethiopia, 3. Development Bank of Ethiopia, 4. Construction and Business Bank, 5. Dashen Bank, 6. Wegagen Bank, 7. Bank of Abyssinia, 8. United Bank, 9. NIB International Bank, 10. Cooperative Bank of Oromia, 11. Lion International Bank, 12. Zemen Bank, 13. Oromia International Bank, 14. Bunna International Bank, 15. Berhan International Bank, 16. Abay Bank S.C, 17. Addis International Bank S.C, 18. Debut Global Bank S.C, 19. Enat Bank S.C.

⁴⁴ Africa Insurance Company S.C, 2. Awash Insurance Company S.C, 3. Global Insurance Company S.C, 4. Lion Insurance Company S.C, 5. NIB Insurance Company S.C, 6. Nile Insurance Company S.C, 7. Nyala Insurance Company S.C, 8. The United Insurance Company S.C, 9. Ethiopian Insurance Company S.C, 10. Abay Insurance Company S.C, 11. Berhan Insurance Company S.C, 12. National Insurance Company of Ethiopia S.C, 13. Oromia Insurance Company S.C, 14. Ethio-Life and General Insurance Company S.C, 15. Tsehay Insurance Company S.C, 16. Lucy Insurance Company S.C, 17. Bunna Insurance Company S.C.

- 外貨での融資は行っていないが、輸出志向型やプライオリティの高い輸入代替産業に対しては、内貨から外貨に転換して外貨融資を行うことは可能。その場合は、顧客からの事業提案において、支出としての外貨ポジションと内貨ポジション及び将来の外貨・内貨収入の予想を提出してもらい、審査を行って決定する。
- 外国投資家の場合は、「輸出にどの程度貢献するか」が重要な審査基準となる。
- DBE の予算を経営委員会 (Management Committee) に提出する際は、現在のパイプラインの事業、今後想定される新規の事業等から最大の資金需要を算定し、現在の資金と差額がある場合は、NBE からの融資を受けることになる。外貨資金が足りない場合は、NBE から外貨と同額の内貨から外貨を購入する。外国投資家の場合は、事業資金の 30%以上の資本金を外貨口座に保有している必要がある。DBE は過去 4 年間自己資金で賄っており、NBE からの融資を受けていない。
- 融資審査額が 2,500 万ブル未満の場合は、DBE の支店長の決裁が可能で、2,500 万ブル以上の場合は、DBE 本店の貸付承認委員会 (Loan Approval Committee: LAC) の決裁となる。審査のプロセスについては業務の根本的革新 (Business Process Reengineering: BPR) に基づき、融資担当→審査部→LAC を経て行われている。LAC のメンバーは、Senior Process Manager で構成されている。
- 融資の対象分野/セクターについては、DBE の調査部で半年毎にコモディティに係るマーケット情報等からリスク分析を実施している。銀行セクター共通のプルーデンシャルルールとして、一つの事業に対しては、銀行の資本金の 25%以上の融資はできないことになっている。
- DBE は、近年中小企業金融も行っているが、全体の中で占める割合は少ない。
- DEB は、世銀、アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB)、欧州投資銀行等からのツーステップローンの支援を受けている。(特に中小企業金融の分野)

出所：DBE からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

(2) 口座の開設 (CBE の場合)

外国投資家は、国営の CBE に銀行口座を開設する場合、下表の手続きが必要となる。既述の図 6-4 を併せて参照のこと。なお輸出企業で、外貨収入がある企業は、後述の retention account (外貨保有口座) を開設するが、当該外貨保有口座以外に、以下の手続きにて外貨口座を開設し (CBE の場合)、会社が存続する限り無期限に外貨を保有することが可能である⁴⁵。

表 6-14 CBE の銀行口座開設手続き

銀行口座の開設
<ul style="list-style-type: none"> • 外国投資家が CBE に外貨口座を開設する場合、NBE が発行する口座開設許可証が必要。(同書類を得るためのプロセスは次のとおり。①投資家はまず EIC から NBE へ(cc:口座開設銀行(この場合は CBE))に口座開設の許可レターを発行してもらい、NBE に直接持ち込む→② NBE が口座開設許可証を発行する→③外貨口座の開設にあたって投資家は同許可証を CBE に提出する。 • 外国投資家が CBE に現地通貨のブル口座を開設する場合：外国投資家の場合は、EIC から CBE へに口座開設の許可レターを発行してもらい、投資家は口座開設にあたって CBE に提出する。

出所：CBE からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

⁴⁵ 外国投資家が投資許可及びビジネス・ライセンスを取得するために必要な資本金を入金・保有するための外貨口座(すなわち、エチオピアでビジネス活動を開始する前に外国から持ち込んだ外貨を保有する口座)については、(エチオピアでのビジネス活動を通じて獲得した外貨を保有するための)retention account とは違い、会社が存続する限り無期限に外貨を保有することが可能。

(3) 外貨借入

エチオピアの国営／民間商業銀行は、外貨貸出は行っていない。外国投資家は、本社から親子ローンを受けることができるが、事前に NBE の許可を得る必要があり、NBE は金利等の条件や資本借入比率（資本の割合が 50%以上）、返済スケジュール等をチェックした上で許可を出す（金利が高い等の場合、許可しないことがある。現状ではロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate: LIBOR）+5%以内程度が基準）。外国投資家は NBE の事前許可を得た後、国営／民間商業銀行に開設している資本金を入れている外貨口座に本社から外貨送金をしてもらう。当該外貨の利用は、ビジネス関連活動用途であれば特段の制約はない。

6.2.7 税務・会計制度

(1) 税務制度の概要

エチオピアの税制度は徴収・負担の方法により直接税（個人所得税・不動産所得税・源泉所得税・法人所得税等）と間接税（付加価値税・関税・消費税・取引高税等）に分類される。課税当局は ERCA である。

エチオピアの会社に関する布告では、事業を営むいかなる会社も帳簿作成と事業年度終了時点での貸借対照表と損益計算書を作成することが義務付けられ、それら財務諸表を作成する責任と監査を受ける義務が取締役にあるものとされている。財務報告制度の基準は「財務報告布告」（Proclamation to Provide for Financial Reporting, No.847/2014）であり、基準設定、規制、及び会計・監査制度の運営等の権限を有する当局として会計監査委員会（Accounting and Auditing Board）が存在する。制度上、エチオピアの法律で設立された事業体もしくはエチオピアで活動するあらゆる事業体は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS⁴⁶）、公営企業の場合は国際公会計基準（International Public Sector Accounting Standards: IPSAS）に準拠して財務諸表を作成することが規定されている。但し、実務上は、金融機関は 2017 年度、大企業や慈善団体は 2018 年度、中小企業は 2019 年度までの基準適用が目標とされている。そのために、IFRS 実施タスクフォースが設置され、まずは金融機関の IFRS 適用に向けた進捗が管理される一方、会計監査委員会が毎年調査を行い他の報告事業体の準備状況をチェック、モニタリングしていくことが現状の優先事項とされている。また、現行のエチオピア特有の会計基準と IFRS との間での乖離がある基準⁴⁷については基準の差異を解消する作業が進行中である。

エチオピアで事業を行う事業体は、原則として同国の財政年度（7月8日から7月7日までの1年間）が課税年度とされるが、法人の場合は事業年度が課税年度（賦課年度）とすることが容認されている。課税所得の計算は商法や公正妥当な企業会計の慣行により計算

⁴⁶ 中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)を含む。

⁴⁷ 国際会計基準(International Accounting Standards、IAS) 1,2,7,10,16,17,19,21,24,32,39 等が該当する。

される当期純利益または当期純損失を基礎として算出される。例えば減価償却費や事業上の貸倒損失等の通常のビジネス活動に直接必要とされる費用は損金算入可能であるが、配当や剰余金の分配等の資本等取引、交際費、寄付金等は損金不算入とされる。

なお、エチオピアでの事業に係る主な税金は以下のとおりである。

表 6-15 エチオピアにおける主要な税金の概要

税目	税率(%)	備考
法人所得税:	25、30、または 35	税率は通常は 30%、原油・天然ガス・オイルシェール以外の大規模な鉱業では 25%、小規模な鉱業では 35%の法人税率が課される
譲渡所得税:	15 または 30	事業目的で使用される建物の譲渡(都市部)に係る利益に 15%の税率、株式譲渡に係る利益には 30%の税率が課される
源泉税:		
配当:	10	
預金/海外借入:	5 または 10	
ロイヤリティ	2~8	大規模な鉱業ライセンス保有者が支払うロイヤリティの場合。鉱物の種類により税率が異なる。
物品もしくはサービスの購入:	2 または 30	TIN の呈示あり 2%、なし 30%。物品調達/供給契約の場合は一回の調達額が 10,000 ブル、サービス提供の場合は 500 ブルを超える場合に源泉税が課される。
VAT:	15	免税の物品を除いて、エチオピア国内で提供時または輸入時にあらゆる商品・サービスに課される税金。
平衡売上税 (Equalization turnover tax):	2 または 10	VAT 未登録者に課される税金。エチオピア国内で提供される物品及びサービスには 2%、それ以外は 10%、
物品税 (Excise tax):	10~100	エチオピア国内で製造、または輸入される特定の物品に課される税金。国内製造品は製造コストを元に税額が課され、輸入品は CIF に基づく。製品によって税率が異なる

出所：各種資料に基づき JICA 調査団作成。

1) 法人税

法人税申告にあたって、納税者は決算書を作成し税務当局指定様式で毎年税務申告を行い、納付済税額・外国税額控除額を除いて納税する。一方、当局側では確定申告書と財務記録の監査を行い、最終的に税額を賦課決定する。税務当局による税額の更正・決定期間は申告書の提出期限から 5 年間であるが、納税者が申告書の提出期限に遅れた場合には、申告書の提出時期から 5 年間の更正・決定期間が定められている。納税者は年間売上高により、以下のとおり Category A~C の 3 つに区分される⁴⁸。

⁴⁸ 布告 No286/2002 SECTION IV 及び実施細則 No. 78/2002。

表 6-16 法人税申告の概要

分類	定義	当局への提出書類等	当局への申告期限
A	エチオピア国内もしくは外国で設立され年間売上高500,000 ブル以上の事業体	貸借対照表と損益計算書及び関連情報	課税年度終了時点から4か月以内
B	A以外の年間売上高が100,000 ブル以上の事業体	損益計算書	課税年度終了時点から2か月以内
C	A, B以外で年間売上高が100,000ブル以下と予想される事業体	年間売上高、通常事業以外からの売上、事業活動変更の有無	賦課課税制度に依るため、見積申告制度が使用される。納税期限は、7月7日から8月6日の期間

出所：各種資料に基づき JICA 調査団作成。

なお、納税者は税務当局の賦課決定に異議がある場合は税務不服申立委員会への不服申立制度を利用することが可能である。そのためには、納税者は不服申立のメモを用意し、係争税額の半額を税務当局に供託し、賦課通知の受領後もしくは検討委員会の決定後 30 日以内に税務申立委員会へ申立てを行う必要がある。この場合、賦課が過大であること、税務当局の決定に誤りがあるということの立証責任は納税者側にあるため、現実には不服申立制度はほとんど利用されていない。さらに、税務申立委員会からの通達に対して異議がある場合は、通達の受領から 30 日以内に裁判所への上訴が制度上可能である。

2) VAT

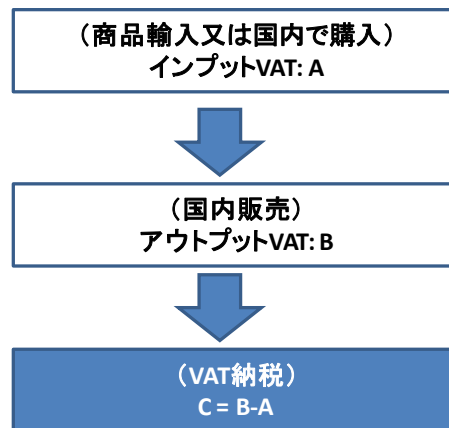
VAT については、VAT に関する布告 (Value Added Tax Proclamation No.285/2002) が根拠法となっており、2003 年からエチオピアに導入された。その後 2008 年に一部のペナルティ条項等が改正されている (A Proclamation to Amend the Value Added Tax Proclamation No.609/2008)。同制度は、年間課税売上高が 500,000 ブル以上かそれが見込まれる登録事業者を対象にエチオピア国内での特定の免税品を除く商品やサービスの購入を対象に課税される制度である。原則的に輸出品には VAT は課税されず、輸出のために購入される輸入原材料についても課税されない。

納税者は、アウトプット VAT (商品やサービスの提供に伴い受け取った税) とインプット VAT (商品やサービスの購入に伴い支払った税) の差額を差し引いたネットの税額を計算した納税申告書を作成し、毎翌月末までに ERCA に納税する。但し、後者が多い過払いの場合は、5 カ月の間繰越控除を行った後でも過払いがある場合は当該過払い分について還付を請求できる。還付を受ける場合は、必要書類 (正規の VAT invoice, TIN No.等) を添えて ERCA に提出して認められれば、ERCA は 60 日以内に支払うことが規定されている (VAT 布告 No. 285/2002、26 条及び 27 条)。

但し、ERCA は、もし還付請求を行った納税者のリスクが高いと判断した場合は、税務調査を行って、納税者の過去の会計記録をチェックして納税額を査定する。リスクを査定するに当たっては、①税金をきちんと支払っているかどうか、②何年にもわたって赤字にな

っているかどうか等の面から会社の健全度を測る。VAT の還付を何度も請求する会社も売上よりも仕入れコストが高い会社であるので赤字でリスクが高いと看做される。

なお、輸出額の大きい縫製・皮革・農産物等の輸出業者を支援するために、2009年7月に MoFEC の通達により、認定された輸出業者に対しては毎月 VAT 還付の申請ができ、必要書類が整っていれば7日間以内に還付することができることになった。現在40社程度の輸出業者がかかる優遇を受けている。



注) C>0の場合は、VAT支払、C<0の場合は、VAT還付。
但し企業は5カ月間のアウトプットーインプット分の相殺を行った後でも支払過多の場合に限り還付請求ができる。

出所：JICA 調査団作成

図 6-7 VAT に係る納税フロー（国内販売の場合）

(2) 課題の分析

エチオピアにおける税務・会計制度は、2000年はじめに制定されており、現在はグローバルなビジネスプラクティスを反映する途上にあると言える。税務・会計に関する法律・規則は存在するものの細則で手順が明確に規定されていないものもあり ERCA 職員の主観的・恣意的な判断の余地があることや能力不足等のために具体的には以下の課題があり、企業のキャッシュフローに負担を強いている。

1) 損金不算入

課税所得の計算において、株主総会に係る取締役の出張費用や社長の出張費用等通常のビジネス活動に直接必要とされる費用にもかかわらず、ERCA 職員による恣意的な解釈により否認理由の説明なく損金算入できない事例がある。このため企業側にとっては想定外のキャッシュアウトが発生することとなり事業活動を遂行する上での負担が生じる。税務当局には徴収予算があり税務調査が相当程度恣意的に行われる実務があること、局職員の離職率が高く2~3年程度の実務経験しか持たない担当職員は能力的に未熟である者が多いこと、当局内での徴税に関する統一したガイドラインがないこと等が背景にあり、結果

として事業会社との間で解釈の相違が発生するとともに税務に係る予見可能性を低くしている。

2) VAT 還付

企業や税務専門家へのインタビューによれば、ERCA は独自の査定により納税者の実際の商品輸入仕入価格よりも高い価格をベースに関税を評価する傾向があるが、その場合に支払ったインプット VAT 額は国内で実際に販売する際に受け取ったアウトプット VAT 額よりも大きい（すなわち過払い）となる。

例えば、輸入業者が 100 ブルで輸入した商品が ERCA で 200 ブルの商品と評価された場合は、インプット VAT は 30 ブル（ $200 \times 15\% = 30$ ）となる。この場合に、国内での競合や売れ行きを考慮して国内販売価格を仮に 160 と設定すると、アウトプット VAT は 24 ブル（ $160 \times 15\% = 24$ ）となり、前者の方が大きいために 6 ブルの還付となる。

しかしながら、ERCA は税務調査の際に納税者が ERCA の査定した関税評価に基づかない価格をベースに販売を行った場合は、上記の VAT 過払いを認めない傾向にある。したがって、国内市場志向型業者については、商品の輸入仕入れの際の ERCA による過大な関税評価のために、納税者が実際に販売した価格に基づく会計書類を認めず、VAT 還付が認められない実務が散見される。かかる実務は結果として納税者にとって高い VAT 実効税率となり、負担を強いることになる⁴⁹。

3) 税務調査

企業インタビューによれば税務調査の質及び効率性に対する問題点を指摘する企業が多い。エチオピアにおいては上述の VAT の還付請求等に伴い税務調査を実施する実務が見られるが、税務調査に非常に時間がかかる上途中で担当者が変わるとやり直しとなったり、見解が変わったりするケースもある。また、概して税務調査員の経験が浅く、企業会計の実務を十分理解していないことによる問題も指摘されている。かかる状況では、納税企業は税務当局との交渉に多大の時間を要し、税務に係る予見可能性が低くなる結果を招いている。

4) 税務訴訟

投資家が税務上不当な扱いを受けた場合には、税務不服申立や裁判などの国内救済措置による解決が一般的な手法である。エチオピアにおいても税務不服申立制度が整備されている。しかしながら、判決が下るまでには 1 年以上の長期にわたることが多く裁判費用だけでなく該当期間の未払税金に係る利息を徴収されること、預託金として係争税額の納付が求められる等金銭的な負担が大きいこと、訴訟を審査する審査委員会の委員は税務当局

⁴⁹ Yesegat W. A., “Value Added Tax Administration in Ethiopia: A Reflection of Problems” in *eJournal of Tax Research* (2008) vol. 6, no. 2, pp. 157においても同様な指摘がなされている。

からの推薦により任命されるため行政寄りの判決になりがちである等の理由により、実際に不服申立制度を利用する企業は限定的である。かかる状況においては、制度があっても実態として機能しておらず課税の予見性や公平性上課題がある。また、税務争訟資料は、当局の考え方や判断基準を整理する上で貴重な情報源であるが、租税関係行政・民事事件裁判例等の情報の公表がなく同様に改善が求められる点である。

5) 国際課税

エチオピアでは国際的な二重課税を排除するために 11 カ国との間で二重課税防止条約を締結している。条約発効国との間では該当法人の居住地国における課税と源泉地国（すなわちエチオピア）での課税の競合が発生する場合に外国税額控除制度が利用できるが、移転価格税制の詳細が明記されない等現行税法においては国際課税に関する情報が極めて限定的である。今般、IFC の支援により OECD モデルを踏襲する独立した法的枠組の整備が進められており、法令を補完する通達のパブリックコメントの募集や、IFC と OECD による ERCA 及び MoFEC の職員に対するトレーニングが実施されており、かかるエチオピア国政府の取り組み姿勢は評価できる。

租税条約では、投資家が進出先国で獲得する利益について、恒久的施設（Permanent establishment: PE）を有する場合に限定して当該進出先国が課税できる。総じて新興国では課税権の拡大を目的として、PE の範囲を出張者や出向者等による役務提供など固定的施設を要しないものや駐在員事務所にまで拡大解釈する事例があり、二重課税の問題へとつながる可能性がある。エチオピアの現行税に関する布告には PE の定義はされているが、PE 認定される場合の課税所得の計算方法とそれに付随する内部取引や費用配賦の取扱いについて、詳細に規定を定める必要がある。

6) 会計監査制度

エチオピアの会計監査制度の問題点は、制度的枠組が規定されているが会計監査人を含む専門家の絶対数が不足していること、彼らの品質保証・継続教育プログラムが存在しないことである。この現状に対して、会計監査人や会計専門家の絶対数を増やしビジネスコミュニティからの要求を満たすために、会計監査委員会では大学の教育プログラムの活用や知識のギャップを埋めるための教育プログラムの実施が検討されている。元 ERCA 職員を経理担当として採用をするなど現地実務に通暁した人材を確保することで対応をしている企業が多いが、長期的に見て現地会計監査に係る人材の拡充が求められる。

(3) エチオピア政府による改善の取組み・ドナー支援

現在、IFC により国際ビジネス環境に合致した法制度の策定や能力の向上を図るため、①新法人税に関する布告案策定、②新 VAT に関する布告案策定、③移転価格税制に係る独立した法制度策定及び ERCA 担当者へのトレーニング、④リスクベース監査の予備調査、⑤

中小企業に係る税制策定といった支援が行われている。また、英国国際開発省（Department for International Development: DfID）の支援により税務調査能力向上のためのトレーニングも行われている。

6.2.8 会社清算制度

エチオピアにおける会社の解散・清算手続きの根拠法は商法である。株式会社の場合は495～509条、非公開有限責任会社は542～543条が参照条文である。前者には、解散・清算の原因として、定款で定めた存続期間の満了、定款で定めた解散事由の発生、裁判上の清算、臨時総会の決議による任意の清算、4分の3以上の株主資本の消失等の例示がある。一方で、後者には裁判上の清算、経営者による任意の清算がある。エチオピアの会計士に対するヒアリングによると、継続的な赤字等を理由として株主資本の4分の3が消失される場合が解散・清算の原因となることが特徴的である。その際、株式会社では臨時総会で事業継続か任意清算とするか検討し、総会が開催されない場合や定期的な開催ができない場合、また非公開有限責任会社では経営者が他構成員と協議の上増資をするか会社を任意清算するか検討しなければならず、なんら有効な対策が取られない場合においては、利害関係者の申立てにより裁判所が会社の清算を命じることができるとされている。

株式会社の清算手続きの概要は以下のとおりである。

- 臨時総会において会社の解散を決定後、清算人(liquidators)が任命される。
- 会社解散の事実、個別通知(registered letter)、3カ月間にわたる官報公告(official commercial gazette)による通知が債権者になされる必要がある。
- 清算人と取締役により解散時点の貸借対照表と財産目録(Inventory of assets and liabilities)が作成され、解散時点の債権者(従業員、ERCA、一般債権者)は貸借対照表に基づく支払を受ける。
- 最終貸借対照表が作成され、清算人・監査人が署名後工業省に届出。3カ月間の株主からの異議申立て期間経過後、承認される。
- 残余財産が確定し株主持分に抛り分配される。
- 清算人は商業登記簿から会社を除名(strike off)する。
- 貿易省へビジネス・ライセンス取消の申請(官報公告による通知)、EICが取消を許可し清算が終了する。

上記の会計士によると、法人が清算される際には税務当局は税務上の負債を全て清算することを目的として包括的な監査を行うが、頻繁に争点とされるのは残余資産の移転であり、実際、税務当局が移転資産の評価額について確定するのに3～6カ月から1年程度かかるとのことであった。また、税務当局との税務負債のクリアランス、例えば優遇政策によって受けた補助金や、免税で輸入した設備の関税額相当の納付等において関税額が高く査定されるケースがあり、納付に対しても相当の時間(平均6カ月強)を要する。さらに、合意後にも同国の外貨ポジションを理由として資産の移転が時間どおりに進まないことも多いとされる。

ある建設会社の事例では事業の清算のために残余資産の建設機械をエチオピア国内で売却した際に、関税を支払ったが（輸入時は免税）、その後 ERCA の税務調査が入り、関税評価額を以前より高く査定して追徴金を課してきた。つまり、輸入時に ERCA がつけた関税評価額を、国内売却時に ERCA 自身に変更し、追徴金を求めてきた。また、残余資産の再輸出の許可取得に 6 カ月以上要し、そのため、再輸出許可が得られないままに国内にも売却できず業者に処分を依頼した重機類がいくつかあり、事業全体が大きな赤字となったとのことである。

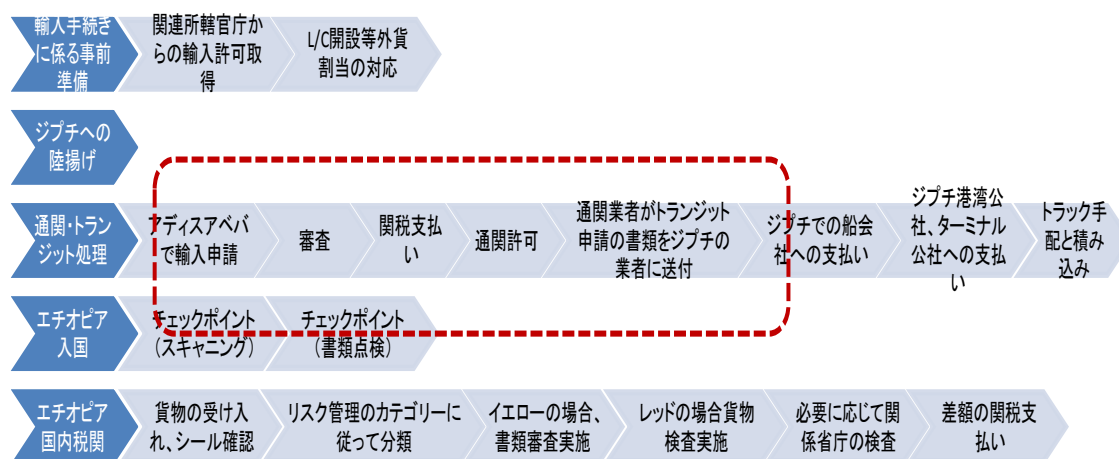
6.3. インフラの概要・整備の方向性

6.3.1 物流

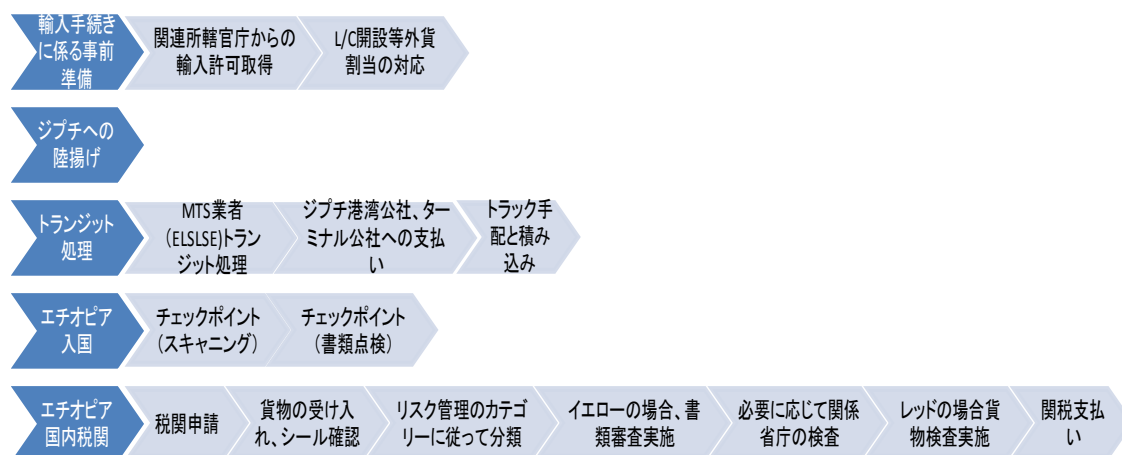
(1) エチオピアの輸出入に関する物流の現状

1) 国際物流の仕組み

エチオピアの国際物流では、大半の物資がジブチ港を経由する。これまで、エチオピアへの輸入については、物資の通関処理をジブチ港で行ってきた。そのため、ジブチ港でのトランジットと通関処理の双方を行う貨物が手続き待ちで滞留する課題があった。この従来のシステムでは、輸送モードを組み合わせた輸入を認めておらず、ジブチでの通関後、内陸輸送の手配を行うという、「ユニモーダル」方式を採用していた。ジブチにおける貨物の滞留を軽減するため、海路と陸路の複数輸送モードを組み合わせた輸入を認め、エチオピア国内で通関を行うことを可能とした国際複合物流システム（「マルチモーダル」方式、Mutimodal Transportation System: MTS）が導入された。ユニモーダル、マルチモーダル(MTS) 双方の方式によるジブチ港経由の輸入手続きについては、下図に纏めたとおりである。



ユニモーダルの場合



マルチモーダル(MTS)の場合

出所：JICA 調査団作成。

図 6-8 ジブチを経由する海上・陸上輸送による物流と輸入に係る手続きの流れ

従来のシステム（ユニモーダルシステム）では、上図の破線部分を実施している。なお、MTS における海運、輸送手配を担う貨物利用運送業務（フォワーディング）を行う、フォワーダーは、エチオピア国営会社であるエチオピア海運物流サービス会社（Ethiopian Shipping and Logistics Services Enterprise: ESLSE）が独占している⁵⁰。ESLSE の利用については、特別の許可がある場合は免除される。

MTS における最終的な通関は、①ドライポート、②プロジェクトサイト（プロジェクト向け物資の場合）、③保税倉庫や保税製造業工場等のいずれかで行われる。政府では 2017 年までに全体の貨物の 85%を MTS に切り替えることを目標としている⁵¹。

2) 内陸物流にかかるコストと時間

輸出入に係る輸送費について、企業へのインタビューによって得られた情報を纏めたものが下表である。コンテナ当たりの輸送費用は重量等によって変わること、積み地や揚げ地を統一しての情報収集が困難であったため、標準的なコストを推測するのが難しいが、比較可能な部分について資料を纏めた。インタビューにおいては、ESLSE の利用の別も確認した。

⁵⁰ フォワーダー（貨物利用運送事業者）とは、荷主から受け取った貨物の輸送を、輸送手段を組み合わせ請け負う事業者で、一般的に国際物流を担う業者を指す。輸送の手配だけでなく、通関等も請け負う。また、複数の輸送手段を組み合わせた従来の国際複合一貫輸送業者は、一つの運送契約書で荷主から配達先へのドアツードアでの輸送サービスを行うものもある。エチオピアの MTS は、輸送手段は一貫しているが、保税措置がある場合を除いて、多くはドライポートでの通関を行い、ドライポートから先の輸送手段は荷主が手配する場合も多い。

⁵¹ ERCA へのインタビューによる。

表 6-17 エチオピアの輸出入コスト

	ESLSEの利用	内陸輸送距離 (km)	輸入 (米ドル)		輸出 (米ドル)	
			海上輸送 (参考)	内陸輸送	内陸輸送	海上輸送 (参考)
エチオピア	繊維	-	2000	1600	-	-
	繊維	?	2700	2000	2800	1800
	皮革・製靴	-	-	3200	2000	400~500
	化学	○	1500	3170	-	-
	参考:船会社	-	2700	3300	600	500
ケニア(モンバサーナイロビ)		530	2000(平均)	1045	-	600(平均)
ウガンダ(モンバサーカンバラ)		930		3700	-	

注：40 フィートコンテナ当たりの価格。海上輸送部分は積み地、揚げ地が必ずしも同一でないため、参考値として掲載。一部例外を除きムンバイージブチ間の海上輸送費用。内陸輸送部分はアディスアベバー吉ブチ間の費用。ケニア及びウガンダの海上輸送費用はアジア諸国向けの平均。

出所：インタビューによる資料に基づき JICA 調査団作成。ケニア、ウガンダについては Shippers Council of East Africa (2014) “East Africa Logistics Performance Survey” のデータに基づき JICA 調査団作成。

ケニアと比較すると、内陸輸送代が高額になっている。また、海上輸送費の状況によっては、総合的に見て、港湾からの距離のより長いウガンダとほぼ同等かそれ以上の額になる（例：船会社から聴取した参考値では海上・陸上合わせて 6,000 ドルであった）。一部非常に安価なケースと高額なケースに差が見られるが（繊維とその他）、その差が後述のと通りの ESLSE ステータスの利用にあるのかは不明である。輸出に関しては、船会社の参考値は非常に低廉な額になっているが、コーヒー輸出業者へのインタビューでは 1 コンテナ当たり 1,000 ドルとの回答であった。

本表では輸送費のみを計上しているが、実際には、ジブチでのトランジット時の滞留費用等も発生する。

表 6-18 輸入にかかる時間

		医薬品 (ムンバイ)	繊維 (ムンバイ)	農業 (オランダ)	化学 (ムンバイ)	電線 (トルコ)	電線 (トルコ)	
エチオピア	海上輸送	15~25	-	30	15	15	15~20	
	内陸輸送	ジブチでのトランジット	-	-	0.5	15	5	0.5
		ジブチ〜アジス	15~20	10	30~60	3~4	2.5	3
		エチオピア通関		*	-	2~7	*	*
ケニア	モンバサー〜ナイロビ	15						
ウガンダ	モンバサー〜カンバラ	23						

* ESLSEを利用していない会社
保稅倉庫等の保有による自社敷地内通関、またはグリーンステータスによる検査なし通関
- 情報なし

単位は「日」

注：() 内積み地。

出所：インタビューによる資料に基づき JICA 調査団作成。ケニア、ウガンダについては Shippers Council of East Africa (2014) “East Africa Logistics Performance Survey” のデータに基づき JICA 調査団作成。

ムンバイからアディスアベバへの輸入を行うとすると、海上輸送、内陸輸送合わせて 30 日未満~90 日超の時間がかかる。うち、ジブチ到着後からエチオピアの通関を経るまでの時間は 10~60 日と幅がある。

ジブチでのトランジットに係る時間は、ESLSE を利用していない社で比較的短期であった。ジブチからアディスアベバへの内陸輸送時間も、非常に短いケースと 60 日近くのケースがあった。30~60 日と回答した社は、理由として内陸輸送用トラックの確保の課題を挙げている。しかし、通関を自社敷地内で実施している社では、場合によってはモンバサ・

ナイロビ間より短時間での輸入が可能ともいえる。

さらに、輸入にかかる時間の内訳では、物資の輸送に係る時間や各港湾や通関地点における滞留時間に先立ち、外貨割当に係る時間、特定の品目の輸入に係る輸入許可の取得も考慮する必要がある（6.2.3、6.2.5 参照）。

3) 航空物流の現状

エチオピアの航空貨物扱量は東アフリカの周辺国と比較して多い（表 4-8 参照）。国営のエチオピア航空は、アフリカ域内・域外を含め全体で貨物便が 50 都市以上に就航している、トランジットをせずに直行でアクセスできる地域の幅が広い。また、アフリカ域内との接続がよいことから、トランジット貨物の扱いが大きな割合を占める。

エチオピア航空によると、扱い品目としては、輸出では園芸作物、生鮮食品等が中心で、輸入、トランジット貨物では、エチオピアをはじめとするアフリカ諸国向けの様々な消費材や薬品が主な貨物となっている⁵²。

(2) 課題

輸出・輸入それぞれに指摘される課題は次のとおりである。

輸入における貨物の移動では、①積み地からジブチまでの時間、②ジブチにおけるトランジット手続き、③ジブチでの滞留、④エチオピアへの内陸輸送、⑤内陸の税関及びドライポートにおける通関処理、⑥通関地点からの国内輸送がある。それぞれについてのステップでコストと時間がかかる要素は、①物流業の効率性、②通関に係る行政手続き、③インフラの課題が指摘される。

エチオピアは輸入超過の状態のため、輸入貨物への物流需要が高い。他方、輸出貨物量が相対的に少ないことから、輸入貨物の輸送費は高額だが、輸出貨物の輸送費は安価となる。輸出に係る時間についても、輸入手続きで必要とされる申請書類用意、外貨の確保などの手間もなく、状況は比較的よいといえる。また、ESLSE を利用する義務は課されない。課題としては、国際物流だけでなく、①国内における物流網の未整備による時間とコスト、②コーヒー等換金作物に導入された ECX の影響から、取引の地方分散と買い付けにかかる時間、③品質管理の困難さ等の問題が挙げられる。①については、コーヒー輸出企業を例にとると、アディスアベバ・ジブチ間が 1 コンテナ当たり 1,000 ドルに対し、ECX のある地域からアディスアベバの倉庫まで搬入するのに 900 ドルかかり、負担となっていることが分かる⁵³。

⁵² エチオピア航空へのインタビューによる。

⁵³ 企業へのインタビューに基づく。

(3) 課題の分析

前項で挙げた課題のうち、通関に関する課題については、通関に係る項（6.3.2）で述べる。ここでは、特に、物流産業の規制と物流施設の課題、インフラ整備について述べる。

1) 物流業における民間セクター事業者参入制限

物流産業の機能向上のボトルネックとして民間参入への課題がある。まず、梱包、貨物利用運送事業（フォワーダー）、輸送業への外資の参入は認められていない⁵⁴。また、国内民間企業であっても MTS 事業オペレーター業務を請け負うことができない。1998 年には民間企業のフォワーダーの認可が開始され、エチオピア貨物利用運送事業者・船荷取扱業者協会（Ethiopian Freight Forwarders and Shipping Agents Association: EFFSAA）によると、現在 150 社程度が認可されていると見られているが、実質的に請け負うことができるのは、通関手続きの代行が中心となっている。フォワーダーの認可は、海事庁（Ethiopian Maritime Affairs Authority: EMAA）で能力認定（Capacity Recognition）を発出し、交通省が行う。認可を得ること自体は容易とのことだが、事業に携わる機会是非常に限られるため、業界全体の能力向上が阻害されていると考えられる。

また、物流施設の未発達が課題の一つとしてあげられるが、物流拠点として重要なドライポートの開発・運営管理は、法令で ESLSE の独占事業となっている。ドライポートはモジヨ、Semera、Dire Dawa、Mekele、Kombolcha の 5 カ所に設置されているが、国内で最大のドライポートであるモジヨ、MTS 及び MTS 以外の貨物も扱うアディスアベバ近郊のカリティにおいても、処理能力や施設整備状況に課題がある。

民間の持つコンテナ・フレイト・ステーション（Container Freight Station: CFS）のような設備はなく、輸入に関しては、通関後、国内消費地に向けた小規模の倉庫を持つ流通業者は存在するが、輸出に関しては、輸出業者それぞれが倉庫を持ち、そこでバラ積み、またはコンテナ輸送（産品による）の手配を行う。そのため、小口の貨物輸送サービスはないといってよい⁵⁵。

2) 国際複合物流システム(MTS)に係る課題

現状では、MTS が十分に発揮していると判断できないことは、既に前項で述べたとおりである。MTS 業務の非効率には、ESLSE の独占の問題がある⁵⁶。MTS では、一般、プロジェクト、Ro-Ro 船の各カーゴを全て国営企業である ESLSE の独占事業としている。ESLSE

⁵⁴ Council of Minister Regulation on Investment Incentives and Investment Areas Reserved for Domestic Investors (No.270/2012) 3 条(1)にて「Packing, Forwarding and Shipping Agency」はエチオピア国籍保持者のみに認可される業種の一つとされている。

⁵⁵ EFFSAA 等へのインタビューによる。

⁵⁶ 法令が未確認であるが、報道によると 2012 年の Directive により、ESLSE の独占を定めている（“Ethiopian Ministry of Transport Issues Multimodal Directive”（2011 年 12 月 27 日付 Addis Fortune 引用：<http://www.2merkato.com/news/business-proclamations-and-regulations/716-ethiopian-ministry-of-transport-issues-multimodal-directive>））。

は、Ethiopia Shipping Line、Ethiopian Maritime and Transit Service、Ethiopia Dry Port Service Enterprise の3社の合併により設立された。海運業では、13隻の自国船籍の船舶を有している。しかし、ESLSE 保有船が寄港する港湾はインド（ムンバイ）、UAE（Sharja）、中国（天津、上海）港に留まるため、その他多くの港湾は国際的な民間船会社への委託により運営している。輸入における ESLSE のシェアは、ドライカーゴで40%程度。液体バルク（Liquid Bulk）は20～25%、一般コンテナカーゴが80%のシェアとなっている⁵⁷。

ESLSE 寄港地へのサービスの場合、ESLSE の利用が義務づけられている。複数の企業から指摘された課題として、ESLSE 保有船の積載量が限られること、政府調達を優先するため、スケジュールが不確実なことなどから、積み込みまでに待たされることがある。また、内陸輸送のトラックに関しても、ESLSE の保有トレーラー台数は限られるため、民間トラック業者に委託を行う。

輸入原材料を使った国内市場向け産業では、外貨割当にかかる時間も含め、輸入のリードタイムが長く、かつ不確実なため、原材料の在庫を多く抱える必要がある。そのため、生産計画、在庫調整等の困難が生じる。原材料を輸入に頼る企業では、原材料の在庫を半年程度保有している会社もあった。

他方、優先産業の大手は ESLSE の利用が免除されている。また、重量の大きな貨物については、ESLSE がトラックの手配をあまり引き受けがらないため、こうしたこうした貨物を利用する社はユニモーダルでの輸入を行っている。

3) 航空貨物利用による産業振興のボトルネック

航空貨物の扱い量に対し、貨物ターミナルの混雑が課題となっている。このため、エチオピア航空ではカーゴターミナル拡張工事を急いでいる。しかし、現在アディスアベバ空港周辺では倉庫他、物流関連の施設は未発達である。空港を利用する生鮮品（花卉、野菜・果物、食肉等）の業者はそれぞれ冷蔵車両を所有し、農場、工場で積み込みを行った後、空港内のエチオピア航空所有のカーゴターミナルに搬送される⁵⁸。航空輸送力の経済効果を十分に享受し、効率的で質の高い物流・サービス産業の成長はまだ十分に発現していないといえる。

(4) エチオピア政府による改善の取組み・ドナー支援

1) 国家物流戦略の策定

エチオピア政府は国連開発計画（United Nation Development Plan: UNDP）の支援により「国家物流戦略」（National Logistics Strategy）を作成している。また、この戦略開始に先立ち、National Logistics Council を設置し、副首相を議長、EMAA を事務局に、戦略に関する政府

⁵⁷ ESLSE へのインタビューに基づく。

⁵⁸ エチオピア航空、花卉農家へのインタビューによる。

内及び関係者との調整を開始している⁵⁹。

国家物流戦略の柱は下記のとおり⁶⁰。

- 制度能力向上・人材育成(ハイレベルでの調整、国家物流評議会の設置、政策実施に向けた人材育成)
- 適切な ICT の導入(シングル・ウィンドウ)
- 貿易金融⁶¹
- インフラの整備
- 制度構築と貿易促進
- 輸出に係る物流の改善
- 生産に係るネットワークの構築
- 流通網整備

同戦略では、特にサプライチェーンと流通全体を見渡した効率的な物流網の構築について、重視し、ドライポート、CFS、倉庫業等、物流に係るソフト及びハードインフラの整備について方針を打ち出す。また、インフラ整備においては、現在ジブチに大きく頼る内陸物流について、ケニア、スーダン等周辺国の港湾に接続するインフラ整備についても視野に入れる。

国家物流戦略の承認とともに、優先順位が示されると想定されるが、ドライポート開発・運営、鉄道開発に係る物流網整備のハード整備や、関係機関、物流に係る国内民間セクターの能力向上の必要性が指摘されると考えられる。戦略策定に関わった UNDP を始め、貿易物流支援を行うドナー機関についても、支援の方向性の検討が開始されている。国家物流戦略では、サプライチェーンに沿った物流施設の拡充の必要性について取り上げる。

国家物流戦略の詳細については、調査時点では明らかにされていないが、サプライチェーンと流通を見渡した物流網の構築においては、原材料生産地、加工を行う産業集積、輸出・国内物流といった、市場アクセスにおいて、特にキーとなる地点を結ぶルート、及びその結節点となるハブ・ノードにおけるインフラ整備、行政及び民間の物流サービスの能力向上が重要となる。例えば、原材料を輸入、または調達し、国内で加工する場合、調達に係る品質、コスト、調達に係る時間に関して、物流サービスのユーザーとなる民間製造業、卸売り・小売等商業者が求めるニーズに合わせた体制の構築が必要となると考えられる。輸入に関しては、①陸送における効率的で安価な輸送の実現、②各輸送モード間の積み替え等のスムーズなオペレーション、③サービスの質の向上に向けた民間セクターを含む運輸産業全体の能力向上、④認証、通関等貿易に係る諸手続における制度面での効率向上、⑤輸送に係る結節点、重要な産業集積等における内陸コンテナデポ (Inland Container Depot)、倉庫等物流施設の充実、⑤国内における道路等インフラ整備が重要となる。また、

⁵⁹ EMAA、UNDP へのインタビューによる。

⁶⁰ EMAA へのインタビューによる。

⁶¹ EMAA によると、国際物流の停滞の大きな要因として、外貨と資金不足に起因する金融セクターの現状が物流に影響を及ぼしている。そのため、NBE を入れての対応を検討しているとのことであった。

生鮮品の流通を可能とするコールドチェーンの充実や小口輸送、ハブやノードから顧客の敷地までのラストマイルの輸送を可能とする物流サービス提供に向け、積極的な民間セクター振興を進める必要もあることが指摘される。

短期的には、インフラ整備が進む鉄道を含めた形の MTS、航空貨物と道路輸送の結節点、工業地域等経済的な重要性の高い地域を結ぶのハードインフラ整備と運営管理能力向上の必要が生じる増すと考えられる。

2) 鉄道輸送開始と国内物流網整備

鉄道建設は物流網整備の重要な施策として進められてきた。ジブチ・エチオピア間の鉄道開通に伴い、物資の大量輸送の実現、ジブチ港における滞留の軽減、物流価格の低減などの影響が期待される。一方、鉄道輸送の効率性は鉄道駅と最終的な貨物搬入先までの接続によって左右される。そのため、港湾、鉄道と道路の接続性、インフラ整備が肝要となる。鉄道を含めた MTS の対応については、エチオピア鉄道公社 (Ethiopian Railway Corporation) が中心となって関係機関との調整を開始している。当面はモジョが通関拠点となると考えられるが、併せてアディスアベバ近郊に貨物ターミナル建設を計画している⁶²。他方、これまで輸出品はバラ積み状態で輸送し、バンニングをジブチで行っている場合も多かった⁶³。しかし、鉄道貨物輸送では、コンテナへの積み込みが必要になるため、こうした業務を実施するスペースや業者の確保も必要となってくる⁶⁴。

3) 貿易・物流に係る行政手続きの簡素化

ICT の導入による各種手続き簡素化は、国家物流戦略の施策分野の一つである。IFC 他複数のドナーによる Investment Climate Program により、シングル・ウィンドーの導入による国境における物流、人の移動等に伴う手続きの一括化、自動化を進めている。

4) 民間セクターへの門戸開放検討

ドライポート運営、フォワーダー業務等への民間セクター参入とその方法の検討を開始している。今後の進め方については、上記物流戦略の一般公開とハイレベルの協議結果を待つことになると考えられる。

⁶² ERCA へのインタビューによる。

⁶³ Ethiopia Pulse, Oil Seeds and Spices Processors and Exporters Association へのヒアリングによると、多くの産品は袋詰めされた状態でトラックの荷台に積み、バンニングをジブチで行う。他方、コーヒー輸出業者ではバンニングやパッキングを行う倉庫で実施するとのことで、業者の規模等や産品の差もあることが考えられる。

⁶⁴ ERC へのインタビューでは、鉄道事業に関連するフォワーダー業務、各拠点駅前及び周辺開発、物流施設整備について外国資本の参加に期待している旨発言があった。現行投資法では、物流関連事業への外国資本参入が禁止されているが、鉄道開発に係る物流業に対するエチオピア政府の対応について注視する必要がある。

6.3.2 通関

(1) 輸出入に係る通関手続きの概要

輸出入における物流と通関含む手続きの流れは前項で述べたとおりである。本項では、通関手続きの概要と現状について整理する。

エチオピアへの輸入申請に必要な書類は下記のとおりである。参考としてケニア及び東南アジア諸国の事例と比較した。基本的な必要書式は特に変わらないが、各種ライセンスや銀行による許可等の提出資料が付加されている。エチオピア含む以下全ての国で電子申告が可能となっている。しかし、エチオピアでは、提出はハードコピーが必要であり、以下に述べる保税等のステータスを持たない場合は、通関業者等を通じた処理が求められる。

表 6-19 輸入通関手続きに当たっての必要書類

エチオピア	ケニア	ベトナム	インドネシア	タイ
①輸入申告書、②船荷証券(B/L)または航空貨物運送状(Air Way Bill)、③梱包明細書、④コマーシャル・インボイス、⑤Bank Permit、⑥原産地証明(以上、Customs Proclamationに明記、以下、その他必要書類)、⑦保険証書、⑧トランジット許可(内陸輸送の場合)、⑨輸入許可書類(必要に応じ)、⑩投資、ビジネス・ライセンスの写し(免税の権利を有する場合)	①輸入申告書(IDF)、②コマーシャル・インボイス、③船荷証券(B/L)または航空貨物運送状(Air Way Bill)、④品質認証(Certificate of Conformity) ⑤関連機関からの品質認証(植物、医薬等)	①輸入申告書、②コマーシャル・インボイス、③購買契約、④梱包明細書(別途事前に輸入許可が必要)	①輸入申告書、②コマーシャル・インボイス、③船荷証券(B/L)または航空貨物運送状(Air Way Bill)、④輸入許可書類(必要な場合)	①税関申告書(E-Customより記入)、②船荷証券(B/L)もしくは航空貨物運送状(Air Way Bill)、③コマーシャル・インボイス、④梱包明細書、⑤原産地証明書(必要な場合)、⑥輸入ライセンス(必要な場合)

注：ESLSEの資料によると、この他TIN、VAT登録に関する証明書も必要とされている。

出所：エチオピア：Customs Proclamation No.859/2014、ERCAへのインタビュー、ケニア：Government of Kenya (2006) "Handbook on Importing and Exporting"、運送業者資料、ベトナム、インドネシア、タイ：JETRO (2013) "ASEAN・メコン地域の最新物流、通関事情"。

税関ではリスク・マネジメントとして、輸入貨物をグリーン、ブルー、イエロー、レッドの4ラインに分類している。判断基準は、業者及び品目双方のリスクを考慮する。

表 6-20 エチオピアにおける通関分類

分類	概要
グリーン	品目、輸入業者の実績での判断。同じ業者であっても、品目によっては適用外となる。
ブルー	事後調査の対象とする。Authorized Economic Operator (AEO) のステータスを持つ
イエロー	書類検査の実施。別途輸入許可を要する品目の場合、その許可証(例:医薬品、医療用品等の場合 FMHACA 許可)、品質認証等)
レッド	書類及び現物検査の実施。

出所：ERCA へのインタビュー

ERCA へのインタビューによると、現在通関件数の約 10%がグリーンまたはブルー、40～45%がレッドとなっている。また、グリーンであっても、事後調査を受ける場合があることが確認されている。また、レッドについては、貨物の 20%をサンプルとして検査している⁶⁵。

(2) 関税に係る制度と枠組み

関税に関する布告は 2014 年の法改正で、「関税に関する布告」(Customs Proclamation No. 859/2014) を制定し、近代的な関税に係る法的な枠組みを整備した。これに先立ち、関税に関する行政機構は、2007 年に実施された BPR により、ERCA 全体の組織、関連機関との役割分担の明確化、関税と他の歳入業務を行う機関との合併が実施され、大幅な組織改編が行われた。また、業務実施に係る作業手順の標準化等についての課題が指摘され、輸入業者の満足度、手続きに係る標準時間等の提案がなされた⁶⁶。

「関税に関する布告」(No.859/2014) の主な内容は下記のとおりである。

表 6-21 エチオピアの関税に関する布告の構成

	タイトル	主な内容と該当部分
Part One, Two	General, Principles of Customs Operation	定義、原則等
Part Three	Customs Procedure	申告(Chapter1)、通関手続き(Chapter 3)、税関倉庫における手続き(Chapter 8)、輸出加工等に関する関税手続き(Chapter 9)、電子通関手続き(Chapter 12)、関税手続きの簡素化(Chapter 13)、
Part Four	Customs Duties and Tax	関税額評価(Chapter 1)、関税分類(Chapter 2)、事後調査(Chapter 3)、免税措置(Chapter 7)
Part Six	Customs Control and Law Enforcement	ERCA 及び関係者の権限と義務(Chapter 1&2)、苦情処理(Chapter 3)
Part Eight	Miscellaneous	税関及び保税倉庫設置に関する事項

出所：Proclamation No.859/2014。

他方、新法施行に向けた重要な実施規則についてはまだ全てが整っていない状況でもあ

⁶⁵ ERCA へのインタビューによる。

⁶⁶ Tsegaye Teklu, Negus, Endris (2011) "The Impact of Border Clearance Procedures on the Cost of Doing Business in Ethiopia" Private Sector Development Hub/Addis Ababa Chamber of Commerce and Sectoral Associations.

る。また、下述の AEO 制度等、各種関税手続きについては、通達が作成されているが、英訳は一部にとどまるため、世銀の支援を受けて、通関、許認可、投資に関する民間業者向けのガイドブックを作成する予定となっていて、この中で英訳を行う予定となっている。

1) 関税手続き簡素化に向けた取り組み

関税手続きの簡素化に向けたいくつかの政策が実施されている。リスク・マネジメントに基づき、グリーンステータスを有する企業の通関処理は簡素化されている。また、下記の制度が導入されている。

<AEO 制度>

AEO 制度は、2008 年に制度が確立され、2010 年から実施されているもので、優先通関、認定業者敷地内における書類での処理、サンプルに対する事後調査を行うことで、通関の簡素化を図る制度である⁶⁷。現行の関税に関する布告 (No.859/2014) での扱いについては未確認であるが、「AEO に対する簡素化された通関手続に関する通達」(Directive Providing Simplified Customs Procedures Applicable for Authorized Economic Operators No.65/2011) では、主に輸入における通関手続きの簡素化について説明している。これによると、AEO 制度による通関手続きでは、まず、①簡略輸入申告書 (AO7)、②申告用書類のコピー、③船会社か銀行によるリリースレターを提出し、自己評価額の申告額を支払う。貨物は自動的に「ブルー」として処理され、貨物の引き渡しから 30 日以内に必要書類の正通で申告を行う。現在、製造業、輸出業者、通関業者等 31 社が AEO 認定を受けている⁶⁸。

<保税施設設置>

輸出促進に向けた政策として、保税ステータスの取得がある。布告 No.768/2012 Revised Export Trade Duty Incentive Scheme Establishment Proclamation では保税輸出工場スキーム (Bonded Export Factory Scheme)、保税製造工場スキーム (Bonded Manufacturing Factory Scheme)、保税インプットサプライ倉庫スキーム (Bonded Input Supply Warehouse Scheme) について規定している。いずれも、工業省による資格要件、ERCA による施設要件に基づき、許可を与えるもので、各敷地内での通関手続きが可能となっている。同布告では工業団地スキーム (Industrial Zone Scheme) についても言及し、ゾーン内での通関処理を可能とすることが明記されている (詳細については、5.5.3 参照)。

(3) 課題

モジョ・ドライポートでは、通関に係る時間はグリーン、ブルーで 30~40 分、イエロー

⁶⁷ ERCA AEO Brochure 2012。

⁶⁸ ERCA へのインタビューによる。

で半日、レッドで 2.5 日程度ということだった⁶⁹。しかし、輸入に係る通関では、グリーン
のステータスを持たない企業への面談によると、2、3 日程度から最長で 3 カ月ほどの回答
もあった。遅延の原因は、ドライポートにおける通関処理能力、評価額修正が挙げられた。

1) 通関処理能力とインフラ

アディスアベバ周辺への MTS によるコンテナ貨物が多く搬入されるモジョ・ドライポー
トでは、一日に 275TEU (20 フィートコンテナ単位) の貨物が搬入されるが、税関では 180
~200TEU の処理能力であり、処理が追いつかない状況となっている。スキャンの機材等も
搬入されているものの、税関倉庫の建屋建設が追いつかないため、設置・稼働に至ってい
ない。また、品質の変化しやすい食品等については優先的な処理を行うとしているが、施
設が十分に整備されているわけではないため、扱いに大きな懸念がある⁷⁰。

また、ドライポートには、通関後別途対応の必要な食品薬品衛生管理庁 (Food Medicine
Health Care Administration Authority: FMHCA)、農業農村開発省等の事務所が設置されてい
るが、品質確認等のラボラトリーが併設されているわけではないため、必要があればアディ
スアベバにサンプルを送って検査することになる。

2) リスク・マネジメント

ERCA ではインドをベンチマークしたリスク・マネジメントの制度を導入している。しか
し、インフラ整備の進捗に比して、依然高い割合の案件がレッドとして処理されている。
ERCA ではレッドの割合を最終的には 20%程度にするとしている。

3) 評価額に関する修正要求

関税の評価額についての調整について、課題を指摘する企業も多かった。なお、グリー
ンのステータスを持っていても、品目によってはレッドと見なされるため、その場合は審
査を受ける必要がある。

ERCA ではインドの方式を導入した関税評価を行っているとし、関税に関する布告上は、
特段の条件がない場合や、取引価格での課税が原則となっている。過去 3 カ月以内に輸入
された同一仕様の製品のインボイス価格を基準額とし、ここから 10%の乖離がある場合に
他のデータを当たった上で、修正を求める。

しかし、修正の要請があった場合の証明は非常に困難であることが複数の企業で指摘さ
れている。法律上、不服申立てを行うことは可能になっているが、実際には受け入れられ
るのが非常に難しい。「関税に関する布告」No. 859/2014 の 152 条以下では不服申立てに関
する機能の設置等の規則を定めている。他方、本布告では、ERCA における不服申立委員会

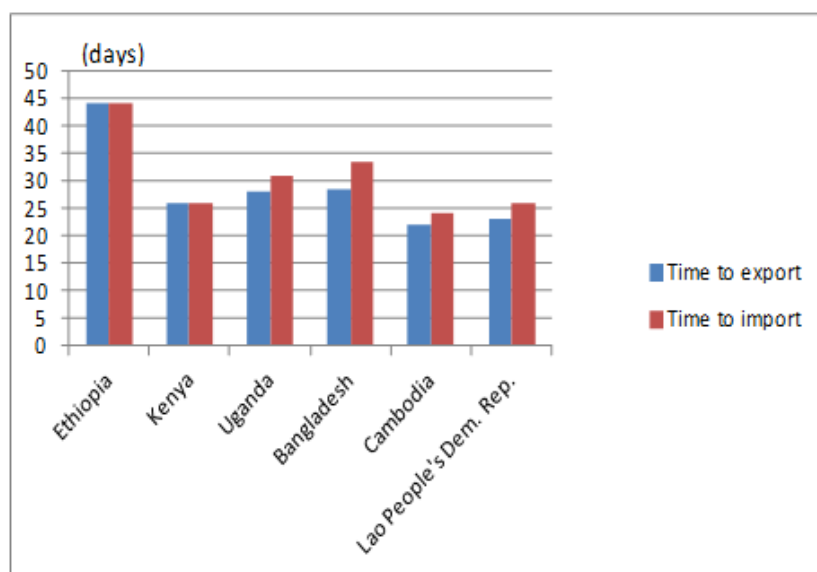
⁶⁹ ERCA モジョ・ドライポートへのインタビューに基づく。

⁷⁰ 同上及び ESLSE モジョ・ドライポート・ターミナルへのインタビューに基づく。

で決着を見なかった場合、税務不服申立委員会（Tax Appeal Commission）への上訴を可能としているが、この場合、一旦全ての関税を支払うことが条件となっている。

4) 手続きの煩雑さ

エチオピアへの輸入における書式が周辺国やアジア諸国と比較して多いことは前述のとおりであるが、必要書式の多さは、貿易手続きにおけるリードタイムに反映される。このうち、外貨割当については、(2) で述べたとおりである。世銀グループの作成している Doing Business の貿易（「Trading Across Borders」）指標では、書類の準備、通関、内陸輸送部分の時間について比較している（下図参照）。



出所：World Bank、Doing Business 2015 に基づき JICA 調査団作成⁷¹。

図 6-9 輸出入に係るリードタイム

(4) エチオピア政府による改善の取組み・ドナー支援

上記のような通関に関わる課題については、新しい「関税に関する布告」の施行に向けた法令の整備、手続きの簡素化の点から取り組みがなされてきた。通関業務の効率化では、下記のとおり関税に関する制度構築と改革が進められている。他方、鉄道開通においては、物流とそれに伴う通関処理の流れの構築が求められる。こうした制度整備については、一部ドナー支援を受けて着手されている部分もあり、制度構築の流れの中で、更に組織能力強化等のニーズが明確化していく可能性もある。

通関処理の現場における課題には、効率的な制度運用を可能とする人材確保と育成がある。しかし、現在給与体系等の課題により離職率が高いことから、性急な支援での効果は限定される可能性があり、十分な対応ができていない。

⁷¹ 最新の Doing Business 2015 では、近接港から当該国主要都市間の輸送時間を調査していたのに対し、Doing Business 2016 では、国境、または国内のドライポート等から主要都市間についてのみ計測しているため、より長い範囲での所要時間を類推できる近接港からの内陸輸送に係る時間が計測できる旧データを利用した。

1) 関税に係る法令の整備

IFC と複数のドナーによる Investment Climate Program では、投資環境整備に向けた取り組みの一環として、トランジット、関税評価、事前教示制度、電子申告・支払いサービスの許認可、違反措置への罰則等重要な点についての実施に向けた手続きを定めた通達作成支援を行っている。

2) 手続きの簡素化と合理化に向けたシステムの導入

上記 IFC 等による Investment Climate Program では、ERCA における通関に関する手続きのマニュアル化を進めている。併せて、物流の項でも述べたとおり、輸出入に関わるシングル・ウィンドーの設置に向けた支援を行っている。

また、通関システムについては、既存のオンラインシステムである Asycuda++ の更新を EU が支援している。新規のシステムでは、現在の旧式のジブチのシステムとの相互乗り入れが可能になるほか、現在手動で対応を行ってきた輸出振興インセンティブの手続きへの対応についても視野に入れている⁷²。

6.3.3 電力

(1) エチオピアの電力供給の現状

エチオピアの電力需要は最近数年で急速に伸張してきた。2002 年に 1,595GWh だった消費量は、2012 年には 4,069GWh に伸びている。また、産業用も低電圧、高電圧双方、それぞれ契約者が 7,959 件、96 件から 2012 年には 21,071 件、163 件に伸びている⁷³。電力価格については、低価格に抑えられているものの、電力の質については既に第 4 章で述べたとおり、課題が指摘されている。

エチオピアの発電量は 2002 年の 1,784GWh から 2011 年には 4,954GWh となり、大幅に発電能力を向上しているものの、今後 2037 年までの電力需要は、2012 年のベースである 6,425GWh から 111,388GWh に伸びると予想される。全電化プログラム (Universal Electric Access Programme) を背景に、家庭用の電力需要が大幅に増加してきた。発電の主力となっている水力、今後開発を進める地熱だけでなく、風力、太陽光、バイオマス、廃棄物等の再生可能エネルギー、火力の活用⁷⁴の必要性がある。

国内の電力アクセスについては、GTP-II の 2014/15 年のベースラインでは 60% となっていて、2019/20 年には 90% を目指すとしている。他方、国内の電化だけでなく、EAPP を通じた東アフリカ諸国への余剰電力の輸出、エチオピア-ケニア電力ハイウェイプロジェクトの開始によるケニアへの送電線建設など、国際的な電力輸出に向けて取り決めが結ばれ

⁷² ERCA へのインタビューによる。

⁷³ EEPCo (2013) "Ethiopia Power System Expansion Master Plan Study".

⁷⁴ JICA/日本工営/地熱エンジニアリング/住鉱資源開発 (2015) 「エチオピア国全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート」。

ている（第4章表4-3参照）。

エチオピアの電力アクセスについて、世銀グループによる「Doing Business 2016」では、下記のとおり評価している⁷⁵。

表 6-22 電力供給を受ける際の時間とコスト比較

	エチオピア	ケニア	カンボジア	ベトナム	サブサハラアフリカ
手続き（数）	4	4	4	6	5.4
時間（日）	95	110	179	59	130.1
コスト（一人当たりGPDに対する割合、%）	1414.9	732.3	2336.1	1322.6	4075.6

注：コストは電力料金ではなく、電力契約を締結し、供給を開始するために必要な書類の手配、資機材購入、工事費等の合計。

出所：世銀 Doing Business 2016。

同調査におけるエチオピアの電力アクセスに関する評価は、全調査国中 129 位となっているが、サブサハラの現状と比較すると、非常に悪いというわけでもない。しかし、電力接続におけるコストは、ケニアと比較して負担が大きい。

(2) 電力事業における民間参入の現状

電力セクターにおける民間参入については、投資に関する布告により、国家統合グリッドシステム（National Integrated Grid System）における電力の送配電については政府の専業としている⁷⁶。この分野においての民間の関与としては、発電から送配電までを手がけていた EEPCo を分割し、送配電を担うことになった EEU が設立されたことに伴い、2013 年にインド企業とのマネジメントコントラクト契約を結んだことが挙げられる。同契約は 2 年半で 3,200 万ドルの契約となっていた⁷⁷。

発電事業については、上記の分割に伴い、国営企業のエチオピア電力（Ethiopian Electric Power: EEP）が担っている⁷⁸。独立系発電事業者（Independent Power Producer: IPP）による発電事業では、地熱の分野で準備が進められている。地熱開発に向けたエチオピア国内 3 地点の調査ライセンスを取得したアイスランド企業・レイキャビク・ジオサーマル社（Reykjavik Geothermal Ltd: RG）は、2013 年に 3 箇所のうちの一つである Corbetti の開発に向けて電気販売契約（Power Purchase Agreement: PPA）の基本的な合意事項（Head of Term PPA: HoTPPA）を当時の EEPCo（現 EEP）と締結した。2015 年 7 月には固定買取り価格を含む PPA が EEP と Corbetti Geothermal Company との間で結ばれたと報道がされた⁷⁹。

⁷⁵ 実際の順位は、手続き、時間、コストの他、2016 年から電力供給の電力料金の透明性、実際の 1kWh 当たりの電力料金額を基に算出される複合指数で合計を算出される。

⁷⁶ EIC (2015) Invest in Ethiopia: An Investment Guide to Ethiopia 2015, Regulation of Council of Ministers No.84/2003。

⁷⁷ JICA/日本工営/地熱エンジニアリング/住鉱資源開発(2015)。

⁷⁸ 具体的には、33kV 以上の高電圧を送電、33kV 以下の中、及び低電圧を配電としている (Proclamation on Energy, No.810/2013)。

⁷⁹ 地熱発電に係る探査、試掘等を担う鉱業省傘下の Geological Survey of Ethiopia (GSE)へのインタビューによる

また、発電に関しては、資機材の採用や技術提携などによる市場参入が見られる分野もある。廃棄物発電の分野で旧 EEPCo と Cambridge Industries 社がターンキー契約を締結している。

(3) 課題

電力セクターにおける課題は、電力供給に関する課題と外国民間投資参入に関する制度課題に分けられる。既に電力供給を受けている企業からは電力の顕著な課題として、特に質的な問題が指摘されている。頻発する停電による生産性の低下、機材へのダメージ、機材ダメージを想定した在庫の確保などがインタビューを行ったほとんどの企業から挙げられている。停電の原因は変電所、送電線等配電設備の老朽化が原因とされる⁸⁰。

他方、外国民間投資参入については、上述のとおり、国家統合グリッドに対する送配電については、政府独占と規定されている。他方、オフグリッドにおける送配電についてはこの限りではない。同公社がライセンスの発出・更新、Certificate of Competency の発出の権限を持つ。また、系統向け電力料金について、Council of Minister へ答申を行うことができるが、オフグリッドについては、料金を規制・承認する権限を持つ⁸¹。また、発電、送配電全体の民間参入に向けた許認可に向けた手続きについては、旧「電力に関する布告」(Proclamation Relating Electricity No.86/1997) に基づいた「電力運営に係る規則」(Electricity Operations Council of Minister Regulation No.86/1997) が制定されている。2013年に制定された新しい「エネルギーに関する布告」(Proclamation on Energy No.810/2013) でも、電力セクターへの投資は、EEA が管理することを定めている。また、地熱に関しては、地熱に関する布告が2015年12月を目処に成立予定で、地熱の開発・発電、官民連携、IPPに関する参入要件、売電価格の設定などについて定めるための根拠法となることが想定される⁸²。

このような法整備の一方で、特に重要な点として、政府が進める電化政策と低廉に押さえられている消費者向け電力価格の固定の課題がある。発電価格に比して消費者への価格が低廉に押さえられているため、発電コストに見合った電力料金設定が難しい⁸³。

(4) 現状の取り組み

電力セクターでは、政府の掲げる電力セクター政策のもと、多くの機関が協力を行っている。発電分野では、建設中の大型水力発電所建設のほか、他の再生可能エネルギー開発

と、実際には買取価格について合意が得られていないため、契約締結はされていないとのこと。また、8月時点のEEAへのインタビューによると、PPAの承認はEEAの権限であり、承認を受ける必要があるが、EEAへの提出は完了していなかった。

⁸⁰ JICA/日本工営/地熱エンジニアリング/住鉱資源開発(2015)エチオピア国全国地熱発電開発マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート。

⁸¹ Proclamation on Energy, No.12/2013。

⁸² GSE へのインタビューによる。

⁸³ JICAによる地熱マスタープランの経済分析では、調査時点(2013年)の平均電気料金をみやすためには民間金融機関による融資では採算が合わないことを指摘している。

も進められている。特に、地熱の分野では、日本を始め世銀、IFC、USAID 等、複数のドナーが資金援助、技術協力や民間セクター参入に向けた制度構築、入札・調達支援など、多岐にわたって実施している。

送配電に係る取り組みでは、組織構築や AfDB では送配電に関わる設備更新の支援を行っている。また、世銀では、EEP に対する能力向上支援を行っている。また、USAID は、Power Africa の枠組みで東アフリカ諸国における電力アクセス向上に向けた取り組みを行っている。

第7章 エチオピア国の投資促進機関と機能等に係る分析

7.1. 投資促進に係る関係機関と役割分担

エチオピアには投資促進機関として、EIC、地方投資事務所、IPDC の3つがある。OECD のPFIによると投資促進機関に求められる役割は、① 広報活動、② 投資誘致、③ 投資家へのサービス、④ 政策提言の4つであるとされており、エチオピアでは下表のとおり役割分担されている。

表 7-1 投資促進機関の役割分担

投資促進機関の役割	対外国投資家	対国内投資家	対工業団地入居企業
広報活動	EIC	地方投資事務所	IPDC
誘致活動	EIC	地方投資事務所	IPDC
投資家へのサービス	EIC	地方投資事務所/EIC	IPDC/EIC
政策提言	EIC	地方投資事務所	EIC

出所：EIC、IPDC、オロミア州投資事務所へのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

上記のうち、複数機関が担当している工業団地開発・運営と投資家へのサービス（許認可手続き支援）に関する役割分担を以下に述べる。

7.1.1 工業団地開発に関する役割分担

工業団地については、下表のとおり、EIC が工業団地開発の規制・監理、及び各種許認可業務を行い、IPDC が各工業団地の開発、運営を担当することになっている。なお、工業団地入居企業への許認可に関し、EIC は各工業団地内に OSS を設置し、そこに関連省庁（ERCA、環境省など）から職員を派遣することで、操業に必要な許認可は全てこの OSS で承認できるようにする予定である。但し、工業団地内における EIC 及び IPDC の具体的な業務を規定する規則はまだ施行されていないので、今後も動向を注視する必要がある⁸⁴。

なお、工業省が工業団地内で勤務する人向けに技術やマーケティング等に関する技術の普及や研修を行う予定となっており、当該業務に関する工業省の役割・所掌が規定される規則も現在作成中である。また世銀では、工業団地の各入居企業が必要とするスキル・知識に基づき、テーラーメイドの技術支援（customized training）を提供する体制の構築支援を行っており、全セクター共通の労働倫理、勤務態度、報・連・相、5S などの「ソフト」部分のカリキュラム支援の他、企業からの依頼に応じて工業省傘下の TIDI や LIDI を通じた技術的な研修も検討する。

⁸⁴ IPDC によると、IPDC に関する規則は 2015 年末までに完成予定とのことであったが、本報告書作成時には完成していない。EIC に関する規則の策定も同様。

表 7-2 工業団地開発に係る役割分担

工業団地開発に係る業務	EIC	IPDC
国全体の工業団地開発計画	○	
工業団地の規制・監理	○	
工業団地デベロッパー/オペレーターの許認可	○	
工業団地の開発業務		○
工業団地入居企業の許認可	○	
工業団地の運營業務		○

注：開発業務及び運營業務については、IPDCはEICの承認を得たうえでかかる権限を民間企業に委譲することができる。

出所：EIC及びIPDCへのヒアリングに基づきJICA調査団作成。

7.1.2 投資許認可手続きに関する役割分担

下表のとおり、地方投資事務所は主に国内投資家に対して、EICは海外投資家に対して、投資許認可手続きを行う。但し、連邦政府管轄セクター⁸⁵に対する投資については、国内投資家であってもEICで許認可手続きを進める必要がある。また、電力及び航空セクターに対する海外投資については、それぞれEEA、エチオピア民間航空局（Ethiopian Civil Aviation Authority：ECAA）が許認可手続きを行うが、許認可状況について当該機関からEICに報告義務がある。なお、鉱業セクターに対する投資については鉱業省が許認可を行っており、EICは鉱業セクターへの投資に関しての情報を持っていない。

表 7-3 許認可手続きに係る担当機関

投資家	セクター	許認可担当機関
国内	連邦政府管轄セクター	EIC
	その他	地方投資事務所
海外	鉱業	鉱業省
	電力	EEA
	航空	ECAA
	その他	EIC

出所：EICからのヒアリングに基づきJICA調査団作成。

なお、地方投資事務所は国内投資家に対しての各種業務提供を行っている機関となるため、主に外国投資に関する情報収集を行う本報告書では、以下、主にEICについて組織概要と機能、活動等について状況を概観する。さらに、工業団地開発に関する現状及びIPDCの組織・機能について纏める。

7.2. エチオピア投資促進委員会（EIC）の組織・機能

7.2.1 EICの設立根拠・権限

第5章で述べたように、2012年公布の「投資に関する布告」（Investment Proclamation No. 769/2012）の中で、持続可能な社会的、経済的開発を通してエチオピア国民の生活水準を向上させることを目的に投資促進を進めるべきであるとし、その実施機関として、EIAと地方

⁸⁵ 高等教育、病院、ツアー業務など州を越えて行う業務が発生するセクター。

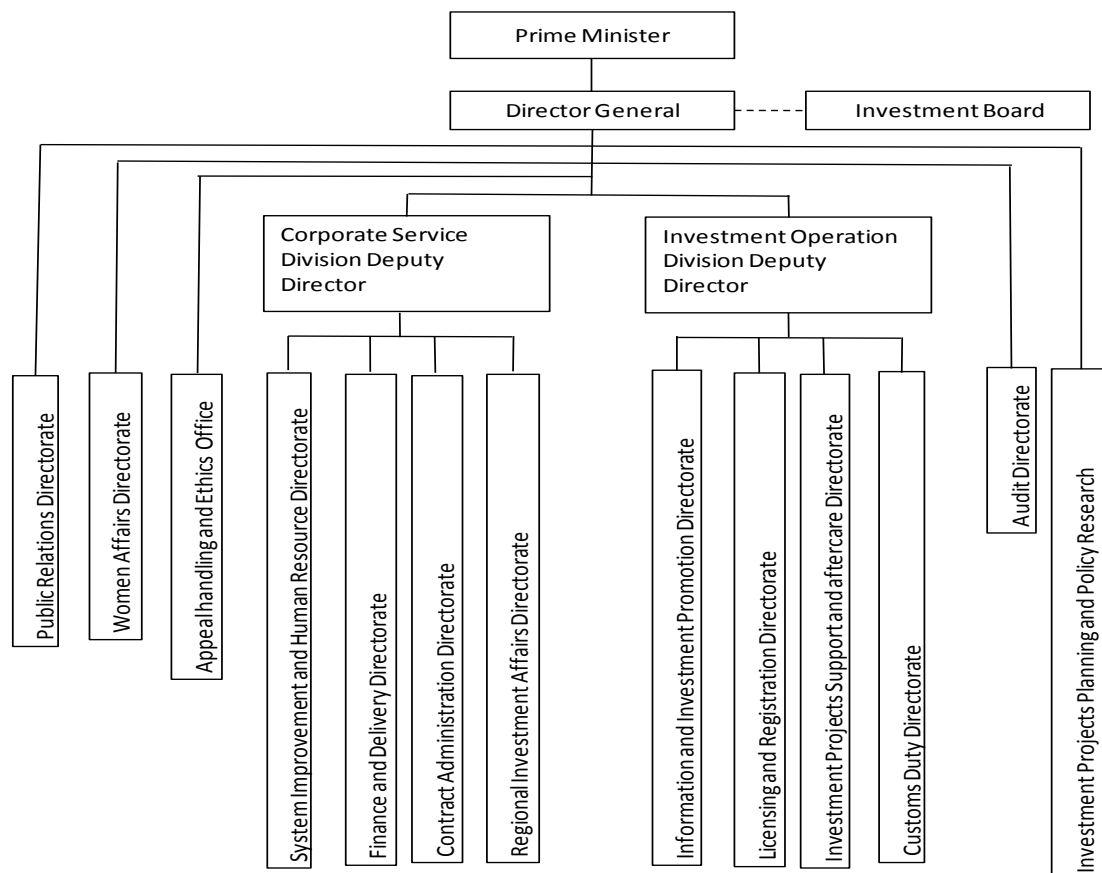
投資機関（regional investment organs、具体的には各州にある投資事務所（Regional Investment Office）がそれにあたる）が設立された。その後 2014 年公布の「投資に関する布告」（改正）（Investment (Amendment) Proclamation, No. 849/2014）で、EIA は EIC とその名称を変え、首相を議長とする EIB を最高決定機関とすることとなった。それに伴い、管轄も工業省から首相直轄になった。

また、その後の 2014 年の「投資改正に関する布告」（Investment (Amendment) Proclamation, No.849/2014）で、EIC は SEZ や工業団地、テクノパーク、EPZ、FTZ 等の工業開発地区についての監督も行うとともに、当該地区の縮小・拡大についてもその決断を担うとしている。

7.2.2 EIC の組織体制

(1) 現状の組織体制

EIC は現在、下図のとおり事務局長（Director General: DG）をトップとして、DG が直接管理・監督する局が 5 つ、Division Deputy Director を通して管理・監督する局が 8 つある。各局の下には課（Team）が置かれており、課の中には更にその下に Unit を設置しているところもある。



出所：EIC からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

図 7-1 EIC 組織図 (2015 年 11 月現在)

表 7-4 EIC の課名一覧表

局名/課名	主な職掌
Investment Projects Plannig and Policy Research Directorate	
1. Plan Preparation and Evaluation Team 2. Project Planning and Monitoring and Evaluation Team 3. Policy Research Team	<ul style="list-style-type: none"> 競争力のある投資政策の作成、調査の実施 投資活動を進捗/拡大を阻害している法律/手続きについての調査分析 外国投資がエチオピアに及ぼす経済的、社会的重要性についての定期的な調査 投資機会、政府の経済政策・戦略に基づく優先セクターについての調査分析 投資プロジェクトプロファイルの作成、更新 EIC の戦略、年間計画、行動計画予算の作成、及び進捗状況のモニタリング 国の投資目標を達成するための技術支援をもたらすプロジェクトの準備
Information and Investment Promotion Directorate	
1. Promotion Team 2. Diaspora Team 3. Information and IT Management Team	<ul style="list-style-type: none"> 投資促進戦略の作成 投資関連データの収集、分析、配布 投資促進のための資料の作成、印刷、配布 投資誘致に係る広報活動の実施 投資促進活動や投資家へのロビー活動を通じた投資誘致 潜在的投資家の発掘及びマッチメイキング 競争力のある投資環境を目指した政策アドボカシーに関する企画の提案 投資拡大等しやすい投資環境作り 投資家に対する投資関連法の啓もう活動
Licensing and Registration Directorate	
1. Licensing Registration Team	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記証の承認、発行、修正、削除 TIN 番号の登録、変更 投資(新規・拡大)認可証の承認、発行、更新、変更、取消 ビジネス・ライセンスの発行 建設許可の発行 労働許可の発行、更新、取消 技術移転合意書の登録
Investment Projects Support and Aftercare Directorate	
1. Textile and Leather Team 2. Agro-processing Team 3. Metal and Engineering Team 4. Chemical and Pharmaceutical Team 5. Other Manufacturing Team 6. Agriculture Team 7. Service Team	<ul style="list-style-type: none"> 居住許可申請の支援 土地取得の支援 EIA 申請の支援 融資申請の支援 水、電力、電話サービス申請の支援 投資プロジェクトの内容確認、モニタリング 投資優遇措置の適切な執行確認
Customs Duty Directorate	
1. Customs Duty Team	<ul style="list-style-type: none"> 生産機械の輸入に関する関税免税許可証の発行 実験器具の輸入に関する関税免税許可証の発行 スペアパーツの輸入に関する関税免税許可証の発行 建築資材の輸入に関する関税免税許可証の発行 車輛の輸入に係る関税免税許可証の発行

局名/課名	主な職掌
System Improvement and Human Resource Directorate	
1. System Improvement Team 2. Human Resource Development Team	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分析、人事計画／採用の策定 ・ 業務実施の支援 ・ 執務環境整備及び安全管理 ・ 各種研修の実施及び評価
Finance and Delivery Directorate	
1. Finance Administration Team 2. Procurement and Property Administration Team	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達 ・ 予算管理 ・ 効率的な支払い ・ 財務報告書の作成 ・ 調達、資産管理
Contract Administration Directorate	
1. Contract Administration Team	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家の投資関連法の順守確認及び違反措置 ・ 二カ国間投資協定の交渉、承認、署名 ・ 協定発効の報告及びフォローアップ ・ 各種政策と投資関連法の整合性についての定期的な見直し ・ 投資関連法に関する助言 ・ 法的問題が発生した場合の対応及びフォローアップ
Regional Investment Affairs Directorate	
1. Regional Investment Affairs Team	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIC と地方投資事務所の組織体制及び手続き方法の一致を目指した調整 ・ 地方投資事務所への技術的な助言及び支援 ・ EIC と地方投資事務所との間の情報・データの共有 ・ 投資家向け土地確保に向けた EIC と地方投資事務所との連携 ・ EIC と地方投資事務所との会合の企画・運営 ・ サービス業に従事している国内投資家の製造業への転換に係る調整・フォローアップ
Audit Directorate	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源活用、業績、サービス提供の監査、報告
Public Relations Directorate	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIC での活動の促進 ・ メディアの確認 ・ 広報資料のメディアへの提供 ・ その他広報活動
Women Affairs Directorate	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に関する啓もう活動、研修 ・ EIC 内のジェンダー問題の確認 ・ EIC の女性職員の能力向上を目指す活動の実施
Appeal Handling and Ethics Directorate	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIC の業務の法律・規則順守の確認 ・ 投資家からのクレームに係る解決策の提示 ・ 職員に対する倫理に関する研修の実施 ・ EIC 倫理規定の順守確認 ・ 汚職撲滅活動の実施 ・ 倫理的に問題のある事項に対する措置

出所：EIC からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

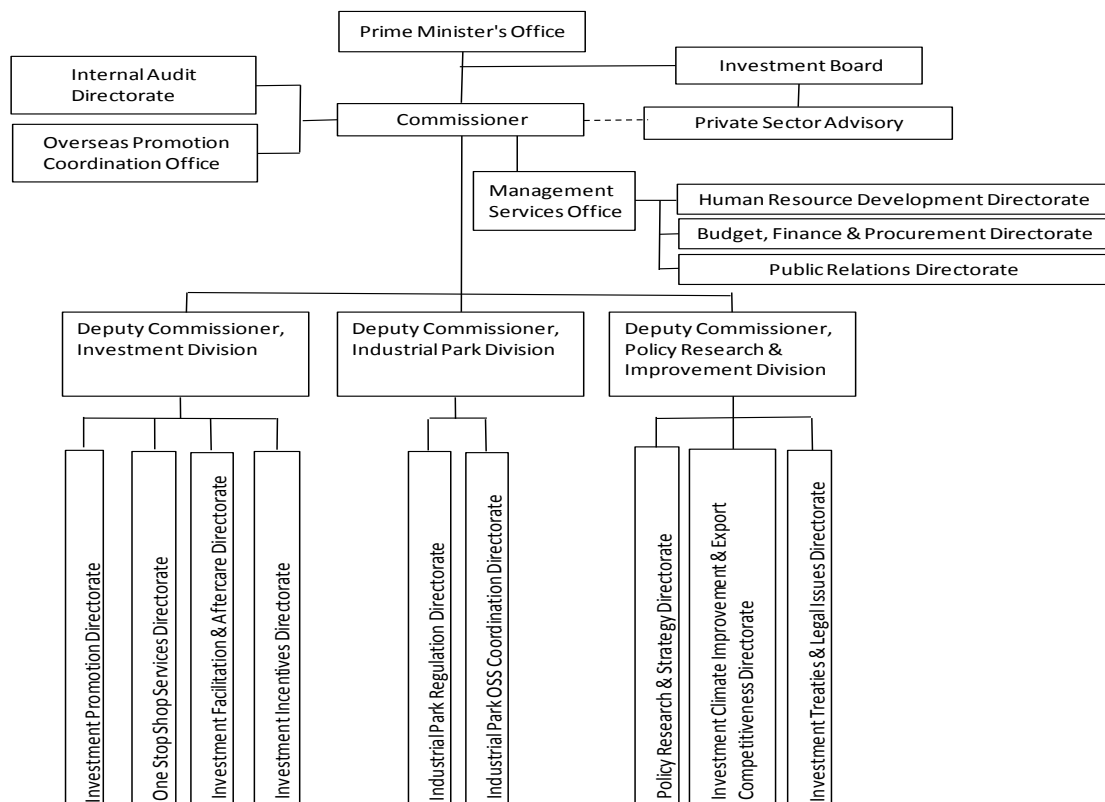
注：Audit Directorate, Public Relations Directorate, Women Affairs Directorate, Appeal Handling and Ethics Directorate に課は置かれていない。

現在 EIC は、シンガポール、韓国、ルワンダ、マレーシアの投資促進機関をベンチマーキングしながら作成した「組織改編計画書」(Study Document for Restructuring EIC) を基に、組織を改編中である。

(2) 組織改編計画と進捗

EIC は従来 FDI と国内投資についてのプロモーションが主な業務であったが、首相府の主導で、貿易投資促進のためのより大きな役割を果たすために組織改編が行われる予定である。具体的には、①工業団地開発を規制する役割、②貿易促進の役割が新規に追加される他、③在外大使館の外に EIC の独自の海外事務所を設置する方向で検討がされている。上記の詳細については、EIC、IPDC 及び工業省に係る 3 つの規則が発行される予定である。

下表のとおり、新しい EIC の組織は、従来と同様に首相府の傘下であるが、コミッショナーの下にマネジメント・サービス・オフィスを置き、更に 3 人の副コミッショナーがそれぞれ①Investment Division、②Industrial Park Division、③Policy Research & Improvement Division の 3 つの総局を管轄する体制になる予定である。なお、各部局の職掌については、組織改編計画書を元に EIC 関連の規則を準備している段階のため、本報告書作成時には公開されていない。



出所：EIC (2015) Study Document for Restructuring EIC (ドラフト)。

図 7-2 EIC 新組織図 (予定)

7.2.3 EIC の予算・人員体制

EIC の直近年度の年間予算は 3,000 万ブル程度である。そのうち、概ね給与に係る支出が全体の 35%、その他事業運営に係る支出が全体の 65%程度となっている。予算の費目は活動毎に構成されている。

EIC では、各局が自部門の年間計画を基にして EIC の経営層と予算の折衝を行い、最終的に経営層にて承認・配賦される。配賦額の割合を局毎にみると、Investment Project Support & Aftercare Directorate には 40%程度、Information & Investment Promotion Directorate には 20%程度の予算が各々配賦された。

EIC は現在定員 361 名のところ、職員数 188 名で運営されている。どの部局もおおむね定員の半分の人数で業務に携わっている。特に Regional Investment Affairs Directorate や Customs Duty Directorate には定員の 4 分の 1 程度しか人員が配置されていない。加えて、EIC の再編後、権限やタスクは大幅に増えるものの組織定員は逆に現在の約 350 人から 300 人程度に削減される予定であり、EIC としては今後より専門性のある人材を雇用する必要があると認識している。

表 7-5 EIC の人員体制 (2015 年 11 月現在)

部局名	定員	現状	充足率
DG Office	4	4	100%
Audit directorate	8	4	50%
Investment Projects Plan and Policy Research Directorate	23	11	48%
Public Relations Directorate	10	6	60%
Women Affairs Directorate	6	3	50%
Appeal Handling and Ethics Office	6	2	33%
Corporate Services Division Deputy Director	3	2	67%
System Improvement and Human Resources Directorate	17	9	53%
Finance and Delivery Directorate	89	67	75%
Contract Administration Directorate	9	4	44%
Regional Investment Affairs Directorate	12	3	25%
Investment Operation Division Deputy Director	2	1	50%
Information and Investment Promotion Directorate	48	30	63%
Licensing and Registration Directorate	27	9	33%
Investment Projects Support and Aftercare Directorate	77	29	38%
Customs Duty Directorate	20	4	20%
合計	361	188	52%

出所：EIC からの提供資料に基づき JICA 調査団作成。

7.3. エチオピア投資促進委員会（EIC）による投資促進業務内容

7.3.1 情報提供業務とその問題点

(1) 提供される情報の種類と現状

1) 外国直接投資促進のための情報

EIC は投資促進政策立案と投資家への情報提供のために FDI に関わるデータと情報を収集することを期待されている。実際、投資促進機関としての投資情報サービスの提供は情報・投資促進局（Information & Investment Promotion Directorate）が管轄している。投資情報サービスの主要媒体は、ウェブサイト（<http://www.investethiopia.gov.et/>）と投資ガイドブック（”An Investment Guide to Ethiopia”, ”Brochure”）である。これら媒体で提供される情報には以下の情報が幅広く網羅されており、かつ提供される投資関連情報は年度更新されるなど、投資家は EIC の配布物から役に立つ最新の情報を見つけることが可能である。

- エチオピアの社会経済に関する一般情報
- 投資申請、法人登記、税制、その他事業を開始し操業するために必要な許認可手続
- 投資に関する法的情報

特に、EIC ではサービス・情報の伝達と促進活動の手段としてウェブサイトを経営的に活用しており、例えば、ウェブサイトでは上級職員や代表者の職位、電子メールアドレス、電話番号を掲載し、潜在的な投資家が彼らと直接連絡をとれるように工夫されている。

2) 有望産業に関する情報

EIC では、輸出指向産業もしくは輸入代替産業を重視しており①織物・衣料品、②革・革製品、③食品加工（食品・飲料）、④製糖、⑤化学、⑥医薬品、⑦鉱業等を優先産業として掲げている。これらの産業に限らず、投資に関係する包括的な情報や具体的なインセンティブについては、ウェブサイトや投資ガイド、パンフレットを通じて公表されている。また、「コストファクター（Factor Costs）」という名称の媒体では、土地・賃金・電力・税金・輸送コストのような潜在的投資家がプロジェクト立地を検討する際に有用な具体的なコスト情報が提供されている。

3) 法令情報等

投資に関する基本法令や必要とされる申請書の雛型が EIC のウェブサイトに掲載・公開されており、”An Investment Guide to Ethiopia”や”Brochure”は印刷版も入手可能である。その一方で、法人設立、税務・会計、労働、土地、輸出入、その他ビジネスに関する法令情報を潜在的投資家は必要とするが、必ずしも全ての情報が英訳されているわけではない。現状、EIC 内においてこうした法令情報を収集し、一般潜在投資家に対し公開し提供する専門の部署は存在しないため、各省庁や関係当局のウェブサイトから情報源を探さざるを得ない。

4) 統計

エチオピアの社会・経済統計データは潜在的投資家が投資や事業に関わる戦略や計画を立案するにあたって重要な情報源である。EIC のウェブサイトや投資ガイドブックにはマクロ的な情報提供がされているが直近年度の情報は掲載されていない。同様に、エチオピアでは統計局（Central Statistical Agency）が社会経済に関する統計を編纂しており、例えば、消費者物価指数・生産者物価指数・貿易統計等が対外的に公開されているが、統計情報が継続的に更新されておらず、さらに、EIC のウェブサイトにはそれらの情報が共有されていないため、有用な統計情報となっていない。

(2) 現状の投資情報サービスの課題分析

情報・データ収集の目的・分野・手法に関し、EIC の上層部と職員は投資家が必要とする情報やデータに関する明確な方針と時を得た方法でそれらを配信することの重要性を理解しており、投資情報サービス提供に向けた組織体制を標榜している。更新頻度は最少限ではあるが、必要な情報とデータを収集しウェブサイトのデザインやパンフレットの改訂作業を含めてそれらを必要とされる形に編纂する人材、技能、設備、予算、時間と経験が一定程度蓄積されていると考えられる。

一方で、EIC は、投資関連の他省庁、地方政府、統計局、法制局、民間セクター、ドナー等とのチャンネルを持っているが、これらの機関との連携が弱く、投資家の判断に必要とされるような情報・データやサービスを十分提供できていない。以下、具体的な課題について分析する。

1) 投資家が必要とする質の高い情報提供

投資の意思決定に役立つ投資環境に係る情報が少ない。例えば、農地の情報を取得する場合、農業農村開発省傘下の農業改革局（Agricultural Transformation Agency: ATA）から様々な技術的な情報を入手することになるが、EIC は投資家にとって重要な土壌調査の内容を把握していない。また、ユーティリティ、賃金、物流等のビジネスコストに係る情報は、ウェブサイトには掲載されておらず、“An Investment Guide to Ethiopia”、“Brochure”、“Factor Cost”といった各種媒体で公表されているものの、一般的な情報提供となっている感が否めない。また、工業団地についても Bole-Lemi と Kilinto に係る簡略な一般情報はウェブサイトに掲載しているが土地、周辺の概況、アクセス等に係る更にきめ細かな情報が必要である。

2) 投資・ビジネス関連法令情報

EIC のウェブサイトにおいては、投資及びビジネスのオペレーションに関連する主要な法令情報が提供されていない。例えば、投資・会社設立・土地取得・輸出入、通関・関税、外為、税務、労務・ビザ等に係る法令は各関連機関のウェブサイトで検索することはできるが、検索に時間がかかることや必ずしも必要な法令が全て英訳されていない。アジア諸

国の投資促進機関においては、例えばカンボジアのように投資・ビジネスに係る主要な法令を英語に翻訳してウェブサイトに掲載して定期的に更新している国の例もあり、今後かかるケースを参照にすべきと考えられる。

3) 投資情報の更新頻度について

現状はウェブサイトでの情報提供と投資ガイドブックの年度更新に合わせてコンテンツを更新する方法がとられている。コンテンツを考えるのは情報提供部門、実作業は IT 部門との役割分担であるが、コンテンツの充実に伴い、半期・四半期などより頻度の高い継続的な情報更新を行い、新たな法令等の最新情報を提供することが潜在的投資家の関心喚起を高めることに繋がる。

7.3.2 窓口業務

(1) 広報・投資誘致活動

具体的な広報活動としては、在外公館の商務担当者が当該国の産業の特性・特徴を考慮して誘致する企業、セクターを選定しセミナーやワークショップといった活動を提案し、EIC 本部でその活動を検討・承認する。例えば、2014 年は 10 件程度の活動実施実績があり、日本、アメリカ、ベルギー、オランダ、ドイツ、トルコ等で開催された。これ以外にも、EIC のウェブサイトやビジネスパートナー間の口コミを通じて投資促進を図っており、外国投資家と連携した投資誘致プロモーション（トップセールス）を実施、在外のエチオピア大使館の協力を得たトレードフェアも開催している。重点国は、トルコ（織物・織物製品産業、建設業）、ドイツ（靴）、日本（革・革製品産業、織物・織物製品産業、農産品加工業、教育）、中国（広範な産業）、インド（広範な産業）、韓国（複数の産業）等である。

その他、ディアスポラ 70,000 人程をエチオピアに招き、国内の産業投資動向等の紹介をしながら彼らの投資の意向を聞く活動や、トルコ、インド、中国、EU からの進出企業によるビジネス団体（Business Forum）との定期的な会合を持ち、エチオピアの投資環境改善に向けた意見交換を行っている。

情報・投資促進局長によると、EIC が考える重要な投資実績として、Midroc Ethiopia（ホテル、建設、鉱業のコングロマリット、サウジアラビア）、Dangote（セメント製造、ナイジェリア）、Ayka（テキスタイル・衣料品製造、トルコ）、George Shoe（靴製造、中国）、HuaJin（靴製造、中国）、Etur（テキスタイル製造、トルコ等）等が挙げられた。

(2) 投資相談

潜在的投資家が他国への事業展開を検討する場合、投資環境や産業分野の状況といった公開情報のみならず申請手続等に関して個別相談を望むことが一般的である。EIC では、専門の職員が配置され、情報・投資促進部では投資家向けの一時窓口として個別相談に応じており、必要な手続き・要件、インセンティブ等の情報を提供している。ライセンス・登

録局では、申請書類の受付・手続き・投資許可の発行・商業登記簿登録が行われる。その後、Operation フェーズに入ると投資プロジェクトサポート・アフターケア局が中心となり業務を行う。

EIC 内部では職員の職務記述書が整備されており包括的な投資相談サービスを提供するための作業手順が明確化されている。また、各部門で実施された投資相談活動の内容が記録されており、投資家のニーズや要望が EIC 内で共有されている。さらに、他省庁、民間企業、ドナー、各国のビジネスフォーラム、大使館商務部等との定期的な会合が行うなど、投資家や関係機関のニーズを収集し EIC の活動に反映するための一定の仕組みは整備されている。

(3) アフターケア・サービス

アフターケア・サービスは、①既存の投資企業を定着させる、②投資企業の事業を発展させエチオピアへの再投資を呼び込む、③既存の投資企業の口コミにより投資誘致を促進するという点で重要である。EIC 内部では投資プロジェクトサポート・アフターケア局が担当部署であり、職務記述書にアフターケア・サービスに関する EIC 職員レベルでの明確な職務記述や業務フローの記載がある。また、EIC 職員が適切なアフターケア・サービスを提供する目的で投資企業のトラッキングを行うためのデータベースを保有している。

優先分野毎の個別サポートサービスだけでなく、投資家の土地取得から土地取得後の操業開始まで支援も行っている。例えば、電力、通信、水、道路などの公共インフラへのアクセスに不具合がある場合、担当部署が関係省庁へのレターの発出や必要に応じた関係省庁に出向いた交渉・調整等のサポートを行っている。また、現在 EIC 全体では約 1,300 件の投資事業を扱っているが、このうち 60 社の事業を優先事業と位置づけて重点的にフォローアップを行っている（「投資家リレーションシッププログラム」(Relationship Program with Investor)）。基本的には従業員 50 名以上の規模の大きい企業がターゲットとされ、4 名の EIC 職員が半年ごとに行うヒアリングにより、事業計画の進捗確認、将来の投資拡大の可能性、事業活動を停止した企業情報等を収集しているが、中小規模の企業は対象としていない。

アフターケア業務を充実させるためには、EIC 職員の能力強化の必要があり、EIC では、customer handling training や communication training など 8 つのコースを設けて研修を行っている。

実務において、現状の規則で考慮されていない業種への投資許可申請がある場合にどのように判断すべきか相談がくることがある。その際には、EIC が申請されている投資形態の投資効果やセキュリティ上の懸念事項を考慮して理事会にその可否についての意見表明のレターを書くことになる。理事会では超法規的な判断が可能であり、現状の規則にない新業種であったとしても進出することは可能との立場である。

また、後述のとおり、進出後のフォローを実施する権限がないため、操業が開始されると、企業は自ら関連行政機関に出向いて手続きを進める必要がある、というコメントが複数寄せられた。

7.3.3 ネットワーク構築、政策提言（アドボカシー）

EICにおけるネットワーク構築、政策提言に係る活動は投資プロジェクト計画・政策研究局（Investment Projects Planning & Policy Research Directorate）が担当部署である。同部署を事務局として民間、特に外国投資家やドナーとの緊密な関係を築き、政策事項の検討や投資促進活動において支援を得ることを目的としてネットワークを構築している。今後はエチオピア商工会議所（Ethiopia Chamber of Commerce and Sectoral Associations: ECCSA）との関係を保ちながら民間企業との関係を構築することを考えており、民間投資家との対話による投資環境の改善を図るために、EICの中に新たに官民対話（Public Private Dialogue :PPD）のためのユニットを設立する予定である。PPDは特定の国ではなく全ての国の投資家を包含する形での対話を考えている。

同局では、政策提言にも関与することが想定されているがまだ機能しているとは言い難い。同局の役割は、投資に関する布告と政令の再調整のための原案を策定し、適正な投資優遇措置・制度の準備を支援となっている。一方で、投資環境や投資優遇措置に関する政策提言をする際に、他国の事例研究を行うことは必須となるが、外部コンサルタントに委託してワンストップサービスやウェブサイトに係るベストプラクティス調査は実施しているものの投資促進、優遇措置、その他関連する事項に関する他国のベスト・プラクティスに関する包括的な調査は未だ実施されていない状況である。

上記担当局長によると民間企業との対話はこれまでも実施をしたが成功を収めたとは言い難いと考えている。その理由は、エチオピアへのFDIは20年程度の実績しかなく経験が蓄積されていないこと、EICの組織自体もこれまでは強力な権限があるとはいえなかったためである。投資家にとっては即決してもらいたい事項も、EICに権限がないゆえに結論付けるのに関係省庁との調整に長い時間を要することが多かった等の背景がある。

7.4. 投資に係る各種許可業務内容とワンストップサービス（OSS）

(1) OSSの概要

EICは「投資に関する布告」（No.769/2012）に基づいて投資関係のOSSを担う組織として規定された。EICの所掌は、①投資関連情報の提供、②投資許可証及び商業登記証の発行、投資許可の更新、ビジネス・ライセンスの発行、投資の拡張・改良の許可、③投資家へのアフターケアの促進である。

EICによると、EICの業務は、①EICが直営で行うサービス、②関係省庁から権限委譲されてEICが行うサービス、③「デスク（関係省庁がEIC内に窓口を設置）」を通じたサービ

スの3つのカテゴリーに分類される。

①は、投資許可、投資許可の更新、投資拡張・改良の許可、投資の変更、投資のキャンセル、技術移転の申請など、上記の布告（No.769/2012）に規定されている。

②は、同布告の規定により、EIC が関係省庁に代わって投資関連業務を行うもので、ビジネス・ライセンスの発行（貿易省）、労働許可証の発行（MoLSA）、建設許可証の発行（都市開発・建設省）等のサービスを提供する。

③は、EIC の建物内に、ERCA デスク（TIN の発行）（6 階）、入国管理局デスク（居住許可証）（6 階）、CBE（銀行口座開設等）（EIC の入り口）、DBE（6 階）が物理的に設置され、それぞれの業務を行っている。

コラム 7-1 EIC 内に設置された「デスク」の概要

- ERCA デスク(6 階)
 - TIN の発行(10 桁の番号)と投資家相談を実施。
 - 2 名の担当者が配置され、番号付与の権限が与えられている。
 - 一日平均 3~5 名の投資家が来訪。
 - インターネットに不具合がなければ 15 分程度で TIN を発行。
 - 2014 年 2 月以降 2015 年 8 月までに 180 の TIN を発行した。
- DBE(6 階)
 - 2014 年 2 月に EIC 内に設置された。
 - 政府の優先業種企業を対象とした融資の相談と融資受付業務を実施。(審査、承認は本店で実施)
 - 融資に関するの資本金比率は 30%。現状の金利は年利 8.5%。
 - 融資の申請から承認までの期間は最大 3 カ月間。
 - 2014 年 2 月以降、2015 年 8 月まで 45 事業(製造業及び農業)の申請があった。うち、4 事業は承認済(外資 1 件、内資 3 件)。
- 入国管理局デスク(6 階)
 - 居住許可の申請を受付。
 - 本デスクを通じた申請で、2014 年 2 月以降 2015 年 8 月までに 102 の新規 Resident Permit の発行、40 の Resident Permit の更新が行われてきた。
- CBE(EIC の入り口)
 - 2015 年 2 月に EIC 内に設置された。(銀行の支店という位置づけ)
 - 銀行口座開設に必要な書類は、投資許可証、EIC が発行した銀行あてレター、NBE が発行した口座開設許可証、会社定款。ジェネラルマネージャーが直接窓口に出向く必要がある。提出書類に不備が無ければ 5~10 分で口座が開設できる。

出所：各「デスク」からのヒアリング及び EIC 年次報告書（2014-2015）に基づき JICA 調査団作成。

(2) OSS の実態

前記、6.2.1、6.2.2 のとおり、EIC の会社設立／投資許可に係るワンストップサービス機能については、外国投資家の進出時を重視しているが、進出後のオペレーション段階でのビジネス・ライセンスや外国人駐在員の労働許可の更新等のフォローアップに関して対象となっておらずアフターケアが不十分である。また、6.2.4 のとおり、エチオピアにおける土地取得手続は複雑で長時間を要するが、ワンストップサービスにおいてはサポートレタ

一等の支援にとどまっている。

下表は、前記「7.5.1 OSS の概要」における EIC の業務の分類等に基づいて主な許認可・サービスを示し、その実態・留意事項等を整理したものである。

表 7-6 主な許認可・サービスとその実態・留意事項等

①EIC が直営で行うサービス		
許認可・サービス等		実態・留意事項
投資許可証の発行・更新		特に中小企業の投資家より一部 EIC 窓口担当者が恣意的な対応を行っているという指摘あり。(指摘)
投資拡張・改良の許可		EIC は大企業を中心に初期投資認可後のアフターケアを実施
投資の変更		EIC が直営で実施
投資のキャンセル		EIC が直営で実施
技術移転契約の登録		EIC が直営で実施
②関係省庁から権限委譲されて EIC が行う主要なサービス		
許認可・サービス等	関係省庁	実態・留意事項
関税免除の許可	ERCA	EIC は(投資インセンティブの一環として)関税免除を許可する。
商業登記、会社名の登録	貿易省	貿易省から権限移譲され EIC が実施。
ビジネス・ライセンスの発行	貿易省	初期のライセンスは発行するが、更新は貿易省の管轄。(EIC の OSS の対象外)
労働許可証の発行	MoLSA	初期の労働許可証は発行するが、更新は MoLSA の管轄。(EIC の OSS の対象外)
③「デスク(関係省庁が EIC 内に窓口を設置)」を通じたサービス		
許認可・サービス等	デスク・窓口等	実態・留意事項
TIN の発行	ERCA デスク	ERCA デスクにて TIN 番号を発行している。(所要時間は 15 分程度)
居住許可の申請受付	入国管理局デスク	審査、承認、許可証の発行は入国管理局(本局)で行われ、デスクのサービスは紹介のみ。
銀行口座の開設	CBE	EIC は銀行あてに口座開設に関するレターを発行する。
融資の相談と融資受付業務	DBE	融資の審査、承認は DBE 本店で行われ、デスクは相談窓口と受付業務中心。
④その他のサービス		
サービス内容	関係省庁・機関	実態(EIC の関与)
土地取得のサポート	農業農村開発省、農業投資庁/Land Bank、州政府の土地管理オフィス等	EIC は関係省庁・機関に支援要請レターを発行するのみで十分な連携はとられていない。
電力、通信、水、道路等の公共インフラへのアクセスのサポート	各分野を管轄する各省庁・機関	EIC は関係省庁・機関へのレターの発出や必要に応じて関係省庁に出向いて交渉・調整等を行う。

出所：関係機関からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

現地外国投資家へのヒアリングにおいて、EIC は OSS として投資許可証、商業登記証等

の発行を迅速に行い、投資家のエチオピア進出に役立っているが、進出後のフォローを実施する権限がないため、法人設立時点のみしか関与してくれない、したがって、企業は自ら関連行政機関に出向いて手続きを進める必要がある、というコメントが複数寄せられた。但し、EICに限らず、首相府、政府機関いずれも投資家との対話には随時耳を傾け、問題を解決しようとしてくれる点は評価したい、という声もあった。

7.5. 投資実績データの収集体制と現状

7.5.1 投資データの収集体制

エチオピアにおける投資データは、下記のとおり投資形態、投資セクターによって取り纏める管轄省庁が異なっている。国内投資については、全て EIC の投資データベースに反映されている⁸⁶。海外投資については、ブラウンフィールド投資は全て貿易省が管轄しており、グリーンフィールド投資のうち鉱業セクターに関する投資状況は鉱業省が管轄している。エチオピアではまだ株式取引市場が整備されていないため、ブラウンフィールド投資を行う場合、貿易省に事前認可申請をする必要があるという背景があるため、ブラウンフィールド投資は貿易省が管轄している。

EIC とこれらの省庁との連絡体制は整備されていないため、当該セクターの投資情報は EIC の投資データベースには反映されていない。他方、電力及び民間航空セクターの投資状況はそれぞれ EEA 及び ECAA から EIC への連絡体制が整備されているので、EIC の投資データベースに反映されている。

表 7-7 投資データ取り纏め担当機関

投資種類	形態	セクター	データ取り纏め機関
国内投資	-	連邦政府管轄セクター	EIC
		その他	地方投資事務所から EIC に報告
外国投資	グリーンフィールド	鉱業	鉱業省
		電力	EEA から EIC に報告
		航空	ECAA から EIC に報告
		その他	EIC
	ブラウンフィールド	-	貿易省

注：

ブラウンフィールド：外国企業が既存地場企業を一部または全てを買収する形態の投資。

グリーンフィールド：新たに投資先国に法人を設立する形態の投資。

出所：EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

ここで他国のデータ収集状況と比較したい。まずタイでは、投資促進機関であるタイ投資委員会の投資恩典認可ベースのため、投資奨励非対象業種など認可を受けていない投資は含まれていない。また、データベース作成にあたっては外国資本 10%以上の案件のみ取

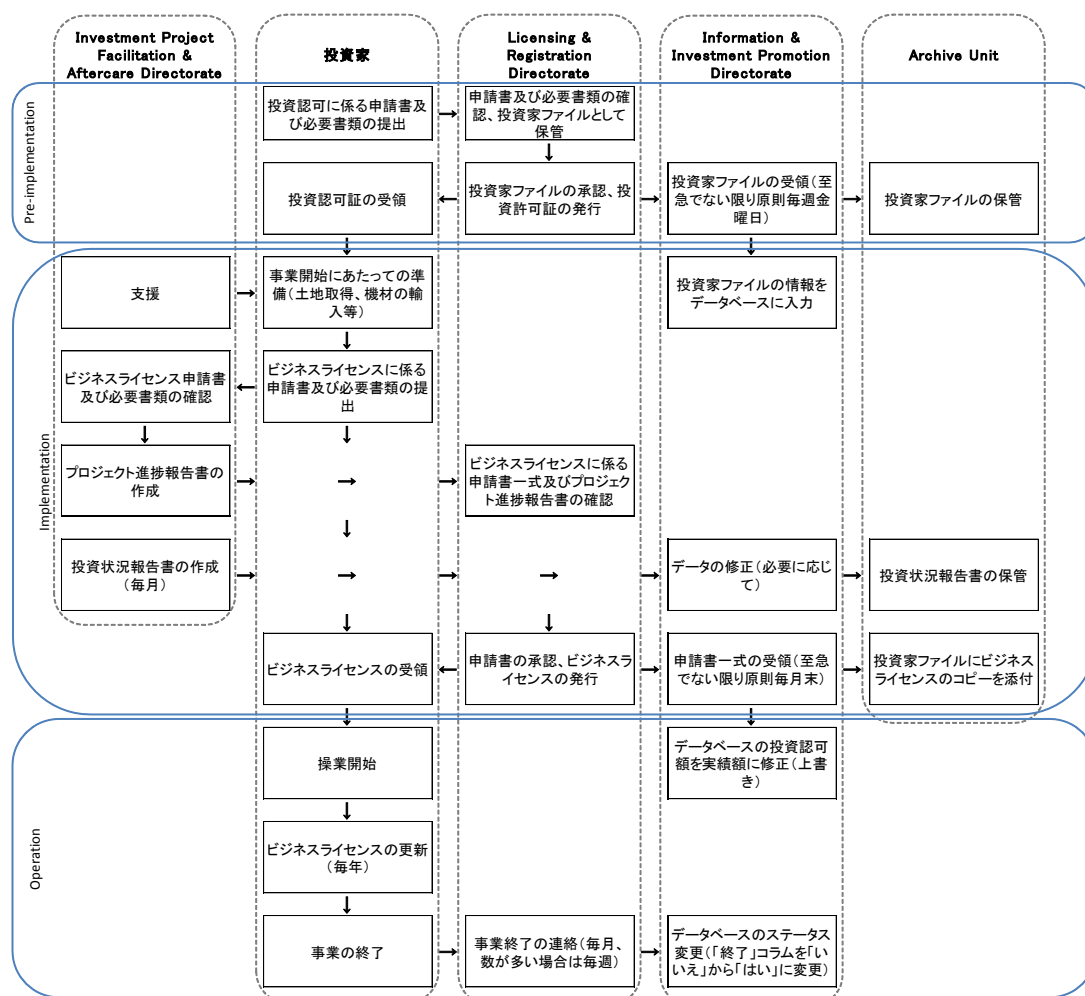
⁸⁶ 但し、後述の通りそもそも地方投資事務所のデータ収集の正確性には疑問が残る。

り扱っているほか、共同企業体（Joint Venture: JV）の場合は（投資額の振り分けが困難であるため）それぞれの国に重複して計上されている。同様に、ザンビアでも投資促進機関であるザンビア開発庁で許認可を受けている外国投資に関しては当該機関が取り纏めているが、セクターによってはザンビア開発庁以外の機関で登記をすれば事業を開始できる投資形態もあるため、最終的な外国投資全体の取り纏めは中央銀行及び統計局が行っている。このように、特に途上国において投資促進機関が外国投資の全てを把握しているケースは少ないと考えられる。現在、EIC からのデータ提供の際にこのような注記がないため混乱を招いている場合があるが、データを提供する際にそのデータの状況についても正確に伝える必要がある。

なお、エチオピアでは今後各地で工業団地の運営が開始され、各工業団地内で許認可手続きを行う予定となっている。したがって各工業団地の投資データについての取り纏めも検討する必要が出てくるため、留意が必要である。参考までに、カンボジアでは国内・海外投資にかかわらず、工業団地内・外で別の機関がそれぞれデータを管理している。

7.5.2 投資データの入力体制

まず、EIC でデータを取り纏めている投資（連邦政府管轄セクターの国内投資及び鉱業、電力、航空セクター以外のグリーンフィールド外国投資）については、下表のフローに従って、EIC が投資データベースを作成している。



出所：EIC からのヒアリングに基づき JICA 調査団作成。

図 7-3 投資データ入力に係る業務フロー

特筆すべき特徴は、EIC が実績額の入力に重点を置いていることである。現在、エチオピアにおける 3 つの投資事業フェーズのうち、Pre-implementation 及び Implementation 時は認可額が入力されているものの、ビジネス・ライセンス申請を承認した後でその認可額を実績額に上書き修正している。したがって、認可額と実績額にどのくらい差があるのか確認できない状態になっている。また、Pre-implementation 及び Implementation 時に入力している認可額は外部に公表していない。この点については、他国の状況とかなり異なっている。例えば、タイでもカンボジアでもザンビアでも投資認可額を入力する業務フローはできているが、実績額は公表されていない⁸⁷。EIC によると、エチオピア政府が実際の外貨獲得を重視しているためにこのような方法をとっているとのことだが、認可額と投資実績額はデータの性質が異なるため、単純比較できない一方、エチオピアへの投資額が低いような印象を与えることになる。また、実際の外貨の流れは中央銀行で把握できるため、国際基準に

⁸⁷ 機関内で実績額をモニタリングしているかどうかは確認が必要だが、往々にしてモニタリング体制が整っていないため、実績額は整理されていないことが多い。

合わせる形で EIC は認可額の公表を検討してもよいと考えられる。

地方投資事務所、EEA、ECAA が取り纏めている投資（連邦政府管轄セクター以外の国内投資及び電力、航空セクターのグリーンフィールド外国投資）については、EIC が各機関から毎月⁸⁸報告を受け、EIC の投資データベースに入力している。EEA 及び ECAA については、投資データが Information & IT Management Team に提出されるとともに、許認可関連書類のコピーも Licensing & Registration Directorate に送付されていることもあり、データはおおむね正確であるといえる。他方、投資データベース作成を管轄している Information & IT Management Team から、地方投資事務所から提出されるデータの正確さにかなり問題があると指摘があったため、例としてオロミア州投資事務所のデータ収集体制を下記のとおり確認した。

表 7-8 オロミア州投資事務所のデータ収集体制

収集方法	<ol style="list-style-type: none"> 各地区 (District) 投資事務所からメールで投資データが提出される。 州投資事務所の職員が現場にモニタリングに行った際に確認する。
収集項目	<ul style="list-style-type: none"> 投資家の種類(個人事業主、有限会社、株式会社) プロジェクト名 プロジェクト場所 セクター プロジェクト概要 資本金額(認可額、実績額) 雇用者数(男女別、常勤・非常勤別)(申請人数、実績人数) 製品の輸出入⁸⁹
入力方法	<p>使用ソフトウェア: Excel</p> <ol style="list-style-type: none"> 毎月末に各地区投資事務所からデータが送られてきたら、まずプリントアウトする。 プリントアウトしたデータとパソコンに保存されている投資データを、1 つずつ目で確認しながら、更新されている部分があれば手入力で修正する。

出所：オロミア州投資事務所。

現状では、EIC の投資データベースの項目と地方投資事務所のデータベースの項目が一致しておらず、データ更新の確認・入力が完全に手作業になっているという点がデータの正確度を低くしている原因だが、EIC としては、いずれも地方投資事務所のキャパシティが低いと考えている。そこで EIC では、Regional Investment Affairs Directorate が投資戦略策定、投資誘致、アフターケア、規定・規則の運用方法、データの重要性についての研修を地方投資事務所の職員向けに企画・運営しており、地方投資事務所の能力向上を目指している。今後は具体的なデータ収集方法、入力方法、管理方法についても研修を行う予定となっている。他方、連邦制であるエチオピアでは、EIC から地方投資事務所へは（指示ではなく）依頼の形しか取れないため、地方政府との調整が担当省庁である Ministry of Federal Affairs と連携している。

⁸⁸ 昨年までは四半期ごとの報告だったが、今年から毎月に変更された。

⁸⁹ 但し、本項目は ERKA 管轄のため、データベースにコラムは作られているが、空欄のままである。

7.6. 工業団地開発に係る機関と組織・活動

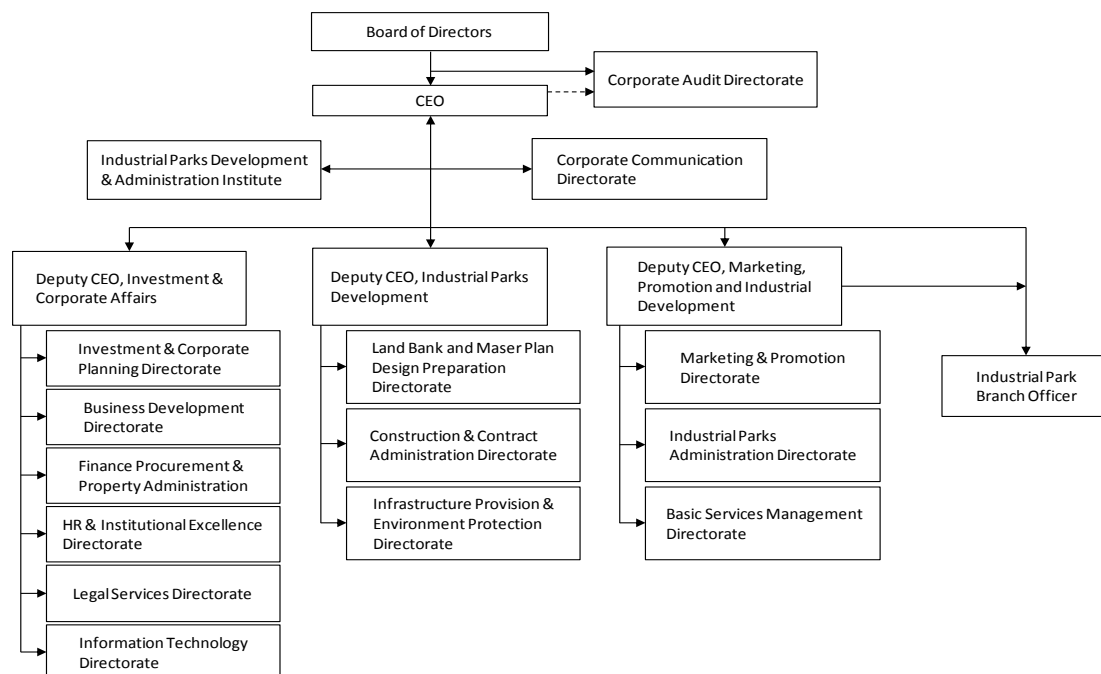
7.6.1 工業団地公社（IPDC）の組織・機能

(1) IPDC の設立根拠・権限

工業団地については、2015年4月に「工業団地に関する布告」(Industrial Park Proclamation No. 886/2015)が公布され、現在規則が策定中である。前述のとおり EIC が工業団地の規制・監理を行い、IPDC は工業団地開発者及び運営者として EIC の下に位置づけられる。また、IPDC 内では、EIC の OSS としての役割や権限が強化される予定であり、EIC の支援のもと、入居企業は IPDC の敷地外に出ることなく全ての必要手続きを了することができる予定である。EIC 及び IPDC の具体的な業務については、「工業団地に関する布告」(No.886/2015)の下に置かれる規則に規定される予定となっている。しかしながら、2015年11月現在、関連規則は未だ施行されていない⁹⁰。

(2) IPDC の組織体制

現在、IPDC は下図のとおり理事会 (Board of Directors) の元 CEO をトップとして、3名の Deputy CEO がそれぞれ①Investment & Corporate Affairs、②Industrial Parks Development、③Marketing Promotion and Industrial Development を管轄している。各 Deputy CEO の下には局 (Directorate) が置かれており、そのほかに各工業団地に支所が置かれ、CEO 直轄となっている。

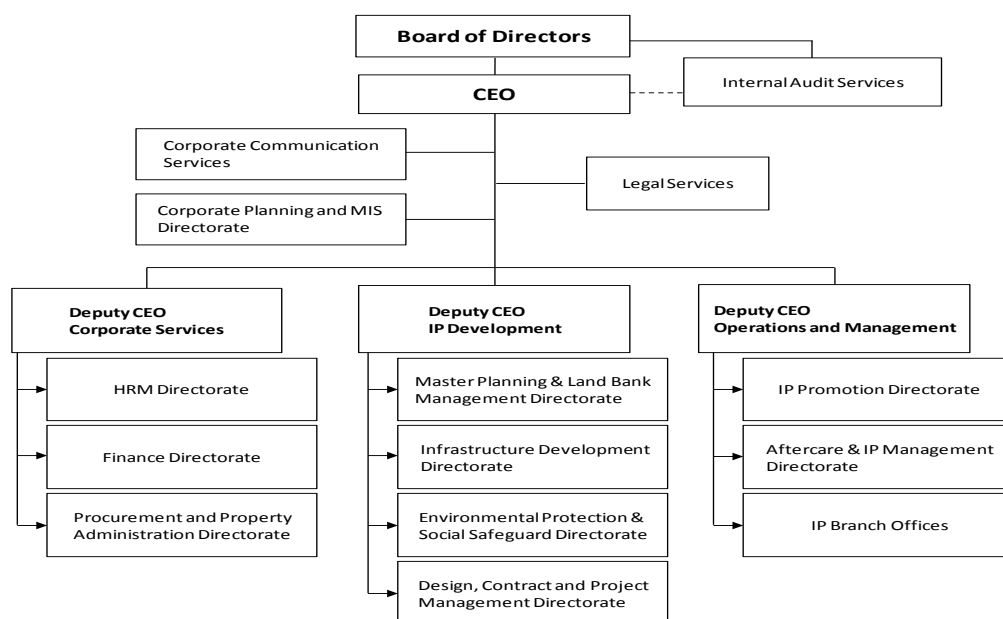


出所：IPDC からの提供資料。

図 7-4 IPDC 組織図 (2015 年 11 月現在)

⁹⁰ IPDC によると 2015 年 12 月中の施行を目指しているとのことだが、同機関を支援している世銀によると 12 月は現実的ではないとコメントしている。

また、IPDC も現在、組織改編中である。これは、2014 年 12 月に組織体制の承認が下りたものの、その後世銀からマレーシア人のコンサルタントが派遣され、シンガポールの JTC コーポレーションをモデルとした新しい組織体制が提言されたためである。新組織体制でも、理事会の下に CEO が置かれ、CEO の下に 3 名の Deputy CEO が置かれるという点で、大きな変更はない。但し、現組織体制では、各工業団地の支所が CEO 直轄だったのに対し、新組織体制では、Operation & Management の Deputy CEO の下に配置されている。なお、新組織体制は理事会の承認を得たので、現在、首相の署名を待っている状況であるが、署名時期については確定していない。



出所：IPDC からの提供資料。

図 7-5 IPDC 新組織図（予定）

IPDC のミッション、役割については下表のとおり。

表 7-9 IPDC のミッション、新組織図（予定）

ビジョン	2025 年にはアフリカの革新的なエコ工業団地開発及び運営事業を行う主要なデベロPPERとなる。
ミッション	1. 高技術水準な工業団地開発の促進 2. 工業化の推進、輸出の促進、雇用の創出によって国家開発目標である中所得国の仲間入り
役割	1. 工業団地の開発・運営、賃貸、売却 2. 国家工業団地開発計画に準じた詳細計画の策定、更に地方自治体との協定に伴った工業団地開発用地の整備・提供 3. 関係機関との協調による工業団地開発事業者への必要なインフラ提供 4. 工業団地運営業務の外部発注 5. 工業団地の営業及び投資家の誘致促進 6. MoFEC の方針及びガイドラインに沿った国内外の金融機関からの資金調達 7. 目的達成に必要なその他業務の対応。

出所：IPDC ウェブサイト。

(3) IPDC の予算・人員体制

IPDC には現在、組織全体として 90 名強の職員がおり、本部に 60 名強、各工業団地に 30 名程度配置されている。その他、工業団地運営の助言を受けるために、フィリピン・マレーシアからコンサルタント（個人）を、エンジニアリングに関しての助言を受けるため、パキスタンからコンサルタント（個人）を雇用し、支援を受けている。しかし現状では、全ての要員の配置は終わっておらず、採用活動を継続している状況である。

(4) 課題

必要な専門家の不在と経験不足が、現在 IPDC が抱えている大きな課題である。そのため、多くの業務が契約管理など適切な対応をしないまま外注されていることが見受けられる。課題が見受けられる主な分野を以下に纏めた。

- 新規工業団地の計画業務
- 既存工業団地の維持管理業務
- ワンストップサービスの開始と工業団地入居者への提供

7.6.2 既存工業団地及び建設中・計画中の工業団地概要

IPDC は現在、運営中の工業団地 2 件、建設中の工業団地 1 件、設計中の工業団地 2 件を有している。

表 7-10 運営中の工業団地

名称	場所	港湾からの距離	面積	業種	運営開始年
Addis Industrial Village	アディスアベバ	863 km	88ha	アパレル	1980 年代
Bole Lemi Industrial Park Phase I	アディスアベバ	863 km	156ha	アパレル	2014

出所：IPDC ウェブサイト。

表 7-11 建設中・計画中の工業団地

名称	首都からの位置	首都からの距離 (km)	港湾からの距離	面積 (ha)	業種	完成予定 (年)
建設中の工業団地						
Hawassa	南	275 km	998 km	300 ha	繊維・アパレル	2016
計画中の工業団地						
Bole Lemi II	アディスアベバ内	アディスアベバ内	863 km	186 ha	繊維・アパレル	2017
Kilinto	アディスアベバ内	アディスアベバ内	863 km	337 ha	混在	2017
2019 年までに建設開始予定の工業団地						
Dire Dawa	東	473 km	380 km	1,500 ha	繊維・アパレル、自動車組立、食品加工	2016 (当初予定)

名称	首都からの位置	首都からの距離 (km)	港湾からの距離	面積 (ha)	業種	完成予定 (年)
Kombolcha	北東	380 km	480 km	700 ha	繊維・アパレル、食品加工	2016 (当初予定)
Mekelle	北	760 km	750 km	1,000 ha	繊維・アパレル、食品加工	2016 (当初予定)
Adama	南東	74 km	678 km	2,000 ha	繊維・アパレル、自動車組立、食品加工	2016 (当初予定)
Bahir Dar	北西	578 km	985 km	1,000 ha	繊維・アパレル、食品加工	2016/17 (当初予定)
Jimma	南西	346 km	1,098 km	500 ha	繊維・アパレル、食品加工	2016/17 (当初予定)
Air Lines Logistics park	アデイスアベバ内	Addis Ababa	863 km	200 ha	物流サービス	2019 (当初予定)

出所：IPDC ウェブサイト。

(1) Bole Lemi Industrial Park

Bole Lemi はエチオピアで初めて IPDC が手掛けた工業団地である。Bole Lemi-I (156 ha) は 2014 年から運営され、全て貸工場が備わっており、インド (4 社)、中国 (3 社)、韓国 (1 社)、バーレン (1 社) からなる計 9 社に賃貸されている。Bole Lemi-II (186 ha) は世銀の協力の下で現在設計が進められており、用地賃貸の他、要望に沿った貸工場も用意される。



Bole Lemi-I の現況

Bole Lemi-I はゆとりのある空間利用がされており、平方メートルあたりの建設コスト増だけでなく、可販面積も縮小している。現在、電力や下水処理場がまだ建設途中である。しかし、建設業務は適正な管理が IPDC によってなされておらず、安全や運営している入居企業への影響に関して建設業者によって配慮されていない。

(2) Addis Industrial Village

Addis Industrial Village は 1980 年代に設営されたエチオピアで初めての工場群（88 ha）である。公営工場 10 件及び借地に建設された民営工場 9 件がある。

(3) Hawassa Industrial Park

Hawassa Industrial Park はアディスアベバから 275km 離れた Hawassa 湖に隣接している。同工業団地は総面積 300ha の国家基幹プロジェクトであり、織物・衣服業を優先的に誘致する。また、エチオピアで初めての環境に優しい開発を目指す。Hawassa の設計と建設は電力と水に配慮し、再生可能エネルギー（水力）、自然光及び自然換気の最大活用、ソーラーLED 街灯、及び雨水の再利用を取り入れる予定。100ha の第一期建設が現在進められている。



Hawassa Industrial Park の現況

(4) Kilinto Industrial Park

Kilinto はアディスアベバの南部に位置している。総面積 240ha の Kilinto は農産物加工、薬品、機械、電気・電子、木工家具の複合産業利用を目的とし、国内外への供給を目指す。世銀の協力下で Kilinto は 2 期に分けて開発される。第 1 期の 153ha を現在設計中。建設用地の特定に時間を有したため、設計業務は予定より遅れている。さらに、度重なる設計方針の変更が多くの手戻り作業を発生させている。

7.6.3 IPDC 及び工業団地開発に向けた課題と他ドナーのよる支援

(1) 課題

上記の課題に対し、IPDC は既存工業団地の維持管理業務について、下記の分野への能力向上が必要であると考えている。

- 道路、電力、上下水道、廃棄物処理を含めた維持管理の技術監督
- 進行中の工事業務の監督
- 維持管理業務マニュアルの作成
- 現場業務に対する技術提案

こうした分野における支援を展開する場合、現場における適切な技術支援を実施するには以下の課題への配慮が必要である。

<法制度の欠落>

IPDC が必要とする技術基準を含めた関連法制度は、世銀の支援下で EIC が作成する。現在世銀は技術基準の作成に必要な方針類を素案した段階にある。したがって、技術基準の作成にはまだ時間を有する。一方、工業団地は既に存在しており、適切なガイドラインや基準もなく運営維持管理業務が行われている。基準は現状に沿って現場で作成可能だが、その活用は特定の工業団地に限られる可能性があり、更に将来的にはエチオピアの全工業団地への適応を前提に作られる基準類に置き換えられる可能性がある。

<成長途中の組織>

IPDC はまだ雇用を進めている成長途中の組織である。そのため、能力と将来組織編成計画を踏まえ、外注も含めた維持管理業務の検討が必要である。さらに、将来の組織編成に合わせた教育訓練プログラムの作成も必要となる。

<将来の OSS 設置への配慮>

OSS の実現には多くの関連機関との協調・協力が必要とされ、その運営については、IPDC の組織能力・権限外である。しかし道路や排水など、工業団地の内部インフラに限らず、電力及び上水などの外部インフラも OSS の技術サービスの一部であり、これら外部インフラ事業者との関係を踏まえた OSS サービスのあり方を検討・推進する必要がある。

<IPDC の責務及び権限に見合った支援>

IPDC の責務及び権限外の業務に対する支援は互いのストレスと意思疎通の疎外となる。したがって、支援内容は先に纏めた IPDC の責務及び権限内に収める必要がある。

また、IPDC は基準類を作成する立場にないことや OSS の実施に必要な調整業務の対応が困難であることなどを踏まえ、EIC にも技術支援の需要があると考えられる。工業団地法の作成支援に引き続き、世銀が EIC に対する工業団地の細則作成支援を行っており、更に基準類の作成支援も予定している。現時点では基準類に対する支援内容がまだ未確定であり、その内容も多岐にわたることから、技術面での他ドナーからの支援を歓迎する世銀担当者からの発言もあった。

(2) 世銀の支援

現在工業団地開発分野では、世銀により下記の支援が行われている。

IPDC は世銀による“Competitiveness and Job Creation Project”の実施機関となっている。今後、2016年3月派遣を目処に世銀は以下の業務調達（関心表明は2015年12月7日に締切）を行う予定である。全体業務調整を兼務する専門家1名を継続派遣し、その他必要な要員を随時派遣する計画である。

- IPDC に対し、詳細計画と入居企業及び工業団地開発事業者の投資促進実施に必要な予算計画を含めた、「営業・投資促進戦略 5 年間計画」の策定支援
- IPDC の戦略に対する国際基準に基づいた提案、戦略的 2 分野における工業戦略の調査・分析
- IPDC の投資促進に係る業務内容及び運営マニュアルに対する立案と実施、工業団地開発事業者の誘致を含めた IPDC 従業員及び管理職者に対する指導
- IPDC に対する積極的な投資促進方法の実施支援、含む戦略的 2 分野に対する 2 キャンペーン。

更に世銀は最適技術を用いた産業廃棄物処理（含む処理場の設置と運営）に係る国際的な環境専門家の派遣調達（関心表明は 2015 年 9 月 8 日に締切）を実施中である。その支援内容は以下のとおりである。

- IPDC の環境に係る能力・システム及び組織体制の評価
- 教材作成及び教育実施を含めた、IPDC 環境専門家に対する総合的な訓練プログラムの立案
- 廃棄物処理場の設置・運営・管理に必要な環境管理システムのマニュアル及びガイドラインの作成
- 分別・再利用、緊急時対策、処分条件、廃棄物モニタリング、サンプリング及び試験基準を含めた、排水及び固定廃棄物管理ガイドラインの作成

第8章 投資促進に係るドナーの支援

8.1. 投資促進に係る援助実績

8.1.1 エチオピアにおける開発援助

エチオピアでは、援助協調を推進するために、UNDP エチオピア事務所が事務局となり28の多国間、二国間援助機関が開発援助グループ（Development Assistance Group: DAG）を2001年に設立した。DAGでは、セクター別に11のワーキンググループ⁹¹が設けられており、その中の一つに民間セクター開発・貿易グループがある。また、それぞれのグループでは援助機関、エチオピア省庁が議長となっており、民間セクター開発・貿易グループでは、EU代表部と世銀が共同議長になっている。

投資促進分野に関しては、IFCなど複数ドナーによってMulti Donor Initiative for Private Sector Developmentという投資許認可制度の円滑化に関するプロジェクトを実施している。同プロジェクトでは、シングル・ウィンドーの導入による国境における物流、人の移動、関税業務等に伴う手続きの一括化、自動化を進めている。また、関税に関する布告に関する規則の策定、リスク管理に関するキャパシティビルディング、ERCAにおける施行マニュアル類の作成も支援している。なお、シングル・ウィンドーのシステムは韓国の方式を採用し、韓国政府が金額の半分を負担することが決まっている。

また工業団地開発については、世銀がCompetitiveness and Job Creationプロジェクトとして、①IPDC設立に係る法制度設計、②IPDCの能力向上、③IPDCを中心とした地場産業育成という流れで工業団地に係る全般的な支援を行っている。

さらに、物流については、UNDPの支援によって国家物流戦略(National Logistics Strategy)が作成され、本調査時点では、首相承認を得て正式に施行に移るための最終的な調整を行っていた。また、この戦略開始に先立ち、EMAAが事務局になって、Debretsion副首相・情報通信相を議長にしたNational Logistics Councilを立ち上げ、戦略に関する政府内及び関係者との調整を開始している。加えて、IFCでは新たな大型の融資案件を検討中で、ドライポートのオペレーションのIT化とジブチも含めたネットワーク構築、物流ハブの整備等の案を持っている模様で、12月には本部からプロジェクト形成に向けた調査が派遣される予定である。

その他、民間セクター開発・貿易グループでは、セクターに特化した産業振興や貿易促進、中小企業振興等のプロジェクトを実施している。

⁹¹ ジェンダー、市民社会、運輸、地域開発・食糧保障、水、モニタリング&評価、民間開発セクター・貿易、公共財政管理、教育、保健、マクロ経済の11つ。

表 8-1 エチオピアで実施中の民間セクター開発及び貿易に係る支援プログラム一覧

プロジェクト名	ドナー・機関名	実施機関名	プロジェクト期間	分野
Multi donor Initiative for Private Sector Development - Investment Climate Program.	IDC、カナダ、DFID、SIDA	IFC、産業省、エチオピア関税歳入庁、貿易省	2013-2015	投資許可制度
Transformation Triggering Facility (TTF)	EU	財務経済開発省、産業省、EIC、アデイスアババ大学	2013-2017	投資促進
Trade Enhancement and Facilitation Program (TEFaP)	EU	貿易省、エチオピア関税歳入庁	2013-2017	通関
National Logistics Strategy	UNDP	運輸省、海事	2013-2014	物流
Preparation of business plan for piloting Integrated Agro- Food Parks (IAFP) in Ethiopia	イタリヤ開発協力庁 (IDG)、FAO、UNIDO	産業省、農業省、UNIDO、FAO	2014	工業団地
Competitiveness and Job Creation (CJC) project	世界銀行	産業省	2014-2020	工業団地
Development Credit Authority (DCA)	USAID	アビシニア銀行、ダンゼン銀行、セメン銀行、オロミア国際銀行、オロミア協同組合銀行、NIB銀行、アワシ国際銀行	2004-2020	金融・資金調達制度
Policy Dialogue for Industrial Development	JICA	産業省及び省相府、国家計画委員会を中心とした関係者と の政策対話	2011-2015	産業政策
Capacity Building for Dissemination of Quality and Productivity Improvement (KAIZEN)	JICA	エチオピアカイゼン機構	2011-2014 (延長検討中)	民間セクター開発
Empowering Non-State Business Actors/Associations	EU	アデイスアババ商工会議所及びセクター別協会	2014-2016	民間セクター開発
National Quality Infrastructure project	EU、GIZ	科学技術省、エチオピア標準化庁、エチオピア適合性評価会社、国立質量研究所、国立認定事務局	2010-2016	貿易促進
Connecting 150 Women and Girls to Export Markets Ethiopia	カナダ	アフリカ女性の経済カエン・ハブ・ワーキングセンター	2014-2016	貿易促進
USAID Agricultural Growth Project - Livestock Market Development (AGP-LMD)	USAID	農業の新たなフロンティアの開拓 (ONFA)	2012-2017	貿易促進
Ethiopia Sustainable Tourism dev't Project	世界銀行	文化観光省	2009-2014	産業振興
Technical Assistance Project for the Up-Grading of the Ethiopian Leather and Leather Products Industry	IDC	UNIDO、産業省	2014-2015	産業振興
Support for Agricultural Marketing Development in Ethiopia	EU	エチオピア商品取引所、エチオピア適合性評価会社、貿易省	2010-2015	産業振興
Industrial Development Program	UNDP	産業省	2012-2015	産業振興
Capacity Strengthening for Ethiopian Tourism Organization	UNDP	エチオピア観光協会、文化観光省	2014-2015	産業振興
AGP-made	USAID	農業協同開発・国際海外協同支援ポランテア (ACDI/VOCA)	2011-2016	産業振興
Ethiopians Driving Growth Through Entrepreneurship and Trade (EDGET)	カナダ	メノナイト経済開発協会	2010-2016	産業振興
Pastoralist Resiliency Improvement through Market Expansion (PRIME)	USAID	マーシーコーンインターナショナル	2012-2017	産業振興
Engaging the Private Sector in Support of Smallholder Farmers	カナダ	UNDP	2013-2017	中小企業振興
Private Enterprise Program Ethiopia	DFID	DAI(アメリカの開発コンサルタント会社)、産業省	2013-2020	中小企業振興
Entrepreneurship Development (EDP) / Local Economic Development (LED)	UNDP	連邦中小企業支援庁、地方中小企業支援庁、市役所、公立大学	2013-2015	起業家支援
Women Entrepreneurship Program	世界銀行、DFID、CIDA	都市開発・建設省、エチオピア開発銀行	2012/13-2016/17	起業家支援
Entrepreneurship and Business Growth for Youth	カナダ	Digital Opportunity Trust (カナダの開発コンサルタント会社)	2012/13-2016/17	起業家支援
Improving and Integrating Animal Health Services in the Livestock Value Chain through Public Private Dialogue in Ethiopia	EU	農業省	2010-2014 (延長の可能性あり)	法制度整備
Strengthening Education for the Mining Sector	カナダ	検討中	2014/15-2018/19	職業訓練

注：CIDA：カナダ国際開発庁、FAO：国連食糧農業機関、GIZ：ドイツ国際協力公社、IDC：イタリヤ開発協力庁、SIDA：スウェーデン国際開発協

力庁、UNIDO：国連工業開発機関。
出所：DAG 資料を元に、JICA 調査団作成。

過去10年間のエチオピアにおける民間セクター開発に係る援助額をみると、30万ドルから60万ドルの間にあり、全体としては緩やかな上昇傾向にある。民間セクター開発関連支援の中でも、運輸・倉庫業に対する援助額が多くなっており、エネルギー業に対する援助がそれに続いている。但し、民間セクター開発関連支援は、エチオピアに対する援助全体の15%前後を占めるのみとなっている。

表 8-2 エチオピアにおける民間セクター開発に係る援助額の推移

(支出総額ベース 単位：百万ドル)

百万ドル(2013年基準)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全セクターODA合計額	1.74	1.94	2.13	2.19	7.08	2.54	3.28	4.00	3.58	3.49	3.24	3.90
民間セクター開発関連実質ODA額(A+B+C+D)	0.50	0.22	0.31	0.32	0.45	0.42	0.48	0.64	0.41	0.49	0.41	0.60
全体に占める民間セクター開発関連ODAの割合	29%	11%	15%	15%	6%	17%	15%	16%	11%	14%	13%	15%
経済インフラ及びサービス 合計額(A)	0.38	0.22	0.25	0.31	0.43	0.40	0.47	0.62	0.38	0.46	0.40	0.54
運輸・倉庫業	0.21	0.16	0.16	0.15	0.23	0.23	0.31	0.24	0.24	0.32	0.26	0.32
通信業	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00
エネルギー業	0.09	0.05	0.04	0.12	0.14	0.10	0.11	0.21	0.12	0.11	0.11	0.18
銀行・金融サービス業	0.08	0.00	0.05	0.01	0.01	0.02	0.01	0.14	0.00	0.02	0.00	0.02
ビジネス・その他サービス業	0.00	0.00	0.00	0.02	0.04	0.04	0.03	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02
工業、鉱業、建設業 合計額(B)	0.12	0.00	0.06	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
工業	0.12	0.00	0.06	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
鉱物資源及び鉱業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
貿易政策・規制 合計額(C)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03
観光業 合計額(D)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01

出所：OECD/DAC (<http://www.oecd.org/dac/stats/>)。

日本政府は対エチオピア支援において、農業・農村開発、民間セクター支援、インフラ開発、教育の4分野を重点分野としている。日本政府の民間セクター開発に係る援助額は、過去10年間1~2万ドルを維持しており、過去4年間においては、1万ドルから6万ドルに急増している。下表のとおり全ドナーのエチオピアに対する民間セクター開発援助額に占める日本の割合は数%を占める程度にとどまっている。

表 8-3 日本政府の民間セクター開発に係る援助額の推移

(支出総額ベース 単位：百万ドル)

百万ドル(2013年基準)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全セクターODA合計額	0.04	0.06	0.03	0.04	0.06	0.04	0.05	0.09	0.08	0.10	0.09
民間セクター開発関連実質ODA額(A+B+C+D)	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02
全体に占める民間セクター開発関連ODAの割合	53%	47%	50%	24%	19%	37%	12%	19%	6%	16%	21%
経済インフラ及びサービス 合計額(A)	0.02	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.00	0.01	0.02
運輸・倉庫業	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.00	0.02	0.00	0.01	0.02
通信業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
エネルギー業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
銀行・金融サービス業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ビジネス・その他サービス業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
工業、鉱業、建設業 合計額(B)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
工業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鉱物資源及び鉱業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
貿易政策・規制 合計額(C)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
観光業 合計額(D)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
全ドナーの民間セクター開発支援額に対する日本のODA額(%)	4.35%	12.77%	5.34%	2.60%	2.65%	3.55%	1.18%	2.64%	1.24%	3.21%	4.57%

出所：OECD/DAC (<http://www.oecd.org/dac/stats/>)。

第9章 結論と提言

9.1. 結論

エチオピアは、過去 10 年間に 2 桁の GDP 成長率を記録する等急速な経済成長を遂げている。また、潜在的に巨大な国内市場であり、安価な労働力、治安の良さ、汚職の少なさ等から近年欧米・中国・インド・トルコ等外国投資家の注目を浴びてきている。外国投資流入金額もアップダウンはあるものの 2005 年の約 30 億ブルから 2014 年の約 70 億ブルと過去 10 年間で 2.3 倍程度に順調に増えてきた。また、エチオピア政府は 5 カ年開発計画である GTP-I、続く GTP-II において 2025 年までに中所得国の仲間入りをするという目標を掲げている。外国投資はこの政策目標達成に向けて、雇用創出・外貨獲得・生産性向上等を通じた原動力となるとして、大きな期待が寄せられている。

エチオピアでは、首相の強いリーダーシップにより首相府の下で EIC が組織改編された。また、工業団地の規制・監理機能等を付加するための組織強化が行われると共に、IPDC の設立による工業団地開発を推進するなど投資促進において国家が強いオーナーシップを発揮している。一方で通信や運輸等の分野においては、かかる国家の強い介入は国営企業の独占によって高コストで非効率的な市場が形成される要因ともなっている。また、同国は農業中心の経済から縫製・皮革産業等の労働集約型軽工業へ移行している過程にあり、輸入超過、外貨不足、インフラ未整備等の課題が投資環境に負の影響を及ぼしてきた。さらに、産業化が緒に就いたばかりであり、製造業の立地に必要な安定的かつ質の高い原材料を確保という点においては皮革等のように競争力があると言われる製品についても課題がある。かかる課題は、基本的には更なる経済成長や現在政府・ドナーが取り組んでいる制度改革、組織能力向上、物流・電力等インフラ整備等が進むに従って、中長期的には改善の方向に向かうものと考えられる。

他方で、エチオピアに進出済の外資系企業からのヒアリングによれば、投資認可を得た後のオペレーション段階において各種ライセンス、外国人労働許可の発給、税務、通関・関税等の点で行政手続が不明確である、コスト・時間がかかる等多くの指摘があり、中にはエチオピアでの事業の存続や拡大に対して深刻な懸念を示した企業の例も複数あった。エチオピア政府として投資の拡大を目指すためには、今後新規投資を推進するのみならず、こうした既進出企業の声に耳を傾け、投資家のより強い信頼を獲得して投資の拡大・再投資に繋げていく必要がある。

9.2. 今後重点的にエチオピア政府が取り組むべき事項

9.2.1 投資環境改善のために取り組むべき事項

(1) 外貨割当

将来的に政府の外貨準備の改善がみられれば、NBE の外貨保有口座 (Retention Account) に関する規定を修正し、輸出企業が外貨の売上げを無制限に保有することが可能な Account

A の比率（10%）を段階的に引き上げる（すなわち、外貨保有の制約がある Account B の比率を段階的に引き下げる）ことを検討する必要がある。また、同時にかつて輸入超過で外貨不足であり厳しい外貨割当政策を取っていた国がどのような過程で資本取引の自由化や外貨割当の緩和を行ってきたかという他国の経験をエチオピア政府が整理して教訓とすることは意義が深いと考えられる。

(2) 物流

国家物流戦略の承認とともに、優先順位が示されると想定されるが、サプライチェーンに沿った物流網整備のハード整備や、関係機関、物流に係る国内民間セクターの能力向上の必要性が指摘されると考えられる。今後は鉄道を含めた形の MTS、航空貨物と道路輸送の結節点、工業地域等経済的な重要性の高い地域を結ぶハードインフラ整備と運営管理能力向上を図る必要がある。

(3) 関税・通関

通関業務の効率化では、関税に関する制度構築と改革が進められているが、経済成長によって更に増加すると考える物流量に対応するためには、今後の物流網の整備や輸出振興などの関連政策の整備と方針に沿って、通関業務の効率化に向けた対応を行う必要があると考えられる。例えば、鉄道開通においては、物流とそれに伴う通関処理の流れの構築が求められる。

(4) 税務・会計

手続き簡素化による投資家の負担軽減だけでなく、手続きの透明性や予見性を高める施策が必要である。特に問題の大きい税務調査、VAT 還付手続、損金算入基準における基準の明確化、課税所得計算のための透明なガイドラインの策定、ERCA における担当官レベルの能力向上などが必要である。また、企業向けの税務サービスを向上させるためには、税務相談窓口等を拡充することも検討できる。

(5) 労務・人材育成

外国人駐在員や技術者派遣の労働許可・ビザの円滑化については、EIC の体制強化、ワンストップサービスの機能強化の中に位置づけて、対応を行うことが必要である。また、産業人材の育成においては、世銀等による支援も一部開始されているが、投資家のニーズに見合う技術をもつ人材育成サービスの充実が求められる。

9.2.2 投資促進機関の能力向上のために取組むべき事項

(1) EIC

EIC の再編に向けた準備が進められており、工業団地の規制・監理、貿易促進等の新しい分野が職掌として含まれる予定となっている。エチオピア政府としてまだ経験が浅い分野

もあり、他国の経験を学んで参考とすべきである。また、工業団地に関する規制は、現在世銀の支援により、法令や運用に向けたルールの整備を進めている。既に開発が進められている工業団地における経験を踏まえつつ、必要な団地開発の質を確保するために、迅速且つ綿密な調整を基にした枠組みの策定が求められる。

(2) IPDC

IPDC のデベロッパーとして、工業団地の計画、運営管理等の能力向上が求められる。前述の世銀が支援する工業団地許認可に関する詳細な法制度・ルール各種の整備状況にも合わせて、法制度・運用に向けた枠組み整備の進捗と最終的な内容、関係機関との調整に留意する必要がある。